

平成20年度

包括外部監査結果報告書

(広島県における委託料について)

広島県包括外部監査人

小 野 裕 伸

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件（テーマ）を選定した理由	1
4 外部監査の日程計画	2
5 外部監査の要点（監査の着眼点）	2
6 外部監査の方法	2
(1) 県全体の委託契約の把握（選定基準1）	
(2) 合法性，適正性等の観点から一定条件による抽出（選定基準2）	
(3) 個別事情による抽出（選定基準3）	
(4) 高額保守委託契約の抽出（選定基準4）	
(5) 現地調査対象契約の抽出（選定基準5）	
7 外部監査の実施期間	4
8 補助者の資格と氏名	4
9 利害関係	4
第2 広島県の委託料の概要	6
1 定義（委託料，補助金及び請負代金の関係）	6
2 関係法令	6
3 委託契約の方法（一般競争入札，指名競争入札及び随意契約）	6
4 広島県の委託契約の状況	7
5 委託契約事務の流れ	10
6 情報システム総括監（CIO）の設置	10
(1) 情報システムに係る開発，保守の委託契約の特徴	
(2) 広島県におけるCIOの設置	
(3) CIOの設置後の動き	
(4) CIOの取り組みの経済的効果	
第3 総論 委託料に関する問題点	15
1 委託契約の方法に関する問題点	15
(1) 随意契約について	
(2) 指名競争入札における競争性の確保についての問題点	
(3) 長期連続契約について	
(4) 機器の導入契約と保守点検・維持管理契約について	
2 委託契約の内容に関する一般的な問題点	18

(1) 個人情報取扱に関する問題点	18
(2) 再委託についての問題点	19
ア 再委託についての問題の種類	
イ 問題点・問題の状況	
(ア) 一括再委託に近い型	
(イ) 事後承認型	
(ウ) 口頭型	
ウ 再委託の問題点に対する包括外部監査人の見解	
3 庁舎管理・施設管理委託契約に特有の問題点－共通仕様書に基づく庁舎管理等の業務委託に関する考察	24
(1) 共通仕様書・積算基準の設定	
(2) 予定価格の決め方に関する地域差	
(3) 各地域事務所の方式	
(4) 広島方式の問題点	
(5) 福山方式の問題点	
(6) 東広島方式の問題点	
(7) 呉方式の問題点	
(8) 予定価格の公表について	
4 土木建築設計委託契約に特有の問題点	33
(1) 建設工事請負契約約款の書式の使用	
(2) 問題点	
(3) 意見	
5 高額医療機器の保守契約に特有の問題	36
(1) 県立病院の高額医療機器の保守の委託契約の特徴	36
(2) 問題点・問題の状況	36
ア 財産取得に関する特に重要な書類が保管されていない	
イ 機器導入時の問題点	
ウ 設計金額算定上の問題点	
エ 一式見積の問題点	
オ 定期点検報告書の問題点	
カ 納品書の問題点	
キ 1人1回あたり保守点検委託料のうち人件費の問題	
ク 導入時の見積額に対し導入後の契約金額が高すぎることの問題点	
(3) 外部監査人の指摘事項・意見	54
第4 各論 各部局毎の委託料の監査結果	56
1 総務局	56

2	環境県民局	75
3-1	健康福祉局（一般会計）	81
3-2	健康福祉局（県立病院）	85
3-3	健康福祉局（病院会計）－高額医療機器の保守点検業務	96
4	農林水産局	124
5	土木局・都市局	141
6	企業局	159
7	教育委員会	164
8	警察本部	175
9	問題の見当たらなかった部局・委員会 （会計管理部，危機管理監，商工労働局，企画振興局，県議会事務局， 選挙管理委員会事務局，監査委員事務局，人事委員会事務局，労働委 員会事務局）	187
第5	総括	188

付属資料

番号	資料名
1-1	地方自治法第6節234条など
1-2	地方自治法施行令 第6節 契約 167条の2など
1-3	広島県契約規則
1-4	広島県長期継続契約に関する条例
1-5	広島県長期継続契約に関する条例の運用について（抜粋）
1-6	施設管理における設計金額算出方法
1-7	広島県個人情報取扱基準
2-1	平成19年度 広島県機構図
2-2	平成20年度 広島県機構図
3-1	一般競争入札の拡大について（通知）H19.2.28総務部
3-2	随意契約ができる場合（支出マニュアル抜粋）
3-3	契約事務の主な流れ
3-4	H18年度 C I Oの設置の成果
3-5	H19年度 C I Oの設置の成果

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）特定事件の名称

広島県における委託料について

（2）外部監査の対象期間

原則として、平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする。

（3）監査対象機関

平成19年度中に委託料の支出（特別会計からの支出を含む。）を行った全ての部局、行政委員会及び議会

3 事件（テーマ）を選定した理由

委託とは、県が行うべき法律行為または事実行為を、県職員が行う代わりに委託料を支払って他の機関または他の者に依頼することをいう。委託を行うことが正当化される理由は、県職員が自ら行うよりも、外部の専門的な業者等に委託するほうが、少ない予算で大きな効果が得られ、最終的に県民の利益になることにある。そして、委託を行う場合の委託先選定にあたっては、最も少ない予算で最も大きな効果を得られることを目標とすべきである。

平成15年度には指定管理者制度が導入され、公の施設の管理については、この制度を用いて上記の目的の実現を図ることができるようになり、さらに、制度上この目的の達成度を確認することができるようになった。しかし、それ以外の委託については個々の所管部局に任されており、指定管理者制度のように委託の目的の達成度を統一的に評価する手段がない。

委託料は、県の予算の中でも大きな割合を占めている。平成18年度決算によれば、委託料は一般会計では総額368億円、特別会計では総額49億円に達している。県全体での委託の件数は非常に多く、ほぼ全ての部局にわたって行われている。しかし、これまでに委託料の全体像について広島県において外部監査の対象とされたことはない。行政監査においては、平成16年度に庁舎管理業務委託契約、平成16年度に昇降機（エレベーター）保守管理委託契約に係る監査が行われているが、その監査において指摘された事項の改善がなされているか否かについても確認する必要がある。

このように、委託について全体的に監査を行うことは、今後、県が委託料

の見直しを検討するうえでも意義があると判断し、本年度の監査対象とした。

4 監査の日程計画

平成20年6月～7月 委託料に関する基礎データの作成依頼

平成20年8月～10月 資料徴求、実地監査、ヒアリング等

平成20年11月～12月 監査報告書の作成

5 外部監査の要点（監査の着眼点）

（1）契約手続は適正か

県が求める役務に対応した委託料の設定がなされているか。

（2）入札および契約手続は適正か

予定価格が100万円を越えるなど、競争入札すべきものを随意契約としていないか。

随意契約をする場合の根拠・理由が適正であるか。

1者見積もりにより随意契約をする場合は、その理由が明確であるか。

（3）契約事項は適正か

契約書等に必要な事項が記載されているか。

（4）委託先の選定方法は適正か

随意契約または少数の指名競争としている場合に、その選択をした法令上の根拠が整っているか。

（5）委託事務の執行は適正か

再委託の手続、個人情報保護の徹底など法令や規則に沿った事務の執行が行われているか。

（6）検査（履行確認）は適正か

求めた役務が提供されているか否かを確認できる適切な事務執行がなされているか。

6 外部監査の方法

（1）県全体の委託契約の把握（選定基準1）

まず、県の全部局において平成19年度に委託費が支出された契約（8,889件）を把握したうえで、金額100万円以上の委託契約を抽出した。この基準は、委託契約については、法令により、100万円を超えないものは随意契約をすることができるかとされているからである（地方自治法施行令167条の2、同条1項1号、広島県契約規則29条別表）。物理的に調査可能な件数につき監査を実施する前提として、まず法令で競争入札をすることを原則として要請される契約に限定するために設定したものである。

この基準によって件数を 3,129 件に絞り、次の調査項目について、調査票による分析をし、結果をまとめた。

- ① 業務内容
- ② 委託の種類
- ③ 契約年度
- ④ 契約期間
- ⑤ 委託先
- ⑥ 委託料（平成 19 年度支出額及び委託料総額）
- ⑦ 委託料の合意方法（総価契約・単価契約の別）
- ⑧ 委託先選定の方法（一般競争入札・指名競争入札・随意契約などの別）
- ⑨ 公の施設について、指定管理者制度の実施の有無
- ⑩ 再委託の有無
- ⑪ 随意契約の場合、随意契約を必要とする理由
- ⑫ 指名競争入札の場合、指名業者数
- ⑬ 入札業者数
- ⑭ 委託先との連続契約年数
- ⑮ 予定価格

(2) 合法性、適正性等の観点から一定条件による抽出（選定基準 2）

上記の選択基準 1 で選定された 3,129 件を対象に、次の①乃至④の条件を満たすものを抽出し、その中から平成 19 年度支出金額的に上位、委託の種類と所管部局、本庁と地方機関のバラツキなどを考慮して、任意に選別した。

- ① 随意契約を必要とする理由が「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(その性質又は目的が競争入札に適さないとき)に該当する。」とするもの。
- ② 同一業者が長期間連続して契約しているもの。
- ③ 指名競争入札で指名業者登録数が 3 者以下のもの。
- ④ 再委託禁止条項があるのに再委託していると答えたもの全て。

この選定基準 2 は、上記の監査の着眼点に立って、合法、有効、効率、経済、適正性の観点から、問題のありそうなものを選別するために設定した基準である。

これによって契約の件数を約 288 件に絞り、下記の共通資料の提出を求め、個別案件に関する照会を行い、その回答並びに必要な応じて提出を求めた追加資料の調査分析を行い、結果をまとめた。

【共通提出資料】

- ① 仕様書（共通仕様書及び図面を除く）
- ② 設計金額算定資料及び予定価格調書

③ 委託契約書(変更契約がある場合は当初のものから最終のものまでの全て)

④ 検査調書及びその他の履行確認書類(完了届等)

【個別案件につき照会事項で求めた資料の例】

① 随意契約を必要とする理由の具体的根拠, 業者選定資料

② 過年度の入札結果表

③ 指名業者の条件を示す資料

④ 再委託の承認申請書, 承認書

(3) 個別事情による抽出(選定基準3)

選定基準2で選別した対象を調査中に、関連性があると思われる契約を調査対象に加えた。

(4) 高額保守委託契約の抽出(選定基準4)

選定基準1で選別された契約のうち、高額機器の保守管理契約、システムの開発や導入後の保守管理契約について、金額的に大きい(平成19年度の委託料の支払額が500万円を超える)ものを16件選別した(うち13件が県立広島病院に導入されている高額医療機器等の保守管理契約である)。

この基準は、情報システムの開発やその後の保守管理業務、県立広島病院における高額医療機器の保守点検業務委託について、公正公平で透明性の高い調達プロセスが採用されているか、低価格で高品質なシステムを適正な時期に獲得しているか、調達方式は競争性を確保した入札方法によることを原則としているか、業務やシステムの規模・特性等に応じて最適な調達方式を選択しているか、などを調査しようとするものである。

(5) 現地調査対象契約の抽出(選定基準5)

高額医療機器の保守管理契約の調査をするうち、疑問点が多かった高額医療機器の保守点検委託契約につき、県立広島病院へ現地調査を行った。

7 外部監査の実施期間

平成20年4月1日～平成21年3月31日

8 補助者の資格と氏名

公認会計士 早稲田 幸 雄

弁 護 士 兒 玉 浩 生

税 理 士 竹 島 哲 郎

9 利害関係

包括外部監査人は平成19年度においても広島県の外部監査の委託を受

けているが、この委託契約については利害関係を有するので当外部監査の対象としない。

包括外部監査人及び補助者は、上記の契約を除き、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

第2 広島県の委託料の概要

1 定義（委託料、補助金及び請負代金の関係）

- (1) 委託料は、県の事務または事業を委託する場合の委託業務の対価として支払う経費である。委託料は、補助金と異なり委託業務の対価であるから、支払った委託料と得られた成果が見合う必要がある。見合わない場合は、その部分については、「対価性」が崩れており、本来は委託としては許容できないことになる。そこで、まず、委託料の検査をする際には、積算表に基づいて対価性のチェックを行なうことになる。対価性がないと考えられる場合には、その理由を検討する必要がある。
- (2) 補助金は、特定の事業または研究等を行う者に対し、その事業または研究等を助成するため法令の規定に基づき交付する経費、及び特定の事業または研究等が公益上必要である場合に、これらを助成するために交付する経費である。補助金は、法令上の根拠を有すること、公益上の必要性を認められることが必要である（地方自治法232条の2）。公益性のない事業や団体に対し補助金を交付してはならない。委託料の名目で、特定の事業または研究等を助成するため実質的に補助金と認められる金を公益性のない事業や団体に対し交付しておれば、委託契約に要請される対価性が崩れており、委託としては許容できないことになる。
- (3) 工事請負金は、県の工事のうち請負契約により工事を行う場合の工事完成の対価として支払う経費である。

2 関係法令

地方自治法2条2項④、地方財政法4条1項には、委託料の執行における基本的事項は、①最小の経費で最大の効果をあげるようにしているか、②必要かつ最少の限度を超えて支出していないか、③予算の執行計画は適正に立てられ、計画どおり執行されているか等が挙げられている。また地方自治法234条1項では、委任契約については、売買や請負契約と同様に、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結するものとする。」とされている〔資料1-1〕。

3 委託契約の方法（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）

(1) 契約見直しの取り組みについて

委託・役務業務の契約については、平成18年度、平成19年度に「1者随意契約の見直し」「長期継続契約の徹底」「一般競争入札の拡大」などの見直しが行われた。予定価格100万円を越える委託・役務業務については、

平成20年度契約分から原則、一般競争入札を実施することとしている。〔資料1-3〕。

(2) 委託業務の契約方法の決定

県が契約を締結するに当たっては、地方自治法234条1項の趣旨に従い、公正で適正かつ効率的な執行が要請される場所であり、いかに適切な契約方法を選ぶかが極めて重要である。契約の締結方法については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの4つの方法があるが、それぞれの概要は以下のとおりである。

①一般競争入札

公告によって不特定多数の者を誘引して入札による競争を行わせ、その入札者のうちから、県にもっとも有利な条件をもって入札した者を相手方として、契約する方法をいう。

②指名競争入札

指名競争入札とは、県が資力、信用その他について適切と認める複数の者を選択し、それらの者を入札の方法によって競争を行わせ、その入札者のうちから、県にもっとも有利な条件をもって入札したものを、相手方として選定し、その者との間に契約する方法をいう。

③随意契約

随意契約とは、県が競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手を選択して、その者を相手方として契約を締結する方法である。随意契約を無制限に認めると、公正な契約制度の趣旨に反することになるので、政令等で定められた特定の事由に該当する場合にのみ行うことができる（地方自治法施行令167条の2第1項）。それを大きく分ければ、①委託料の場合、予定価格が100万円を超えないもの、②性質又は目的が競争入札に適さないとき、③その他に分けられるが、その詳細は〔資料3-2〕のとおりである。

④せり売り

せり売りとは、各競争者が互いに他の者の申し出価格を知って競争する方法で、いわゆるせり売りといわれるもの。せり売りは、動産の売り払い契約でその性質が競り売りに適しているもののみに行うことができる。

4 広島県の委託契約の状況

広島県の平成19年度委託契約の総件数は8,889件、委託料の支出額の合計は、約417億9千万円（1件当たり平均約500万円）であった。このうち平成19年度中に100万円以上支出した契約は3,129件、金額の合

計は約401億円であった。その所管局別、本庁、地方機関別の内訳は、〔第1表〕のとおりである。

〔第1表〕平成19年度の委託契約の状況

単位：百万円

	上段=件数 中段=金額 下段=金額/件数	総 計			うち、 100万円以上を支出した 契約		
		計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関
1	会計管理部	3	3	0	2	2	0
		9	9	0	9	9	0
		3	3	—	4	4	—
2	危機管理監	38	30	8	15	14	1
		233	223	10	227	219	8
		6	7	1	15	16	8
3	総務局	452	292	160	162	134	28
		2,365	2,027	339	2,281	1,976	305
		5	7	2	14	15	11
4	企画振興局	283	27	256	59	17	42
		350	87	263	286	82	204
		1	3	1	5	5	5
5	環境県民局	186	130	56	81	65	16
		687	619	67	649	592	57
		4	5	1	8	9	4
6	健康福祉局 (一般会計)	579	425	154	149	134	15
		4,116	4,011	105	3,999	3,931	68
		10	9	1	27	29	5
7	健康福祉局 (病院会計)	361	6	355	111	2	109
		1,730	9	1,721	1,656	8	1,648
		6	1	5	15	4	15
8	商工労働局	189	85	104	40	26	14
		373	303	70	334	285	49
		4	4	1	8	11	3
9	農林水産局	509	54	455	237	28	209
		1,567	324	1,243	1,450	311	1,139
		3	6	3	6	11	5

10	土木局・都市局	2484	172	2312	1624	115	1509
		23,223	5,952	17,271	22,769	5,929	16,841
		9	35	7	14	52	11
11	企業局	302	74	228	151	42	109
		2,748	1,875	872	2,681	1,861	820
		9	25	4	18	44	8
12	県議会事務局	19	19	0	11	11	0
		83	83	0	82	82	0
		4	4	—	7	7	—
13	教育委員会事務局	2,653	339	2,314	271	196	75
		2,474	1,590	884	1,963	1,528	434
		1	5	0	7	8	6
14	警察本部	813	548	265	210	173	37
		1,779	1,657	122	1,647	1,573	74
		2	3	0	8	9	2
15	選挙管理委員会 事務局	12	12	0	4	4	0
		28	28	0	26	26	0
		2	2	—	7	7	—
16	監査委員事務局	2	2	0	2	2	0
		20	20	0	20	20	0
		10	10	—	10	10	—
17	人事委員会事務局	4	4	0	0	0	0
		2	2	0	0	0	0
		0	0	—	—	—	—
18	労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
		—	—	—	—	—	—
合計	上段＝件数	8,889	2,222	6,667	3,129	965	2,164
	中段＝金額	41,787	18,818	22,969	40,079	18,432	21,647
	下段＝金額/件数	5	8	3	13	19	10

※記数値は、委託料として処理されたものに限る。

地方自治法施行令167条の2第1項第1号、広島県契約規則29条別表によれば、業務委託契約の場合、予定価格が100万円を越えないものは随意契約によることができるとされているので、100万円以上の委託契約について委託業務の種類別に件数、金額の状況をみたところ、〔第2表〕のとおりである。

〔第2表〕委託業務の種類別契約件数と金額

(100万円以上の委託契約)

単位：百万円

コード	委託業務の種類	件数	金額
11	庁舎管理・清掃業務関係	253	1,871
12	土木・建設業務関係	1,751	13,293
13	情報システム関係	141	1,808
14	調査研究関係	93	574
15	私法上契約のその他	573	5,283
20	公の施設の管理委託（地方自治法244条の2③に基づくもの）	58	4,309
30	歳入の徴収又は収納の委託（地方自治法施行令158条, 158条の2に定められた委託できる経費）	2	106
40	支出事務の委託（地方自治法施行令165条の3の規定で定められた委託できる経費）	2	38
50	その他各法令に基づく委託	96	2,869
60	事務の委託（地方自治法252条の14に基づく普通地方公共団体への委託）	29	1,068
99	その他	131	8,859
	計	3,129	40,079

※この包括外部監査において主に対象とするのは、上記のコード番号11, 12, 13, 14, 15, 20の契約（合計2,869件, 27,138百万円）である。

5 委託契約事務の流れ

〔資料3-3〕のとおりである。

6 情報システム総括監（CIO）の設置

（1）情報システムに係る開発、保守の委託契約の特徴

情報システムに係る調達については、当初の調達を落札した事業者が契約の履行過程において得られる知見・ノウハウ等によって技術的な優位性を獲得することとなるため、以降の契約において随意契約を締結することが多いと指摘されている。調達に当たっては、情報システムにおける業務処理や技術仕様の透明性の確保を図る必要があり、これまで政府調達に関して繰り返しおおよそ次のようなことが述べられている。

ア 評価方式等の見直しとして、ライフサイクルコストベースでの価格評

価の導入をすること、つまり入札の際、初年度費用のみではなく、次年度以降も含めたライフサイクルコストによる価格評価を行い、翌年度以降の随意契約を期待した安値落札を防止すること。

イ 競争入札参加資格審査制度をはじめとする入札参加制度等の見直しとして、予定価格による入札資格の区分の一層の柔軟な運用強化等の措置を図り、競争入札参加資格の柔軟な運用の強化をすること。

ウ 調達担当官が調達すべき情報システムに対する要求仕様・提案依頼書（RFP:Request For Proposal）を的確に作成できないケースが多い。また、開発すべきソフトウェアの仕様、品質についてはベンダー依存となっており、多くの場合、発注者である政府が適切なプロジェクト管理ができておらず品質向上、費用低減、納期短縮への働きかけが弱い。運用・保守に移行した後も、要求されるサービスの品質の確保に向けた監理ができていない。さらに、欧米諸国に比べ未だ契約書の比重が低く、特に、知的財産権の帰属、損害賠償責任の上限の設定などでも民間の取引慣行と異なる部分があり、調達管理の適正化が必要であること。

（2）広島県における情報システム総括監（CIO）の設置

広島県では、平成17年度行政監査での意見において、「統括組織体制の整備」としてCIOの設置の必要性が述べられた。これを受けて、県は平成18年4月1日から、CIO（情報システム総括監）の設置をした。同時に担当組織として「システム診断グループ」という3名からなる組織を設置し、統括組織体制整備は完了している。

県の情報システム関連の委託業務にかかる財務の執行については、他の委託業務の監査と同様、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、例えば、①投資が計画的に行われているか、②費用対効果分析は実施されているか、③契約事務が適正にされているか、④随意契約とする理由は合理性があるか、⑤予定価格の決定方法は合理的か、⑥再委託の理由は合理的かなどの監査を実施すべきところ、広島県では、前記のとおり、平成18年度中に情報システム総括監（CIO）の設置をし、極めて専門的視点から広島県の情報システム全体の点検と改善につき指導、意見陳述を行ってきているところである。

したがって、この分野の監査は、CIOの活動による改善成果を報告することに止めるのが適当と判断した。

（3）情報システム総括監（CIO）設置後の動き

平成18年4月「広島県情報システム開発運用要綱」の制定により、情報システムを新たに開発又は変更する場合などにおいては、CIOへ協議を行うことが義務づけられた。なお、平成18年5月29日現在情報システムの

開発等協議を行う場合(特に平成19年度予算要求を予定しているもの)は、事前の早い時点での情報提供をするよう要請した。

平成19年3月、県の所管する全システムを対象として、効率的な情報システムの構築、情報システム導入効果の発揮、透明性、競争性を確保した情報システムの整備を目標にして「広島県情報システム全体最適化計画」を策定した。CIOは、この計画に基づき運用中の情報システムの点検と所要の改善を行うとともに、新規開発・機能改善等を行うシステムの適正化に向けた指導を実施してきた。

このほかに、平成20年3月31日までに、企画段階と調達段階における「広島県情報システム開発運用の手引き」をまとめている。このうち「広島県情報システム開発運用の手引き－調達段階の手引き」(第2版)では、調達にかかる基礎的な知識、標準的な調達手順及び調達仕様書の作成にかかる留意点などについて解説している。

(4) CIOの取り組みの経済的成果

平成20年3月6日付け情報政策室発表による「平成19年度 情報システムの最適化に向けた取組の成果について」〔資料3-4, 3-5〕によると、前記、広島県情報システム全体最適化計画に基づき、運用中の情報システムの点検と所要の改善を行った結果、改善効果額を平成18年度の点検前に見込まれていた19年度以降所要額と改善後所要見込額の差額として算出し、その額は、平成18年度約6億5000万円、平成19年度約2億4100万円と発表されている。内訳は、下表のとおりである。

改善効果額

単位：千円

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
平成18年度取組成果	649,570	976,273	1,032,247
平成19年度取組成果	240,976	102,316	134,357
計	890,546	1,078,589	1,166,604

※効果額は、平成18年度点検前に見込まれていた19年度以降所要額と改善後所要見込額の差引金額である。

また、CIOから各部局に対し「機器構成等の見直し」や「競争性向上・

適正価格調達」など指導，意見を述べた主な改善内容は，次のとおりであった。

平成19年度システム総点検の成果－改善内容

指導・意見	システム数	主なシステム名
○機器構成等の見直し ・サーバー統合，機器仕様適正化，更新機器台数の適正化等 ・既存資産の延伸活用（リース期間延長）	13	西部工業技術センターホームページ，教育センター研修用パソコンシステム，交通事故実況見分図面支援システム，警察オープン系ネットワークシステム，県警旅費システム（機器）等
○機器更新，再構築における競争性向上・適正価格調達 ・仕様要件緩和による業者参入障害排除 ・専門的視点による適正価格積算	21	環境情報提供システム，遺失・取得物管理システム，自動車保管場所管理システム，放置駐車違反処理システム，警察法規類集データベースシステム等

平成18年度に点検したシステムの再点検・改善の結果－主な改善内容

指導・意見	システム数	主なシステム名
○機器構成等の見直し ・サーバー統合，機器仕様適正化，ASP（※）活用，更新機器台数の適正化等	5	電子申請システム，広島メイプルネット，住民基本台帳ネットワークシステム，県警ホストコンピュータ関連機器等
○機器更新，再構築における競争性向上・適正価格調達 ・仕様要件緩和による業者参入障害排除 ・専門的視点による適正価格積算	16	本会議，委員会中継等管理システム，幹部職員・議員出退表示システム，行政LAN・WANシステム，広島県教育情報ネットワーク，広島県警察情報管理システム（P-WAN），広島県警察総合通信指令システム等

（※）ASP（Application Service Provider（アプリケーション サービス プロバイダ））。業者が所有するシステムサービス（ハード・ソフト）をインターネット等を通じて利用するシステム形態。

当外部監査中に調査した契約の中にも、県警本部、県立病院における情報システムについて、CIOの審査結果を受けて委託料の額が減額されたものが見受けられた。

このように、CIOの設置により、新規導入システムに関しては顕著な成果が現れてきており、運用中の情報システムに関する保守業務についても新規導入システムほどではないが成果が現れてきている。今後の一層の成果を期待したい。

第3 総論 委託料に関する問題点

1 委託契約の方法に関する問題点

(1) 随意契約について

県全体の委託契約総数8,889件のうち100万円を超える契約は3,129件であるが、そのうち随意契約の件数は1,055件(33.7%)、金額は178億3700万円(44.5%)となっている。

その中で、件数、金額ともに最も多いのは土木局・都市局の316件、108億5900万円であるが、土木局・都市局の随意契約の割合は、件数で19.5%、金額で47.7%と比較的低くなっている。

これに対し、100万円を超える随意契約件数の比較的多い局(50件以上)の中で、総務局、健康福祉局(県立病院)、警察本部は、件数、金額において随意契約の占める割合が高くなっている。特に健康福祉局の県立病院は、100万円を超える契約76件のうち件数では68.5%、金額では74.3%となっており、金額的に随意契約の割合が最も大きい。

個々の随意契約を必要とする理由や相手方選択の理由には、やむを得ないものがあるにしても、競争性の低い契約方式であるから、契約締結過程で契約金額の妥当性を担保する手続が必要である。

〔第3表〕 随意契約の割合（平成19年度委託料支出が100万円以上の契約）

単位：件，百万円

部局名	随意契約 (100万円以上)				随意契約以外 (100万円以上)				合 計	
	件数	割合 %	金額	割合 %	件数	割合 %	金額	割合 %	件数	金額
1 会計管理部	1	50.0	5	55.4	1	50.0	4	44.6	2	9
2 危機管理監	9	60.0	159	70.2	6	40.0	68	29.8	15	227
3 総務局	86	53.1	1,292	56.6	76	46.9	989	43.4	162	2,281
4 企画振興局	38	64.4	189	66.0	21	35.6	97	34.0	59	286
5 環境県民局	40	49.4	329	50.8	41	50.6	319	49.2	81	649
6 健康福祉局（一般）	103	69.1	1,200	30.0	46	30.9	2,798	70.0	149	3,999
7 健康福祉局（病院）	76	68.5	1,231	74.3	35	31.5	425	25.7	111	1,656
8 商工労働局	30	75.0	105	31.5	10	25.0	229	68.5	40	334
9 農林水産局	88	37.1	440	30.4	149	62.9	1,010	69.6	237	1,450
10 土木局・都市局	316	19.5	10,859	47.7	1,308	80.5	11,911	52.3	1,624	22,769
11 企業局	21	13.9	315	11.7	130	86.1	2,366	88.3	151	2,681
12 議会事務局	6	54.5	44	54.0	5	45.5	38	46.0	11	82
13 教育委員会	116	42.8	645	32.9	155	57.2	1,318	67.1	271	1,963
14 警察本部	120	57.1	981	59.5	90	42.9	666	40.5	210	1,647
15 選挙管理委員会	4	100	26	100	0	0.0	0	0.0	4	26
16 監査委員事務局	1	50.0	17	84.4	1	50.0	3	15.6	2	20
17 人事委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18 労働委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,055	33.7	17,837	44.5	2,074	66.3	22,242	55.5	3,129	40,079

※業務委託契約の場合、予定価格が100万円を越えないものは随意契約による
ことができるとされている（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、
広島県契約規則第29条別表）

(2) 指名競争入札における競争性の確保について

指名競争入札を行う場合に、指名業者の選定基準を狭めすぎてしまうと、競争性が低下したり、談合を容易にしたりすることになる。

指名競争入札においては、委託業務の質を確保するための最低限の選定基準によって指名業者を限定するべきである。特に、過去に自治体から同種の業務委託を受けている経験などを選定基準にすると、新規参入を著しく阻害

することになるから、特に合理的な必要性がなければこのような選定基準を設けるべきではない。

(3) 長期継続契約について

長期継続契約については、地方自治法234条の3、地方自治法施行令167条の17の定めを受けて、平成17年10月11日「広島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（以下、長期継続契約に関する条例という）が制定されている。その運用については、「長期継続契約の対象となる契約は、県にとって経済的・質的に有利な契約とするよう、原則として長期継続契約として処理するものとする」としている。〔資料 1-4, 1-5〕

条例の適用対象となる契約は、以下のとおりである。

ア 機械、器具その他物品を借り入れる契約であって、商慣習上契約期間が1年を超えるもの（第1号関係）

この具体的な例としては次のようなものがある。

- ① 事務用機器（印刷機、シュレッダー等）
- ② OA 機器（パーソナルコンピュータ、複写機等）
- ③ 通信用機器（ファクシミリ、電話交換機等）
- ④ 車両（自動車、トラクター等）
- ⑤ 警察業務用機器（運転適性検査器、画像処理解析装置等）
- ⑥ 医療用機器
- ⑦ 試験、研究、分析又は測定に用いる機器（試験検査機器、分析機等）

イ 庁舎管理に係る業務委託契約その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの（第2号関係）

この具体的な例としては、

- ① 庁舎清掃業務
- ② 空調設備保守管理業務
- ③ 給食業務
- ④ システム保守業務
- ⑤ 借り入れた物品に係る保守業務等

などが挙げられる。〔資料 1-5〕

したがって、多くの委託契約が長期継続契約の対象となり得る。制度導入により成果を上げた例が見受けられたが、庁舎清掃業務、空調設備保守管理業務、給食業務、システム保守業務などについては、制度を活用することを積極的に検討すべきである。

(4) 機器の導入契約と保守点検・維持管理契約について

専門的な知識や技術を要する機器は、導入時の納入業者に、導入後の保守管理を任さざるを得ないことが多いから、競争性がない随意契約にならざるを得ない。この場合、業者の見積を根拠にして契約金額が決められる事がほとんどであるが、何年も連続して同じ業者と委託契約が交わされるために、その都度契約金額が客観的妥当性を有するかどうか容易に検証できないことが問題である。

このため、この種の契約は、導入時の競争性をいかに実現するかにかかっているとと言っても過言ではない。即ち入札の際、初年度費用だけではなく、次年度以降も含めたライフサイクルコストによる価格評価を行い、翌年度以降の随意契約を期待した安値落札を防止すること、そのために、プロポーザル方式などにより競争性を高めて業者からライフサイクルコストについて正確な資料の提供をさせておくことが極めて肝要である。しかし現実には後述する県立病院における高額医療機器など、必ずしも導入時の業者の提示した見積額と実際の支払額との照合が行われていないものがあるようである。県の担当職員が交代しても、業者が示した導入時の保守点検・維持管理料に関する額を、特段の事情が無い限り、できるだけ守らせてコスト管理をする必要がある。

また、リース契約、長期レンタル契約等により物品の借入れを伴う場合には、長期継続契約（地方自治法234条の3）を締結することも検討すべきである。

2 委託契約の内容に関する一般的な問題点

(1) 個人情報取扱に関する問題点

個人情報の保護に関し安全確保の措置を講じてある契約書には、契約書に広島県個人情報取扱委託基準に定める「個人情報取扱特記事項」（以下「別記特記事項」という。）を添付する方式の場合と契約本文に記載する方式がある。

本文に掲載する方式をとっている場合は「広島県個人情報取扱委託基準」〔資料 1-7〕（以下「個人情報取扱委託基準」という。）に示された条項が一部欠けているものが多いようである。

個人情報を取り扱う業務を委託しているかどうか、疑義がある場合は、仕様書に示された業務内容を見て判断するしかない。

例えば、庁舎管理には、夜間休日の電話取次・出入記録・文書授受、遺失物管理も役務とされている場合が多いようなので、原則として個人情報を取り扱う業務というべきであると考えられる。警備業務委託契約の場合には、個人

情報取扱に関する規程が含まれていない場合が多いようであるが、原則として個人情報を取り扱う業務というべきであると考えらる。

契約書に守秘義務条項がある場合であっても、個人情報取扱委託基準に定められた条項を網羅していない場合が多い。できるだけ「別記特記事項」の内容を網羅したものにするのが望ましい。

また、再委託を行う場合は、再委託先に対しても遵守させる条項を定め、さらに、再委託先から県に宛てた遵守誓約書などの提出を求めるべきである。そうしなければ、再委託先に対する直接の契約責任に基づく損害賠償請求ができないことになり、再委託によって個人情報取扱委託基準を定めた趣旨が没却される。

(2) 再委託についての問題点

ア 再委託についての問題の種類

契約規則第6条は、「履行を委託すること等の禁止」として「契約担当職員は、契約の相手方が第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせない旨を契約の相手方に約定させなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。」と定めている。

これは、一次委託先の再委託を容認すると、一次委託先に対しては県が契約書・仕様書によって直接の業務指示や検査確認ができるのに対して、再委託されると、業務指示や検査確認が間接的になったり、中間搾取、業務の質の低下、労働条件の悪化、実際の業務の責任の不明確化等が発生することにもなりかねないからである。建設工事関係要綱（平成19年4月）の第5条には、「指名業者の選定基準は、適正な施工を確保するための施工能力を重視すると共に、経済性及び効率性を考慮して公正かつ厳正に行うものとする」と定めている。この要綱は、建設工事関係における入札・契約の過程にかかる要綱ではあるが、この考え方は業務委託の入札においても妥当する。

また、随意契約による場合、発注者が受注者となる業者を選定するに当たっては、過去の実績、能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から業者の評価をした上で実施するものであり、その受注者が受注した業務を一括して他人に再委託することは、発注者が委託契約を締結するに際して当該業者に寄せた信頼を裏切ることになる。再委託によって、仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な業務ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることには変わりはない。

競争入札さえ実施すれば、再委託金額の割合がいくら大きくても、経済性及び効率性において成果を得られるのであるから問題はないという考え

方は、必ずしも正しいとはいえない。また、受託した業務の主要部分を再委託しても、再委託により発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な業務ができるのであるから問題ないという考え方も正しいとはいえない。前記契約規則第6条の立法趣旨からすれば、やはり発注者の目の届かない再委託が行われれば、発注者の信頼が裏切られることになる。

この規則の趣旨を受けて、県が締結する多くの委託契約書の条項は、再委託の承認申請と承認を「あらかじめ」「書面による」と明記している。しかし、個別の委託契約について、再委託の実態を調査すると、次のような問題が見受けられた。

- (ア) 一括再委託に近い型（主要部分や金額的に大きな割合が再委託されている）
- (イ) 事後承認型（県の承認を受ける前に受託者が再委託先と契約をしている）
- (ウ) 口頭型（承諾申請や承諾を書面によるのではなく口頭で済ませてもよい契約となっている）

イ 問題点・問題の状況

(ア) 一括再委託に近い型

例えば、指名競争入札である企業局N○196（三ッ石浄水場沈殿池等清掃業務委託）は、「傾斜板沈殿池の清掃に高圧洗浄車が必要で当社に機械がないため。」として、また同じく企業局N○215（三ッ石浄水場1系消石灰溶解槽他清掃及び点検業務委託）は、「専門業者の知識と経験を活かした清掃・点検をするため、製造メーカーに再委託したいため。」として、主要業務の再委託の承認申請をしている。しかも、再委託料はそれぞれの委託料のいずれも73%を越えている。

これらの契約の再委託の理由と、再委託の業務の内容が委託業務の主要部分であること、及びその金額的割合が高いことから考えて、このような再委託は、前記契約規則第6条の立法趣旨に反するものと思われる（もっとも、この類型に属するものは、後述する事後承認型とが組み合わせられて、前記契約規則第6条の立法趣旨に反することが一層顕著であると考えられる。）。

(イ) 事後承認型

例えば、総務局N○21，N○217，N○218，土木局N○2447，N○2448，企業局N○200など、委託業務の再委託承認申請書の申請日や県の再委託の承認日より前に、受託者が再委託先に対して注文書を提出したり、覚書により再委託契約の発注をしたりしているケースが散見された。これは、実際には先に再委託がされ発注者が事後承認して

いることの証拠である。

もっとも、発注者が事後であっても承認をすることにより、発注者の信頼を裏切ることにはならず問題は治癒される、との反論が考えられる。しかし、契約書で原則的に再委託を禁じた趣旨を失わせており、やはり問題であると考ええる。すなわち、先に受託者が再委託契約を締結しているにもかかわらず県が再委託の承認を拒否すると、事実上、委託業務の遂行に支障を生ずるおそれがある。そのため、このような場合は、発注者が事実上、承諾せざるを得ない状況（事後承認を押しつけられる状況）になるおそれがある。

さらに、極端な場合は、委託業務の入札が実施される前に、受託予定者と再委託先との間で再委託の合意をしている場合（書面上は日付の操作で隠すことが可能であるから、発見は困難である）は、その合意が事前にされることにより、再委託先は競争入札に参加しないことになるから、入札の競争性が低下する。競争入札においては、特に「競争性及び透明性を確保すること」が必要と叫ばれているのであるから、県民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことがあってはならない。

このような弊害を防止するために、ほとんどの委託契約書においては、再委託を原則禁止し、再委託が許容されるのは「あらかじめ書面による承諾を得た場合」に限定しているのである。

もっとも、承諾申請に先だつて再委託契約をしなければならない特別の事情がある場合は、「発注者（県）の承諾を受けることを、契約成立の停止条件とする。」との文言を加えておくことにより、弊害はある程度防止できると考えられる。しかし、このような文言がないのに再委託の申請及び承認よりも前に受託者が再委託先と再委託契約を締結したり、再委託業務を発注している場合にまで、発注者（県）が承認をすることは、委託契約の条項に反することになると考える。

ちなみに、平成19年3月総務局、総務課作成の「再委託の承認について」と題し受託業者あてに送付された書面では、「再委託の契約が成立した時は、再受託者に対し、再委託業務に従事する者の氏名、実施するために必要な資格等について必要な書類等の提出をさせ速やかに報告して下さい。」と要請されており、再委託の承認を受けた後に再委託の契約をすることが前提とされている。

また、国は、平成18年8月25日財計第2017号「公共調達の適正化について」と題する通達の中で、「再委託の承認」については、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範

困、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、①再委託を行う合理的理由、②再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力、③その他必要と認められる事項などの事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする旨を述べて、再委託そのものを慎重に検討したうえで、事前に書面による承諾をすることを指示している。

自治体においても、入札及び契約に係る手続きの厳格な取扱いを行う必要性に変わりはないから、その一環として事前に書面による申請と承諾をするように務めなければならない。

特に前記（ア）の方法（一括再委託に近い型）と（イ）の方法（事後承認型）が組み合わされると、一層一括再委託に近い状況になるため注意を要する。

（ウ）口頭型

①条項はあっても口頭による承諾で済ませているもの（例えば、総務局N○393、土木局都市局N○87）、②委託契約書に書面による承諾を要する旨を明記した条項がないもの（例えば、総務局N○226など4件、農林水産局N○200など13件、土木局N○87、商工労働局N○48、教育委員会N○2161等）が散見された。

前記のとおり、契約規則第6条は、再委託に関しては、これを原則としてこれを禁止し、「特別の事情がある場合においては、この限りでない。」として、例外的に再委託を許容しているが、必ずしも予め書面による申請と承認を要求していない。従って、個々の委託契約書に、再委託するには承認の申請と承認を「あらかじめ」「書面による」と明記した条項がないこと自体には、合規性の問題はない。

しかし、契約規則にいう「特別の事情」の存在は、委託契約の相手方（受託者）が発注者（県）に説明すべきことである。したがって、発注者は、本来は県が自ら行うべき業務の委託について競争性及び透明性を確保する必要があることを念頭に入れて、県民が事後的に検証し納得できるような検討資料を残しておくべきである。そのためには、申請と承諾を「あらかじめ」「書面による」と契約書に明記しておくことが望ましい。

また、緊急性があるなど、やむをえず事後的な承諾しかできないような例外的な場合が考えられるのであれば、理由を付して事後に書面による承諾をすることにより許容できるよう、契約条項を改めるべきである。

ウ 再委託の問題点に対する包括外部監査人の見解

（ア）一括再委託に近い型について

業務の種類を問わず、また、競争入札か随意契約かを問わず、およそ委

託業務の一括再委託が認められるべき契約は想定できない。そのような場合はそもそも再委託先との間で直接契約をするべきであるし、委託先が何らかの原因で全部の業務を自ら行うことができなくなり一括再委託をする必要が生じたときには契約を解除したうえで別の委託先と直接契約をするべきだからである。したがって、全ての委託契約について、書面による事前の承諾を条件としたとしても一括再委託は契約上許容するべきではない。契約書を確認した限りでは、多くの委託契約において、書面による事前の承諾があれば一括再委託も可能とされているので、この点は再検討を求める意見を述べる。

指名競争入札の場合、指名業者の選定は、委託される業務の主要部分の作業ができる設備や装備を有することなど、適正な履行を確保するため、業務遂行能力を重視した選定基準を設けるべきである。また例えば、企業局N○196、N○215のように、再委託先への委託料の割合が大きくなるのが予見できる場合は、再委託先が入札に参加できるように「入札参加資格者名簿」を調整したり、委託業務を分離させて別に入札したりすることも検討すべきであろう（もっとも、分離することで予定価格が100万円以下になったことを利用して随意契約を行い、競争性が無に帰するという弊害は避ける必要がある。）。

(イ) 事後承認型について

再委託の承認を受ける前に、受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせないように、徹底すべきである。また、再委託の承認をすべきか否かの審査に当たっては、①再委託を行う合理的理由、②再委託先が再委託される業務を履行する能力、③その他必要と認められる事項について審査し、適当と認められる場合にのみ、承認を行うべきである。

よって、受託者が、特別の事情により再委託の承認を受ける前に再委託契約の締結をする必要がある場合は、発注者の再委託についての承諾があることを停止条件とすべきであり、県は再委託契約に停止条件を明記するよう指導すべきである。よって、このような委託契約については意見を述べる。さらに、前記のように県が検討するためには、予定されている再委託契約の内容を把握しなければ困難であるから、再委託の承認申請に添えて再委託契約の案を（既に承諾前に停止条件付の再委託契約をしている場合は再委託契約書を）提出させるべきである。

(ウ) 口頭型について

①契約書に、再委託の承認申請と承認を「あらかじめ」「書面による」と明記した条項はあっても口頭による申請や承認で済ませている場合（例えば、総務局N○393、土木局N○87）は、契約違反になるから、指

摘事項とする。

②契約書に、再委託の承認申請と承認を「あらかじめ」「書面による」と明記した条項がない場合（例えば、総務局N○226など4件、農林水産局N○200など13件、土木局都市局N○87、商工労働局N○48、教育委員会N○2161等）は、契約規則に照らして不適當であり、その条項を設けるべきであるという意見を述べることとする。

3 庁舎管理・施設管理委託契約に特有の問題点－共通仕様書に基づく庁舎管理等の業務委託に関する考察

(1) 共通仕様書・積算基準の設定

平成18年に、庁舎企画グループと契約企画グループが設置され、ここで庁舎管理にかかる「共通仕様書」と「積算基準」作りに着手し、平成19年度には庁舎管理に関しては一応の完成を見て、次の18の委託業務について「共通仕様書」と「積算基準」を設定したので、県内統一基準に基づく設計金額の算出をすることが可能になった。

記

①広島県建築物定期点検業務、②広島県建築物等清掃業務、③施設警備業務、④昇降機保守点検業務、⑤電気設備保安管理業務、⑥電気設備保全業務、⑦構内交換設備保守点検業務、⑧消防用設備等保守点検業務、⑨空気調和設備保守点検業務、⑩給水設備保守点検業務、⑪排水設備保守点検業務、⑫ねずみ昆虫等防除業務、⑬植栽管理業務、⑭浄化槽維持管理業務、⑮一般廃棄物処理業務、⑯空気環境測定業務、⑰監視制御設備保守点検業務、⑱建築設備運転・監視業務

また、平成19年1月1日から施行された「施設管理業務委託事務処理要綱」第3条により、発注の方法につき、「施設の管理業務委託の発注は、予定価格が100万円以下のときを除き原則として条件付き一般競争入札とするとする」と明記された。したがって、指名競争入札も許されなくなった。

(2) 予定価格の決め方に関する地域差

ア 前記のとおり、「共通仕様書」と「積算基準」を設定したので、県内統一基準に基づく設計金額の算出をすることが可能になったが、平成19年度の庁舎管理の予定価格の決定方法を比較してみると、現実には予定価格を決定するまでに各地域事務所において、異なる方法によって調整を行っており、調整の仕方に統一性が無いことが判明した。これは、「共通仕様書」と「積算基準」に基づき積算される金額が、従来地域事務所独自に用いていた仕様や積算基準に基づき計算される金額よりも高くなる事、若しくは

市場価格より相当に高くなる傾向があるから、その差を埋める工夫を各地域事務所で行っているためであると考えられる。

イ 「設計金額」は、設計単価等に基づき、設計図書、仕様書に基づいて標準的な業者が標準的な業務を行う場合、必要かつ適正な費用を算出して積算したものであるが、この「設計金額」をそのまま予定価格として入札を実施する方式は、いわば「設計金額型入札」と呼ぶべきものである。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という）15条1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下ガイドラインという。）では、「設計金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、厳に慎むものとする。」とされている。このため国土交通省や全国自治体の公共工事入札の多くは、この「設計金額型入札」である。しかし、公共工事においても競争性が乏しいと認められる工事については、「設計金額」に過去の落札率等に基づいて設定された調整率を乗じて算出されるいわば「希望価格」を予定価格として入札を実施するものがあり、これはいわば「希望価格型入札」と呼ばれるものである（横須賀市の例）。

広島県の庁舎管理業務委託では、「設計金額型入札」は、広島本庁と芸北地域事務所において採用されているので、本報告書ではこの方式を「広島方式」と呼ぶこととする。

その他の地域事務所（福山・呉・東広島・備北）における庁舎管理業務委託では、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額に、予算の限度額や過去の落札率等に基づいて設定された調整率を乗じて算出されている。

「希望価格型入札」に近い方式である。大きく分ければ、このように広島方式とその他地域事務所方式に分けられるが、具体的に見ると各地域事務所、予定価格の算定方法が異なっているので、後記のとおり各地域事務所の方式の特徴について紹介し、個々に問題点があれば述べることとする。

ウ 歩切りについて

「歩切り」の定義は、一様ではない。建設用語辞典では、「歩切りとは、請負工事にみられる値引きのこと」「契約金額の端数を切り捨てること」と説明されているが、国交省の前記ガイドラインでは、「設計書金額の一部を正当な理由なく控除する」ことを指し、本来慎むべきこととされている。概念を曖昧にしたままでこの用語を用いると混乱を生ずるので、ここでは、「共通仕様書、積算基準により算出した金額（通常はこれが設計金額）から、一定額を減額すること」のうち、ガイドラインのように「正当

な理由なく減額する」場合だけを「歩切り」と呼ぶこととする。

歩切りは、設計金額算定担当者が設計金額を算定した後、契約担当職員が予定価格を算定する段階である。しかし、後述する福山方式は、共通仕様書、積算基準により算出した金額をそのまま設計金額とせず、設計金額を決定するまでに設計金額算定担当者が適当と判断する額を控除している。これは国土交通省のガイドラインで呼ばれる「歩切り」とは異なるものであり、別の意味で問題を有している（その問題点についての意見は、3（5）に後述する。）。

公共工事にかかる土木建築請負工事では、これまで広島県では、予定価格は公表されており、設計金額＝予定価格とする方法が採られていた。これは、電子入札制度など競争性を高める方策を講じつつ、予定価格の漏洩がもたらす弊害を防止するという方針に沿ったものであった。

ところが前記ガイドライン（平成18年5月23日付変更）では、「（公共事業の）予定価格については、入札の前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等にかんがみ、国においては、入札の前には公表しないこととしている」とし、これと同じ考えに立って、地方公共団体に対しても適切な対応を求めており、さらに平成20年9月12日、国土交通省は、政府の総合的な経済対策で入札契約制度改革や資金調達の円滑化が盛り込まれたことを受け、予定価格の事前公表の取りやめ、歩切りの撤廃などの緊急要請を各都道府県・政令市に通知した（この要請には他に、前払い金の4割への引き上げや低入札価格調査基準価格の算定方法の改定なども含まれている。）。これらは公共工事（土木建設請負契約）に関する全国的な動きである。

土木建築の公共工事ではない業務委託契約においては、広島県では、予定価格の非公表制度は一貫している。しかし、設計金額から正当な理由に基づき一定額を減額することについては、どのように対応したら良いのであろうか。

総務局は、公共工事にかかる（前記平成18年5月23日付変更のガイドラインや国土交通省の通知の）「歩切り」についての考え方が他の契約にも通ずるから、歩切りはすべきではないと主張する。しかし、国土交通省が撤廃を要請する「歩切り」は、「設計書金額の一部を正当な理由なく控除する」ことを指しており、これは独占禁止法における優越的地位の濫用、つまり、発注者が強い立場を利用して受注者に対して金額を不当に値切ることを行うのであるから、本来慎むべきこととされているのである。これを撤廃すべきことは他の契約でも当然のことである。しかしそれとは

別に「正当な理由のある場合の控除」は、撤廃する必要はなく、むしろ必要と考えるべきであろう。発注者が、過去の落札率等を勘案して算出する調整は、正当な理由のある控除であって、国土交通省が撤廃を要請する歩切りには当たらないと考える。

主張の分かれるポイントは、設計金額が現実に市場価格を正確に反映しているか否かにある。

総務局の回答によれば、「清掃業務は大部分を労務費が占めるが、人件費は、毎年市場調査を行ったものにより適正に算出しており、また最低賃金法により最低限度額が決められているのでこれを下回ることはできない」とし、つまり積算単価表の人件費単価は、市場調査の結果を踏まえたものであるから設計金額は合理的であるという。したがって、これを理由なく減額すれば、業務の品質の低下、安全管理に支障を生ずることになり、また最低賃金法の最低限度額にも抵触するおそれがあるという考えに立っている。

確かに、人件費単価の算出が市場調査に基づき決められていることは否定しない。しかし、基準単価は、最低賃金法の最低限度額ぎりぎりの低額にされているというわけではなく、個々の単価がある程度の利益を含んだ単価であるから、設計金額を、基準単価に数量を乗じて積み上げ方式で算出するなら業務の規模や量が大きくなるに従い、実際の市場価格に比較して高くなっている可能性が強いのではないかという疑念がある。それゆえ多くの業者が低い入札価格で参加をしてきていると思われる。低い価格で入札に参加する業者が、最低賃金法の最低限度額以下の人件費単価で積算して入札に参加しているとは考えられない。

また、現実に広島方式以外を採用する地域事務所では、基準単価で積算した金額から一定の減額がされている。しかも、その理由として、「積算基準単価を用いて算出した設計金額に取引の実例・需給の状況を反映させたもの」と回答している。これは広島本庁では、県下統一の基準単価を用いて算出した設計金額が市場価格を反映していて適正なものであると認識しているが、他の地域事務所では、市場価格よりも高きに過ぎると判断されていることを示していると考えられる。

(3) 各地域事務所の方式

ア 広島方式（総務局N○110，土木局N○1101）

共通仕様書と設計基準に基づき算出した設計金額をそのまま予定価格として入札を実施する方式であり、広島及び芸北地域事務所などで採用されている。

イ 福山方式（総務局N○373，N○393，N○394，N○395）

共通仕様書と設計基準に基づき算出した金額を設計金額とせず、それでは予算オーバーとなるので、設計金額積算担当者の判断で「取引の実例価格」「受給の状況」を反映させるため、前回入札時の入札金額の低い3社の平均入札率（尾三地区では過去の入札率）を乗じて減額して設計金額を調整して決定し、こうして決めた設計金額を予定価格とする方式である。福山・尾三地域事務所などで採用されている。

ウ 東広島方式（総務局N○362）

共通仕様書と設計基準に基づき設計金額を算出するが、設計金額が予算上の制約を越える時は、予算の許容限度内で減額した額を予定価格とする方式である。これは東広島地域事務所採用している（竹原を除く）。

ちなみに総務局N○362では、設計金額68,100,900円（2年分）を予算の制約を理由に54,055,900円（2年分）に減額した。

エ 呉・備北方式（総務局N○355、N○356、N○357）

共通仕様書と設計基準に基づき設計金額を算出するが、設計金額に一定の調整率を乗じて予定価格を決定する方式である。調整率（設計金額に対する設計金額と予定価格の差額の割合）は、契約毎に過年度のものと比較し決定する。呉・備北地域事務所採用されている。

ちなみに監査対象とした契約の調整率は、総務局N○355は2%、同N○356は5%、同N○357は15%と差があった。調整率を15%とした同N○357の契約は、前回の予定価格を意識して（前回より大幅に上がることはないように）設定したものであるとの説明がされている。

（4）広島方式の問題点

ア 予定価格を設計金額と同額にする問題点

広島、芸北地域事務所採用されている方式は、積算基準により算出した金額を設計金額とし、これを予定価格とするものであるが、その方式をとる理由は、これは広島本庁の財産管理課が作成した共通仕様書と積算基準は、市場価格を正しく反映しているという前提に立っており、多くの業者が一般競争入札に参加すれば、競争によって、自ずと契約価格は合理的金額で決定されるという理論に立つものと思われる。

ところで、設計金額は、「設計金額積算担当者が算出する価格であり、契約担当職員が予定価格を決定するにあたり、参考とする価格」である。

施設管理業務における設計金額の算出方法については、「施設管理業務委託事務処理要綱（平成18年12月15日制定）第6条に基づき積算基準を定めた建築物定期点検業務等の業務委託費の設計金額は積算基準により算出するものとする。」とされている。〔資料1-6〕

一方、予定価格の設定方法は、「仕様書、設計書等により決定する。決

定にあたっては、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める（契約規則第 18 条，第 19 条第 2 項）。」とされて、予定価格の決定権限を契約担当職員に委ねているのであるから、設計金額をそのまま正しいものと決め込んで予定価格と決めてしまうのでは、事実上、設計金額積算担当者が、予定価格を決めることになり、制度の趣旨を没却することになると考える。

イ 歩切り、落札率との関係

広島方式は、設計金額からの減額を行わないから、落札率を算定する際の分母が、減額する場合に比べて大きい。したがって落札率は自ずと低くなるはずである。例えば広島方式で積算されている総務局 N o 1 1 0 では落札率が 5 0 % 台、同局 N o 3 5 7 は 7 0 % 台と比較的低くなっている。一方、広島以外の地域事務所では、予定価格は設計金額から相当な減額がされているから、理屈の上では市場価格が同じであれば、落札率は、自ずと高くなるはずである。しかし、実際は、必ずしもこの理屈どおりにはいかない。

ここで実績値を見るに、監査対象とした総務局所管の県内の庁舎管理、警備の契約 1 8 件のうち落札率が 8 0 % 以上の契約は 1 3 件となっており、うち落札率 9 0 % 以上が 4 件もある。これらの多くは積算基準により算出した金額から一定の減額をした契約（広島方式以外の契約）であるが、広島方式を採用しても総務局 N o 3 2 7，N o 3 5 5，N o 3 5 6，土木局 N o 1 4 1 6 などは 8 0 % を超えており、中には 9 0 % 台に達しているものがある。したがって必ずしも理屈どおりにはいかないことがわかる。

広島方式を採用しながら落札率が高いものは、廿日市、芸北など広島市内から遠隔のため入札参加業者が少なく競争原理が広島市内に比べて強く働かない地域である。

広島市内やその近隣地区のように入札参加業者が多い場合（前記総務局 N o 1 1 0 や同 N o 3 5 7 など）は、競争原理が働き、入札結果が高止まることはなく落札率は低くなるので、結果的には何ら問題はないと言えなくはない。広島市内では、予定価格を公表したとしても影響はないかもしれない。

しかし、県内には、入札参加業者が少ない事が過去のデータから予想できる地域がある。入札参加業者が少ない場合は、競争原理が強く働かず、落札価格も予定価格に近い価格で高止まる危険性がある。特に、広島県契約規則で予定価格の公表はされないから、公表する制度に比べれば談合の危険性は低いと言えるが、広島方式が公知の事実になっておれば、実質的には公表する制度に近づいているといえる。

この点については、総務局からは、広島県では積算基準、単価、設計金額、予定価格を公表しない制度になっているから、設計金額＝予定価格となっている場合であっても、金額が容易に推測されることはないとの反論を述べられた。この反論は、積算基準、単価、設計金額、予定価格を公表しない制度になっている以上、設計金額＝予定価格にするという方式を採っていることが公知の事実になることは有り得ないという意味を込めて反論されたものと思われる。

しかし、制度上、積算基準、設計金額が公表されなくても、入札参加業者は仕様書をみることができ、県は市販の積算資料等を積算基準に使って見積をするから、業者には設計金額の近似値を予測することが容易に可能である。また、総務局自身が、（建設工事の場合は）公共工事の品質確保、工事の安全確保、業界の健全な発達を理由に、歩切りをすべきではないという考えに立っており、その考えが公共工事以外の他の契約にも当てはまると主張するのであるから、庁舎管理においても、業界では、県では設計金額＝予定価格という方式が採用されているということが、むしろ常識（公知の事実）になっていても不思議ではない。したがって総務局の前記主張は、非公表制度を前提としたひとつの理屈ではあるが、実情とはかけ離れていると考えられる。

以上の事実を勘案すれば、広島方式が適用される管内では、予定価格の非公表制度を採っていても予定価格の推測が容易になっており、公表する制度に近くなっていると考えられる。競争性の高い中で入札が行われた場合は、結果的には問題は生じていないが、競争性が低下したときには、落札価格の高止まりの危険性を防止することが困難となるという問題がある。

したがって、広島方式は、入札参加業者が少ないことが予想される地域にまで一律に適用することが、必ずしも適当とは思われない。

単に一般競争入札手続によりさえすれば、落札価格が高かろうが安かろうが全て合理性があると見なしてしまうのでは、契約担当職員に予定価格の決定を委ねた意味が失われる。

契約担当職員は、設計金額を鵜呑みにして設計金額金を予定価格とすると決め込むのではなく、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮すると共に、過去の落札率を比較するなどして市場価格を適正に判断して、設計金額から相当額の減額をして予定価格を決めるべきである。

なお、岡山市の平成19年度包括外部監査報告書では、設計金額は予定価格と同額にすべきであるとの意見を述べて広島方式と同じやり方を推奨している。これは岡山市は、入札業者の少ない地域をもたず、全体が都市

部であり常に多くの入札業者が期待できる環境にあるからであると思われる。

しかし、当包括外部監査人は、広島県のように入札業者の少ない地方事務所を抱える場合は、競争原理が強く働かないため広島方式による弊害が出る可能性があると考えます。

(5) 福山方式の問題点

福山方式とは、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を算出するが、それを設計金額とはせず、その金額では予算オーバーとなるため、設計金額積算担当者が、前回入札時の入札金額の低い3社の平均入札率を乗じて設計金額を調整して決定し、こうして決めた設計金額をそのまま予定価格とするものである。

これには、次の点で問題がある。

契約規則の趣旨に沿った実施を実現させるために策定された「委託・役務業務契約事務の手引き（第1版）」4頁には、施設管理業務における設計金額の算出方法として、冒頭に、「施設管理業務委託事務処理要綱（平成18年12月15日制定）第6条に基づき積算基準を定めた建築建物定期点検業務等の業務委託費の設計金額は、積算基準により算出するものとする。」と定めている。

共通仕様書や積算表を策定した目的は、全県下で統一した仕様と単価を使用することにより設計金額積算担当者の主観的判断に左右されず、どの担当者が積算しても同じ積算結果が得られるようにし、もって公平妥当な設計金額の積算を実現することにある。設計金額を、設計金額積算担当者が予算オーバーのためとはいえ減額することは、執行伺書の中に予定価格を記載しないで「別途契約担当職員が定める」とマニュアル通りに記載していたとしても、設計金額積算担当者の主観的判断が入ることになるから、制度目的に反する。したがって、契約規則18条、19条の趣旨に違反していると考えます。

共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を正当な理由に基づき減額することは、予定価格を決定する契約担当職員の権限であるから、福山方式には、設計金額積算担当者の権限逸脱が見受けられる。

(6) 東広島方式の問題点

東広島方式は、共通仕様書と設計基準を使用して設計金額を算出するので、設計金額の算定方法には問題はない。そして設計金額が予算上の制約を越える時は、契約担当職員が、予算の許容限度内で減額した額を予定価格とする。例えば総務局N○362（東広島地域事務所庁舎管理業務）では、設計金額を予算の制約を理由に、調整率を約20%とした。結果的に、

落札率は、限りなく100%に近づいている。

問題は、あまり予定価格を下げると市場価格を大きく下回るため不落随意契約になることになりかねないが、ともかく競争入札の結果落札され例年ほぼこれに近い金額で落札されるとすれば、落札額は市場価格を反映していると考えられるから、共通仕様書と積算基準に基づく設計金額が、市場価格からおおよそ20%程度高く設定されていたと見ることも可能であろう。

一方、減額の理由が、予算上の制約だけである場合、果たして正当な理由のある控除と言えるのかという疑問がある。委託料は、委託業務に対する対価であるから、設計金額や予定価格は、合理的根拠に基づき適正な金額を決めるべきであるが、予算の余裕の有無だけで設計金額から控除するかどうかを決めるなら、予定価格に合理性があるとは言えない場合が生ずるおそれがある。

そして、予算オーバーとなった原因が、共通仕様書の導入に伴う仕様の変更にあるのであれば、今後は予算の上積み要請をする必要があるが、仕様を維持しつつ予定価格を下げるという方向だけではなく、仕様の見直しも検討する必要があるのではないかと考える。

(7) 呉方式の問題点

呉方式は、共通仕様書と設計基準を使用して設計金額を算出するので、設計金額の算出方法には問題はない。予定価格の設定方法は、契約毎に調整率を過年度のものと比較しつつ、前回の予定価格より大幅に上がることはないように考慮して決定している。監査対象とした契約は、総務局N○355、N○356、N○357であるが、調整率は、それぞれ2%、5%、15%と差があった。

呉方式に合規性の問題はないが、それぞれの控除に果たして正当な理由があるかどうかや、予定価格が市場価格を反映しているかの判断資料を整えておく必要がある。

(8) 予定価格の公表について

平成16年度の広島県の庁舎管理に関する行政監査報告書の中には、「予定価格の公表」と題して、「予定価格の透明性確保のためにも、競争性が確保された段階で、公表を検討すべきである。」と監査委員の意見が明記されている。この意見に対する措置状況については、広島県では、「当面競争性の確保に努める」として、未だに予定価格の公表は実施されていない。

また、その後、財産管理課作成の平成20年4月1日付作成にかかる「委託・役務業務契約事務の手引き(第1版)」と題するマニュアルでは、「予

定価格は非公表とする（入札後においても同様）」としてある。

その実質的理由は、競争性の低い地域では、予定価格の公表により入札価格が市場価格とかけ離れて高止まりする危険性があるからであろう。

その後、前記平成20年（2008年）9月12日、国土交通省は、「予定価格の事前公表の取りやめ」の緊急要請を各都道府県・政令市に通知した。これらは公共工事（土木建設請負契約）にかかる動きであるが、入札制度に関する考え方は、社会、経済情勢に応じた政策と共に目まぐるしく変化するので、広島県にとって、どの方法が適当であるかを、一時点で画一的に決めてしまうことは困難であるのが実情である。

ところで、予定価格の漏洩という不祥事をなくすため、参加業者を増加させ高い競争原理が働くなかで入札を行えば、予定価格の公表をしても談合がされる危険性はないとの理由から、予定価格の事前公表をしている自治体が見受けられる。しかし、過疎地地域事務所を抱え、前述のとおり予定価格の決定方法が県内で不統一な状況下にある広島県では、業務委託契約の入札に、現段階で直ちに予定価格の公表に踏みきることに慎重なもの理由があると思われる。

4 土木建築設計委託契約に特有の問題点

土木局・都市局の5件（No159, No212, No215, No1628, No1629）の契約は、委託契約と称しながら、実体が建設工事的なものであるからとの理由で、提出書類をすべて建設工事に準じて作成することと決めている。これは土木局・都市局特有の問題であるが、次に述べる問題点があるので、ここでまとめて述べることにする。

（1）建設工事請負契約約款の書式の使用

港湾振興局の回答（港湾振興局は、平成19年度は組織上空港港湾部の下にあったが予算上は土木予算であった。平成20年度は組織改革のため土木局の下にある。）によると、これらの契約の実態が建設工事的なものであるからとの理由で、提出書類をすべて建設工事に準じて作成することと決めている。また、「建設工事請負契約約款では、受注者は下請人を発注者に通知（＝下請人名簿の提出）することになっている」として、下請人名簿により、業者から通知を受けることを再委託の申請と同視し、当該名簿により局内の決済を受け、口頭で承認の通知をしており、書面による承諾をしていない。ところが、業務委託契約書には、建設工事請負契約約款を適用するとの明文はない。

実態が建設工事的なものであれば、形式が委託契約であっても契約規則を離れて建設工事請負契約約款を適用することができるという明文の根

抛はないにもかかわらず、これらの契約では、当然に建設工事請負契約約款を適用できるかのように、下請人名簿には、「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します。」という文言が印刷されている。こういう処理は、受託業者または担当部署が、安易に建設工事請負契約用の書式を使用したことが原因かもしれないが、根底に実体が建設工事的なものと判断すれば委託契約であっても当然に建設工事請負契約約款を適用できるという誤った解釈があると思われる。この解釈が再委託の承認は口頭によることが当然に許されるという誤解を招いていると考えられる。

(2) 問題点

ア 契約名と契約実体の乖離の弊害－1

個々の委託業務の内容は、契約の名称からは、実体が建設工事的なものと言えるかどうか疑わしいものがある。例えば、土木局N○159は原契約の契約の名称は「暫定栈橋等管理業務」契約とあったが変更後の契約の名称は「土木設計等委託」変更契約となっており、原契約も変更後の契約も到底、建設工事請負契約の内容を想像させる内容ではない。また、土木局N○215も、原契約の契約名称は「小用（切串地区）他、港湾・漁港・海岸構造物補修他工事」契約であるが変更契約の契約名は、「土木設計等委託」変更契約と名称が異なっており、変更後の契約は、到底、建設工事請負契約の内容を想像させる内容ではない。

このように契約の名称が、業務委託契約を想像させる名称であっても、実体が委託か請負か（すなわち、県が支払う契約代金が、委託業務の対価か、工事完成の対価か）が計り知れないのでは、契約の実体の判断をしないと適用すべき適切な約款がわからないことになる。この場合、契約の実体の判断は、発注者が独自にすることになるが、そこに一定の基準はないから、再委託の承諾手続も不明朗にならざるを得ない。

イ 契約名と契約実体の乖離の弊害－2

広島県契約規則第6条は、再委託に関しては、原則としてこれを禁止し、「ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。」と定めている。委託契約であれば、この条項の趣旨に沿って、再委託を必要とするときは、「特別の事情」を説明し、予め書面により事前承諾を受けべきである。

契約の名称を「管理業務契約」などとして工事請負ではなくいかにも委託契約であるかのごとき名称をつけながら、扱いを建設工事請負契約と同じ扱いにすれば、次のような弊害を生ずる可能性がある。

例えば、現行制度では随意契約を行うことができる基準は、工事の請負の場合は、予定価格が250万円を越えないものであるが、委託契約の場

合は、100万円を越えないものとされている（自治法施行令167条の2，1項1号，契約規則29条，別表）。土木局N○159，N○212，N○215は，実体が請負であるのを委託の如き名称を付けている場合であるが，それとは逆に，実体が委託の場合であっても建設工事請負の名称をつけるなら，100万円を越えるものであって250万円を越えない場合は，委託契約であれば随意契約は行うことができない筈なのに，随意契約を行っても違反が外見からはわからなくなってしまう。

再委託先を建設工事請負における「下請」と同視することにより，再委託の申請を下請人名簿の提出ですませ，承認は口頭ですませるという手続上の曖昧さの残る処理もこのような発注者の独自の解釈が原因となっていると考える。

ウ 実務の一貫性がないこと

なお，尾三地域事務所・建設局維持課所管のN○1628，N○1629は，下請人名簿を使用しているが，書面による承諾を取っている。これを見ると，土木局全体としては，港湾振興局の回答のとおり実務が一貫しているわけではない。

さらに先に述べたN○159やN○215のように，原契約の名称と変更契約の名称が，「暫定栈橋等管理業務契約書」が「土木設計等委託変更契約」へと変更されたり，「小用（切串地区）他，港湾・漁港・海岸構造物補修他工事」契約が，「土木設計等委託」変更契約と変更されたものについては，実体が建設工事的なものであると主張するが，変更契約前後でこれだけ契約名称が変わることに奇異な感じをもたざるを得ない。また，変更された契約の名称だけみると，業務内容は，請負工事ではなく設計のようであり請負工事の内容や契約の同一性にさえ疑問を抱かせるものになっている。

これらの事務処理をみると，独自の解釈に基づく処理の杜撰さが感じられる。

(3) 意見

そこで，上記の各契約については，①再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきであること，また，②業務委託契約に，建設工事請負契約約款を適用するのであれば，誤解を招くおそれの無いように，契約書に「建設工事請負契約」を適用する旨の文言を明記する必要がある。また建設工事請負契約約款を適用しないが，建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するのであれば，下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します。」という文言を削除しておくべきである，との意見を述べる。

5 高額医療機器の保守契約に特有の問題

※本項に記載する契約番号は、いずれも健康福祉局（病院会計）の契約番号である。

(1) 県立広島病院の高額医療機器の保守の委託契約の特徴

県立広島病院（以下「県病院」という。）の高額医療機器の保守の委託契約について、調査した契約はすべて随意契約であった。購入した医療機器の保守契約の相手方は、機器を納入したメーカーまたはその指定業者に限られるからである。特に県の契約事務担当の職員は、数年で交代する事が多く、保守契約締結上の交渉のノウハウが容易に蓄積される事はない。この点は、情報システムの開発、保守の委託契約における問題の状況と似ている。

県病院の高額医療機器の保守の委託契約においては、機器導入時に競争環境が適切に確保されていないのではないかという調達手続上の課題、調達工程の進ちょく管理や調達物の品質、数量管理が適切に行えていないのではないか、あるいは、保守に係る経費が割高となっており適切な費用対効果が得られていないのではないかという調達管理上の課題等、従来から指摘されているとおり調達から保守管理に至る過程の透明性の課題が未だに解決されていない状況にある。

以上のような課題を解決するためには、県病院の高額医療機器の保守の委託契約に当たって、調達の時点で業務処理や技術仕様のブラックボックス化のリスクを極力排除する必要があるといえる。

(2) 問題点・問題の状況

県病院における高額医療機器の保守点検業務委託については、各機器に共通の問題が見受けられる。

なお、N o 1 3 6 は、県病院全体の情報システムを総括するサーバー、ネットワーク機器やプリンタ等も含まれる非常に大規模な医療情報システム（ハードウェア保守）保守管理業務である。従って、N o 9 1 乃至 1 1 2 等の医療機器の保守業務とは、業務内容も契約内容も異にしているため一律に論ずることはできない。よって、N o 1 3 6 については、後記第 4 各論の当該契約の箇所で問題状況と意見を述べることとする。

ア 財産取得に関する特に重要な書類が保管されていない

「保存期間経過のため資料無し」とする N o 9 6 , N o 9 8 , N o 1 0 6 については、当初は「書類が見当たらないのは、処分したからか、もともと作成されていなかったのかは、明らかではない。」あるいは、「保存期間は 5 年であるから、保存期間経過のため資料無し。」との説明であったが、後日「該当資料はすべて平成 9 年度以前のものであり 1 0 年は経過

している。一般の支出に関する文書は保存期間が5年、財産に関するもので重要なものが10年と定められている。こうした規定に照らし10年で保存期間経過と扱っている。」と説明がなされた。しかしこの契約の保守の対象機器は現実に稼働している。これらの機器をこの先いつまで稼働させるか未定であるのに、その財産の取得に関する特に重要な文書を、一般の文書のように短期間で保存期間が経過したとして廃棄するという考え方は、そもそも正しいとは考えられない。

広島県文書等管理規則第7条別表によれば、「財産に関するもので特に重要なもの（財産の取得、処分など）」は保存期間を「長期」と定められている（「保存年限の区分が「長期」の文書等は、保存年限を定めずに長期間に渡って保存する。」とされている。）。

また、「財産に関するもので特に重要なもの」ではなく単に「財産に関するもので重要なもの」の場合であっても、保存期間は10年と定められている。

仮に10年の保存期間の対象であるとしても、この文書等の保存年限は、「当該事案の処理が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算するもの」とされているので、保存年限の起算日である「当該事案の処理が完結した日」がいつになるのかという解釈問題が残る。

例えば、No96のMRI（GE製）は1996年3月に約3億7000万円で、No98の全身用CTは1994年3月に1億4200万円で導入したものであるが、導入時から現在までに既に10年以上経過していることになる。しかし、これらの機器は、現在も稼働しており、保守契約は毎年締結されている。

このような高額医療機器の多くは法定償却期間を過ぎても長期間稼働させる必要があり、法定償却期間を何年も過ぎて投下資本をやっと回収し、その後も稼働させて利益を生み出すというものもある。例えば、No93（リニアック 放射線治療装置77/DX67）は、法定償却期間は6年とされているが、導入時における収支見込み表では、利用者数を1日45.6人の場合と22.8人の場合を想定し、22.8人の場合は10年目から累積赤字が解消し、黒字に転換するとの予想としている。

このように長期間にわたって運用する機器については、「事案の処理が完結した日」を購入代金の決済完了時と解釈したのでは稼働期間中に導入時の機種取得に関する資料の保存期間を過ぎてしまうおそれが強い。

それでは保守の対象である機器が現実に稼働しているうちに、導入時の保守料の見積や有償部品や消耗品の交換周期、見積単価、数量など、機器のライフサイクルコストの検討資料を含めた機器の取得に関する書類を

処分して、導入時の備品整備委員会（または同委員会から委託を受けた中央放射線部運営委員会）の判断の正しさを検証する手段を消し去ることになる。また、今後の新機種との交換時に参考となる資料も無くすることになる。導入時の契約過程の透明性の確保の要請が強いにもかかわらずそれが十分なものといえない上に、この時期に重要資料を廃棄してしまう理由にいささかの疑問を持たざるを得ないものが見受けられた。

高額な医療機器の導入時にその判断資料とされたライフサイクルコストに関する資料は、「財産の取得に関する特に重要な文書」に当たると考え、その保存期間は、広島県文書等管理規則第7条別表の「長期」に該当すると解すべきである。あるいは、少なくとも導入した高額医療機器の新機種との交換や廃棄処分がされるまでは、「当該事案の処理が完了した日」と解すべきではない。

イ ライフサイクルコストの検討に関する問題点

修理部品の費用については、例えば契約N○91の場合、定期点検の回数は「定期保守点検項目表」により、機器装置毎に点検の周期を4～6ヶ月とか3ヶ月、6ヶ月などと定め、「保守機器明細表」により、機器毎に（例えば、超音波診断装置本体免責金額20万円点検回数年2回、アンギオ免責金額50万円点検回数年3回など）定めて、高額消耗品や消費量の多い交換部品は一定額を越えれば有償とされている。この免責限度額を越える有償取り替え費用がいくらかかるのか、高額機器の導入時に、ライフサイクルコストとしてその費用を考慮に入れて導入を判断していたかという問題がある。

(ア) そこで、この点について調査するため、導入時の備品整備委員会の資料の中にライフサイクルコストを検討した資料があれば提出を求めた。

その結果は、照会した10契約のうち、保存期間経過のため資料無しとするものが3件（N○96、N○98、N○106）、資料があるとして提出されたのは7件（N○91、N○92、N○93、N○97、N○100、N○101、N○112）であった。

いずれも後述するとおり、平成19年度契約金額は、導入検討時の保守料の見積額に比べて増額されているものが多かった。

その原因の究明が必要と考えて調査に及んだ。

調査の結果、病院からは「実際の委託契約締結時に、病院側の申出により契約条件及び対象機器の増加を行ったものであり、また同じメーカーと交わしている既存の他の委託契約とまとめて契約をしたため対象業務が増えた結果委託料も増額したのである。この契約だけ見ると委託料は増額しているが、トータルとしての委託料は減少させている。現場における診

療体制等を含んだ再検討の結果、その時点で最も適切な契約条件に変更することがある。」との説明があった。

確かに、前年度に対する今年度の増額理由については、毎年、説明資料が作成されている。しかし、その結果トータルとしていくら減額したか、減額の内訳を証する資料はこの外部監査中には見受けなかった。

また、各論の該当箇所では後述するが、N○93においては導入後、最初の委託契約からいきなり選定時の見積額の約78%増額されており、資料の上では機器選定時のライフサイクルコストの検討が不十分と思われる例が散見された。

- (イ) さらに、機器導入時に予想された機器の法定償却期間内（通常は6年）の有償交換部品費、消耗品費（委託料とは別に負担しなければならなくなるランニングコスト）の見込額について質問し、回答を求めた。その結果は、前記（ア）の回答と同様に、保存期間経過のため資料無しとするものが3件（N○96, N○98, N○106）、資料があるとして提出されたのは7件（N○91, N○92, N○93, N○97, N○100, N○101, N○112）であった。

この7件については、さらに導入時における交換部品の予測金額と交換部品費の実績の比較をして、備品整備委員会においてライフサイクルコストの検討が正確になされていたのかを検証する事が望ましいが、実績資料は取り寄せられておらず、そのような検討はされていなかった。

ウ 設計金額算定方法など契約締結過程に関する問題点

- (ア) 高度に専門的な機器であるため、発注者側は独自の仕様や積算基準を持ち合わせない状況であるから、どの契約も業者の見積もりが設計金額の算定資料とされている。そして今回調査した全ての高額医療機器の保守契約が随意契約であって、しかも100%の落札率となっている。

前年度に比較して委託料の見積額に大きな増額がある場合は、担当部課がその理由を聴取したうえで記録に残している。しかし、機種選定時に業者から提示された保守料の見積金額との比較がされることはないようである。

- (イ) 高額医療機器の保守は、契約先が当該機器の製造メーカー（又はメーカーが指定した代理店）に限定され複数事業者による見積合せはできないという事情がある。そのため高額医療機器の保守に関する価格交渉は、発注者側の設計金額算定の担当部課が、業者が提出する参考見積の金額を適正額まで下げさせる事がすべてであり、発注者側が一応了解した金額を参考見積として提出させている。これには現行の契約規則に定める制度に照らすと、次の問題がある。

どの契約も、見積書（参考見積）は業者の定める定価から一定の値引きをした金額が見積金額とされている。この見積金額は設計金額算定のための参考資料であるから、記載された値引き額が大であることだけをとらえて、広島県契約規則等で予定している適正手続の下での価格交渉が行われた結果であると評価することはできない。

なぜなら、広島県契約規則 29 条別表では、予定価格が 100 万円を超える委託契約の場合、競争入札という競争原理の働く中で契約価格を決定することが原則とされるが、競争入札ができない格別の理由（地自法施行令 167 条の 2 第 2 項に該当する理由）があつて随意契約を実施する時は、予定価格調書作成後、複数の業者を選定し、見積依頼をし、見積書の受領後、見積合わせの後に相手方の決定をし、見積合わせ結果報告書等を作成して契約締結伺いをするにとされているのであり、制度上は、予定価格の決定は契約担当職員の専権事項とされ、予定価格が公表されることなく、予定価格設定後、契約締結までに適正な価格形成がなされることが予定されているからである。

ところが、高額医療機器の保守契約では、業者の参考見積の金額＝設計金額とされ、予定価格は設計金額とほぼ等しく、さらに予定価格＝契約金額とされているが、これでは、予定価格の適正さを担保する手続的保障が失われている。

(ウ) もっとも、参考見積書提出の前に病院側担当者が、適正価格に近づけるべく見積金額の値引き交渉を重ねているのであるから、この価格決定の方法が、広島県契約規則 29 条別表で予定している手順ではないとしても、この事をもって直ちに業者の提示額を発注者が 100%受け入れざるを得ない状況にあると見るのは、事実誤認になるのかもしれない。

しかし、受託業者と委託する病院の関係が、一旦導入してしまつたら、機器の使用期間中は補修業務だけを競争入札に切り替えることはできないという関係にあるのであり、また予定価格の適正性を確保するための手続としては問題がある状態であるから、高額医療機器の保守料の合理化は、大部分が機器選定時における委託料を含めたライフサイクルコストの判断にかかっているといても過言ではない。したがって、機種選定時には、医療技術的視点だけでなく、経済的視点から判断できる十分な資料の徴取とともに、その分野における専門家の審査を経るべきではないかと考える。

エ 一式見積の問題点

例えば、No 91、No 92、No 93、No 97、No 100、No 106 では、契約書に含まれる対象システム装置ごとに見積書を作成し、数量「一式」として金額を記載し、これから一定の値引きをしている。見

積書には「定期点検を年4回実施します。」「オンコール修理作業費を含みます。」「修理部品費（全額無償）を含みます。」などと記載されているものの、一式の金額がいかなる積算の根拠に基づくものであるかはわからない。1年間のオンコール回数について、およそ何回を予定して積算がされたのかも明らかではない。

発注者は、業者の見積に基づき設計金額を算定したとするが、これらの見積書では積算根拠が十分でないため、金額の適正さの確認のしようがない。

また、N○96、N○98も、見積書は、二つの装置を1つの見積書にしている点で形式は異なるが、記載事項、記載内容は、極めて類似しており、同様の問題がある。

オ 定期点検報告書の問題点

例えば、契約N○92のX線循環器診断システム定期検査報告書や、ADR-2000A定期検査報告書では、点検箇所、点検項目欄に「点検部品 1式」、交換部品名欄に「定期交換部品 1式」と記載がされているだけで、品名や数量の具体的記載がない。用紙のスペースに制限があれば、別紙を添付してでも、品名・数量がわかるようにすれば、業者の提出している見積書の単価をもとに積算するだけでも、およその定期交換部品費が把握できるはずである。しかし、現在の定期検査報告の仕方では、実績に照らして委託料が妥当なものかどうかの検証をすることができない。

カ 納品書の問題点

例えば、N○91、N○92、N○106の納品書は、納品の対象期間中の「保守契約料 1式」「患者監視装置 保守委託契約費 1式」として、契約金額を記載している。交換部品の名称、個数など物件費の内訳を明らかにする資料は、業者は必ず持ち合わせている筈であるが、病院に対しては、何ら開示されないことが常態化しているようである。これは、交換部品費はすべて無償であるから保守費用に含むという理由のようであるが、これでは、実際には何をいくつ納品したのかがわからず、委託料が妥当なものかどうかの検証をすることができない。

このように、県病院における高額医療機器の保守点検業務委託については、業務処理や技術仕様のブラックボックス化が続いている状況にあるといわざるを得ない。

キ 保守点検委託料のうち保守点検態勢を維持するための費用（態勢維持費）の問題

(ア) 外部監査人は、各契約について、1年間の交換部品費の数量金額、オンコールで出動した延べ人数の照会をしたところ、改めて業者から取り寄せ

られた1年間の定期交換部品のリスト,金額並びにオンコールで出動した回数と延べ人数が提出された。

定期検査とオンコールで出動した延べ人数は下表のとおりである。

〔第4表〕平成19年度 定期点検・オンコールの回数と人数表

番号	委託業務名	委託先	定期点検	オンコール		合計 (人) ①+②
			延人数 ①	回数	延人数 ②	
91	全身用CT TSX-101A,画像処理装置PACS,3D画像処理装置	TM社	6	42	66	72
92	循環器用X線CT装置 (アンギオ) KXO-2050A,DFP-50A	TM社	4	37	41	45
93	リニアック 放射線治療装置77/DX67	TM社	10	44	55	65
96	MRI (GE製)	GE社	8	26	31	39
97	MRI (シーメンス製)	CM社		28	28	28
98	全身用CT CT-HSA SG	GE社	6	14	17	23
100	CR FCR9000他	FF社	20	33	38	58
101	体外衝撃波結石破碎装置	CM社	4	15	15	19
106	OP 患者監視装置+NICU+救命救急	FM社		30	36	36
112	富士医用画像システムシナプスサーバー他	FF社	12	33	38	50
136	医療情報システム (ハードウェア保守)	FT社	4	21	21	25

年間委託料から判明した1年間の無償交換部品費・消耗品費を除いた額が、ほぼ委託料の中の人件費を中心とする保守点検態勢を維持するための費用（以下「態勢維持費」という。）ということになる。

県病院の説明を要約すれば、この態勢維持費は、「人命に関わる医療機器の保守管理には、緊急時の即応態勢を確保することが不可欠で、オンコールや定期点検、故障の都度修理に出動する人件費とは異なり、実際に出動する人件費の他に365日24時間の待機時間を含む人件費（いわば緊急時に備えた保険料のようなもの）である。したがって、これをオンコールと定期点検など実際に出動した延べ人数で除して単価換算をし、これと県の実施設単価表の人件費単価と比較することには無理がある。」という。

その意見を否定するものではないが、実際に出動した延べ人数で除して単価換算した態勢維持費や一日あたり単価換算した態勢維持費を、同種高額医療機器の契約の間で比較することは、決して意味がないとは考えられない。そこで対象機器別にオンコールと定期点検に実際に出動した延べ人数で除して単価換算をし、どの程度のばらつきがあるのかを見ることにした。それが下記〔第5表-1〕及び〔第5表-2〕である。

〔第5表－1〕 平成19年度 保守管理態勢の維持にかかった費用

単位：円

契約 番号	委託業務名	委託料 支出額	交換部品 ・消耗品 費	差引 態勢維持 費	延 人数	態勢維持費	
						出勤1 人1回 当たり	1日 当たり
		ア	イ	(ア-イ) =ウ	エ	ウ/エ =オ	ウ/365 日=カ
91	全身用CT TSX-101A,画像処理 装置PACS,3D画像処 理装置	10,445,400	1,902,400	8,543,000	72	118,653	23,405
92	循環器用X線CT装 置(アンギオ) KXO-2050A,DFP-50 A	6,678,000	663,800	6,014,200	45	133,649	16,477
93	リニアック 放射線 治療装置 77/DX67	20,999,160	1,512,400	19,486,760	65	299,796	53,388
96	MRI (GE製)	16,564,200	7,252,300	9,311,900	39	238,767	25,512
97	MRI (シーメンス製)	13,860,000	1,801,100	12,058,900	28	430,675	33,038
98	全身用CT CT-HS AS	5,530,880	1,844,400	3,686,480	23	160,282	10,100
100	CR FCR9000 他	5,775,000	1,476,130	4,298,870	58	74,118	11,778
101	体外衝撃波結石破碎 装置	5,250,000	349,500	4,900,500	19	257,921	13,426
106	OP患者監視装置 +NICU+救命救急	7,874,510	3,893,300	3,981,210	36	110,589	10,907
112	富士医用画像システ ムシナプスサーバー 他	5,880,000	151,725	5,728,275	50	114,566	15,694
136	医療情報システム (ハードウェア保 守)	21,657,960	1,338,509	20,319,451	25	812,778	55,670

※No136は医療機器の保守ではないので、他とは同列には比較できない

〔第5表－1〕の出勤1人1回当たり態勢維持費をみると、契約間で大き

なばらつきがあることがわかる。また、1日当たりに換算しても、相当大的な差があることがわかる。このような態勢維持費の大きな差の合理的根拠を示す資料は、契約時には業者から提示されていない。単に365日24時間オンコールに対応する態勢を確保するにはこの程度必要というだけでは、それぞれの態勢維持費が妥当であるかどうかはわからない。態勢維持費の妥当性を検証できないまま、毎年契約を締結していると考えられる。

また、導入価格に対する平成19年度委託料の割合、態勢維持費の割合を比較すると下記〔第5表-2〕のとおりとなっている。

〔第5表-2〕 導入価格に対する態勢維持費等の割合

契約番号	委託業務名	導入価額	委託料		態勢維持費		導入時見積額に対するH19支出額の増加率
			H19年度支出額	導入価格に対する割合	H19年度支出額	導入価格に対する割合	
		a	ア	ア/a=イ	ウ	ウ/a=エ	オ
91	全身用CT TSX-101A,画像 処理装置 PACS,3D画像 処理装置	197,400,000	10,445,400	5.3%	8,543,000	4.3%	24%
92	循環器用X線 CT装置(アン ギオ) KXO-2050A, DFP-50A	231,000,000	6,678,000	2.9%	6,014,200	2.6%	104%
93	リニアック放 射線治療装置 77/DX67	337,050,000	20,999,160	6.2%	19,486,760	5.8%	78%
96	MRI(GE製)	370,177,501	16,564,200	4.5%	9,311,900	2.5%	不明
97	MRI(シーメ ンス製)	194,250,000	13,860,000	7.1%	12,058,900	6.2%	33%
98	全身用CT CT-HS A S	142,718,448	5,530,880	3.9%	3,686,480	2.6%	不明
100	CR FCR9000 他	21,000,000	5,775,000	27.5%	4,298,870	20.5%	93%
101	体外衝撃波結 石破碎装置	68,250,000	5,250,000	7.7%	4,900,500	7.2%	5%
106	OP患者監視装 置+NICU+救命 救急	39,109,443	7,874,510	20.1%	3,981,210	10.2%	不明
112	富士医用画像シ ステムシナプス サーバー他	44,415,000	5,880,000	13.2%	5,728,275	12.9%	不明

※上記表のオは、〔第9表-1〕の増加率を転記したものである。

この表により、契約間で大きな違いがあることがわかる。

例えばNo92, No96, No98は、導入価格に対する体制維持費の割合は2.5%乃至2.6%と比較的小さいが、No100は20.5%, No106, No112は、10%, 12.5%と大きな割合になっている。導入後、

病院側からの要請などにより、導入時の見積額から平成19年度委託料支出額まで増額された割合（上記表のオ）を考慮に入れても、契約間で大きな違いである。

これも単純な比較をすることには無理があるかもしれない。

ところで、No136（情報システムの維持管理であるから医療機器の保守点検とは性質が異なる）に関しては、CIOの審査の際、情報システム保守委託料の適正額は、本体の購入金額に対する6%程度以下であると聞いたとの説明がされた。この6%程度という割合の根拠は明らかではないが、類似事例の平均値であると想像される。このような購入金額に対する一定割合をもって適正性を判断するという観点に立つても、〔第5表-2〕の契約間の大きなばらつきがあることは不思議に思える。見積を提示する業者は、それなりの合理的資料を有していると考えられるが、発注者である病院は、このような違いを納得させるに足る資料は、持ち合わせていない。

前述したとおり、態勢維持費をオンコールなどに実際出勤した延べ人数で除して単価換算した金額（〔第5表-1〕のオ）や365日で除した1日当たりの金額（〔第5表-1〕のカ）と、県の実施設単価表の人件費単価と比較することには無理があることは承知している。しかし県病院としては、業者の提示する委託料の額が妥当かどうかを判断する基準を何ら持ち合わせていないのであるから、今後態勢維持費の基準を作るためにも、参考までに県が他の委託契約で用いる日額人件費のうち比較的高額なものを、ここに紹介することとする。

〔第6表〕 平成20年8月 測量業務 技術者基準日額

名 称	基準日額 (円)	割増対象賃金比 (%)
測量上級主任技師	44,600	60
測量主任技師	31,100	55
整備士	42,200	35
操縦士	30,600	45
(他略)		

〔第7表〕平成20年8月 地質土質調査業務 技術者基準日額

名 称	基準日額 (円)	割増対象賃金比 (%)
理事長・技師長	51,400	50
主任技師	45,900	50
技師 (A)	38,300	55
技師 (B)	30,500	55
地質調査技師 (他略)	34,400	55

ちなみに、労務単価表の中で、機械設備の点検に関してみれば、下表のとおりである。

〔第8表〕労務単価

名 称	基準日額 (円)	割増対象賃金比
点検技術者	26,400	0.690
点検技術員	19,700	0.690
点検設備工 (他略)	19,800	0.725

※1時間当たり割増賃金＝基準額×割増対象賃金比／8×割増係数

割増係数＝1.25（時間外。但し時間外の深夜は1.50）

1.35（休日、但し休日の深夜は1.60）

0.25（深夜）

(イ) 態勢維持費の決め方について

保守委託料の契約金額の決め方は、業者により、また保守業務の内容によっても異なるが、通常は1年に何回点検をするか、どの部品は契約に含み、どの部品は免責にするかなどによって異なり、内訳としては技術費（人件費、交通費）、部品代などからなる。

委託料は、業務の対価であるから、医療機器の購入価格の高低に比例して変動するわけではなく、必要とする人手の数と質（人件費）及び取り替え部品、消耗品（無償部品）の量と単価の見込等を基にして決まるべきものである。

しかし、県病院における高額医療機器の保守は、どれだけ手間がかかったか、どれだけ無償の取り替え部品、消耗品がかかったかなどの資料の徴

取をしていないし、緊急時に備えた態勢維持のためにどのようなコストが計算されているのか等、委託料が適当な対価性を保っているのかどうかを確認できないということに問題がある。

ク 導入時の見積額に対し導入後の契約金額が高くなっていることの問題点

備品整備委員会において、ライフサイクルコストの検討がされたとして提出された5契約（N○91, N○92, N○93, N○97, N○100, N○101, N○112）について、資料を調査し点検したところ、以下のような実態が判明した。

(ア) 「器械備品予算要求書」を所属長が作成する段階で、「器械備品予算要求書」の注書きには、予算要求額が1000万円を超える場合は、「高度・高額医療機器収支見込表」を作成し、年間予定収益及び費用を記入後、「採算性あり」もしくは「不採算」の判断を行ってくださいと要請されている。

医療機器については稼働させることにより収益を測定できるから、機種選定時に収支見込表を作成し、予算要求書において予めN○91, N○92, N○100は「採算性あり」、N○97, N○112は「不採算」との判断がされている。

(イ) 「器械備品予算要求書」は、機器の概要と購入の必要性、他病院などの導入実績などが文章で記述される様式になっているが、「収支見込表」には、その内訳や根拠を示すものはなく一括した金額を記載している。しかし、その多くは年間委託料額が100円単位まで記載されており、機器によっては10円単位まで記載されていることや、有償の交換部品や消耗品費が、品名、単価、年間数量で記載され金額は10円単位で表示されていることから業者の見積もりを基に費用の積算をしたことが窺える。これが導入時の保守料の見込額である。なお、「導入初年度の保守料は発生しない」（無料）と明記した導入時の収支見込表が出されているものもある（N○91, N○92, N○93）。

導入後、毎年交わす保守委託契約のための見積も、同じ業者が提示するものである。したがって、導入時の見積額から大きく変わるのは不自然であるし、そうなれば導入前は「採算性あり」と判断したが実は「不採算」とすべきであったということになりかねない。そのような場合には、備品整備委員会の判断も変わってくる可能性があったともいえる。もっとも、高度医療を提供することによって県民の健康と生命を維持するという福祉の実現のために必要であれば、財政上の負担を覚悟したうえで採算性のない機器の導入をすることも否定されるべきではない。包括外部監査人は、県病院が医療業務としては不採算であっても、高度医療機器を導入しなければならないことがあることまで否定するものではない。

そこで、導入前の見積額と平成19年度の支出額を比較して、問題点を述べる。

[第9表-1] 導入時の見積額と平成19年度支出額の比較表 (単位:円)

契約番号	委託業務名	導入時			H19年度	増加率 (②/①) - 1
		導入時期	導入価額	保守委託料 見込額 ①	保守委託料 支出額 ②	
91	全身用CT TSX-101A,画像処理 装置PACS,3D画像処 理装置	2003/8/29	197,400,000	8,400,000	10,445,400	24%
92	循環器用X線CT装置 (アンギオ) KXO-2050A,DFP-5 0A	2002/3/29	231,000,000	3,265,920	6,678,000	104%
93	リニアック 放射 線治療装置77/DX67	2006/3/31	337,050,000	11,812,500	20,999,160	78%
96	MRI (GE製)	1996/3/31	370,177,501	保存期間経過 のため資料 なし	16,564,200	不明
97	MRI (シーメンス製)	2003/3/31	194,250,000	14,200,000	13,860,000	△2.4%
98	全身用CT CT-HS A SG	1994/3/31	142,718,448	保存期間経過 のため資料 なし	5,530,880	不明
100	CR FCR9000他	2002/12/27	21,000,000	3,000,000	5,775,000	93%
101	体外衝撃波結石破碎 装置	2005/3/31	68,250,000	5,000,000	5,250,000	5%
106	OP 患者監視装置 +NICU+救命救急	1993/3/31 (1/2) 1995/9/29 (2/2)	39,109,443	保存期間経過 のため資料 なし	7,874,510	不明
112	富士医用画像システ ムシナプスサーバー 他	2005/3/14	44,415,000	不明	5,880,000	不明
136	医療情報システム (ハードウェア保 守)	2002/1~	261,154,971	17,392,555	21,657,960	25%

※N o 1 3 6 は、情報システムハードウェアの保守であり、他の契約とは業務内容が異なる。

以上のとおり、資料のある6契約のうちN o 9 7, N o 1 0 1 以外は保

守委託契約による委託料が、導入時の見積額を25%～104%と大幅に上回っている。

このように導入時の見積額に比べて実際の委託契約締結時の契約金額が大きくかけ離れて増加している原因について、病院からは、「実際の委託契約締結時に当院の申出により契約条件及び対象機器の増加を行ったものであり、現場における診療体制等を含んだ再検討の結果、その時点で最も必要な契約条件に変更することがある。また他の委託契約とまとめて業務が増えたものであり、トータルとしての委託料は減少させているはずである。」とし、個々の契約の導入時の見積額に比べて導入後の保守委託料が増額している理由については、下表のとおり説明があった。

〔第9表－2〕 導入時の見積額より平成19年度の保守料支出が増額している理由

契約番号	委託業務名	増加率	導入時の見積額に比べてH19年度保守委託料が増額している理由
91	全身用CT TSX-101A,画像処理装置 PACS,3D 画像処理装置	24%	導入時、保守委託の対象としていなかった3D画像処理装置が、設置後3年を経過し故障のリスクが高まったため、保守契約の対象に加えた。
92	循環器用X線CT装置（アンギオ） KXO-2050A,DFP-50A	104%	導入時の見積書が現存していないため、業者に確認を行ったが、相当年を経過しているため不明との回答。
93	リニアック 放射線治療装置 77/DX67	78%	導入時保守委託料として計上している額は、リニアックのみの保守委託料。購入までにリニアック治療に関する新たなガイドラインが公表され、既定予算の範囲内でCT装置2台と位置決め装置を加え機器の構成を変更して購入し、全体を保守契約の対象とした。
97	MRI（シーメンス製）	△2.4%	
100	CR FCR9000 他	93%	増加は、平成15年度に増設した機器について、平成17年度に保守契約の対象に加えたからであり、導入時の保守委託料に対応する額は2,258千円（△24.7%）で減額となっている。
101	体外衝撃波結石破碎装置	5%	5%の増額となっているが、消費税の差額と思われる。

※「増加率」とは、機種選定時の業者の委託料見積額に対する平成19年度委託料支出額との差額割合である（〔第9表－1〕の増加率と同じ）。

契約締結時に、前年度に比べて委託料が増減する場合は、増減理由は、毎年説明資料が作成されている。No97は2.4%減額されている。

また、N o 1 0 0 については、「増加は、平成 1 5 年度に増設した機器について、平成 1 7 年度に保守契約の対象に加えたからである。」とし、「導入時の保守委託料に対応する額は 2,258 千円（△24.7%）となっており、減額となっている。」と説明がされた。しかし、平成 1 7 年度に保守契約の対象に加えたことによる増額分は、導入から 3 年後に保守対象に加えた純増部分であると考えられる。

トータルとして減額が実現しているのであれば問題はないが、仮に増額分を吸収していないとすれば、このような大きな増額は機器選定時に予定したライフサイクルコストの増大を招く可能性があるので問題である。

N o 9 1 の場合は、設置後 3 年であったが、長期間稼働させるべき高額医療機器が、短期間のうちに故障のリスクが高まったとして委託対象機器の追加されるようなことが、多数の高額医療機器について行われるなら、機器選定時に見積もっていたライフサイクルコストの増大を招くことなので問題である。

(ウ) ここで、導入時における定価からの大幅値引きと関連する問題について述べる。

- ① 多くの高額医療機器の法定耐用年数は 5 年であるが、X 線 C T 装置、MR I 装置、粒子加速器、C R 装置、超音波装置など主要 7 機種の違いは、平均 10.3 年とされており（社団法人日本医療画像システム工業会（J I R A）の平成 1 8 年度の報告）、平成 1 0 年（1 9 9 8 年）以後は 1 0 年を超える長期使用が固定化されている。機器が一旦導入されれば、短時間でも使用できない場合、患者の治療等において病院に多大の影響を及ぼすため、オンコール態勢が必要となり、機器そのものが買い替えられるまでの長期間にわたり、有償部品、消耗品費、保守委託料は随意契約がされることになる。つまり全く競争原理が働かなくなる。
- ② 今回の県病院における現地調査の際、高額医療機器の導入時には、一般商取引では考えられない大幅値引きがされることがあり（例えば、1 6 億円の定価のものを 1 0 億円にした例や、定価の 1 割程度にまで値引きするという極端な例もあったという。）、何を根拠に定価が設定されているのか明らかではないという素朴な感想が報告された。

本件で調査対象とした N o 9 3 についても大幅値引きが見受けられた。即ち、当初、鋭意値引き交渉をした結果 3 億 4 0 0 0 万円の範囲内で購入できるという見込みをつけ、3 億 4 0 0 0 万円の予算（購入予定価格）で機器選定をしていた。しかし、購入契約をする前に当時公表されていたガイドラインに沿って機器編成の変更をすることになり、当初選定した機器に加えて新たに高額機器が追加された。その結果業者の機

器全体の提示額は約4億1100万円にまで増大した。しかし、予算に限度があるので鋭意値引き交渉をして、当初の予算（3億4000万円）の範囲内で追加機器を含めて全体を購入できている。実に業者の最終提示額から7100万円の値引きである（これが、その後の委託料にどのように影響しているかは、各論で述べる。）。

発注者の立場からみると、定価と実際の契約金額にあまりにも開きがある場合、それは不当廉売というべきものなのか、定価が必要以上に高額に設定されているためなのか、判断することが困難になる。

- ③ 類似の問題として、いわゆる1円入札については、独占禁止法上の不当廉売になるかどうかという観点で問題とされることがある。1円入札が問題とされる理由は、公正な競争が阻害されるからである。しかし、1円入札が発生するのは、入札範囲の設定を決める発注者側にも原因があるともいわれている。入札する業者は、導入後の保守点検等の委託料を見込んだ経済的判断によって1円入札をするのであり、発注者側が導入だけではなくその後の保守業務を含めて入札範囲とすることによって、ほとんどの場合は1円入札を回避できるであろう。公正取引委員会からは、1円入札は、むしろ入札の方法に問題があったのであり、経済合理性でいえば不当廉売とはいえないという見解も示されている（公正取引委員会 事務総長会見記録 平成18年4月26日）。

県病院における高額医療機器の導入契約と保守委託の契約についても、同様の問題が想定できる。高額の保守料が長期間にわたり必要となる機器について、導入のみを入札対象とすると、本体価格のみならず、導入以後の保守委託料についても適正価格での委託を確保する方法がなくなってしまう。

- ④ 導入後に競争原理が働く余地がない保守等の委託業務について、機器導入時に公正な競争の下で価格決定をさせるためには、導入時に、本体価格に加えて、平均買い替え年数内の有償部品、消耗品費、保守委託料の見積額を含めて競争をさせることが望ましい。業者側は、当該機器について、平均的な買い替え年数（ライフサイクル）を1事業期間として事業計画を立てることができるはずである。

県病院の場合は、行政の単年度予算制度による制約があるから、用いることができるベストの方法に近づける工夫をする必要がある。そのためには、保守料については、機器導入時から、長期継続契約と単年度契約を臨機応変に使い分ける必要がある。

電子機器類は、新製品が短期間で次々と開発されており、このため購入の数年後には、新機種が生まれて前の機種が半値以下に下がっている

こともしばしば見受けられると聞く。県病院の説明によると、このような傾向が高額医療機器にも見受けられるという。即ち「高額医療機器の性能が短期間に著しく向上しているため、同じ性能を有する医療機器の価格がわずかの期間に急落している。この傾向が保守委託契約料にも影響を与え、交渉により契約金額が下がることが見込まれる。」という。このような場合には、旧型機器の導入時に長期継続契約をしたため高額の委託料の支払いを続けなければならなくなるより、1年ごとに契約を改定して委託料を見直す方がトータルでは安価になる事も十分考えられる。したがって、長期間使用する機器類であっても、必ずしも長期継続契約が経済的に有利になるとも言い切れない。予定価格の適正さを確保するための手続的保障を欠いている県病院では、平成18年度から、保守委託契約は原則3年の複数年契約を結んでいるが、交渉により価格が下がることが見込まれるため、原則3年の複数年契約を見直すことを検討しているという。

このように契約期間は適切に検討する必要があるが、そのためには、機器購入時において、業者から同種機器の過去の修理実績データの提出を要請し、これを踏まえて最適の保守契約開始時及び必要最小限の保守契約範囲を協議検討し契約を締結することが必要である。

(3) 外部監査人の指摘事項・意見

- ①【意見】導入した機種が稼働中であるのに保存期間を経過したとして、資料を処分しているもので合理的理由のないものには、保存期間の判断を改善するよう意見を述べる。
- ②【意見】導入時の保守料の見積額よりも導入後の保守料が大幅に増額されているものには、機器導入先との導入時の合意が不十分であったとの意見を述べる。
- ③【意見】定期検査報告書が「点検部品1式」「定期交換部品1式」などという記載であり、交換した部品の品名と数量を具体的に記載した資料をもって報告をされていないものには、より具体的で充実した報告を求めべきであるとの意見を述べる。
- ④【意見】納品書においても納品の対象期間中の「保守契約料1式」として済ませており、点検可能な程度に交換した物品について品名と数量を具体的に記載した資料の提出を要求していないものには、これを要求すべきであるとの意見を述べる。
- ⑦【意見】委託料のうち態勢維持費が同種契約に比べて割高と思われるものや、人件費部分と物件費部分をおおまかにでも区別して把握できないものには、意見を述べる。

なお、すでに述べたとおり、高度医療機器は、単に医療事業収入を得るためだけのものではなく、これを県立病院に設置して医療行為を提供することによって、県民の健康を向上し生命が維持されるという価値をも生み出すものである。その機器の生み出す価値は、金銭には代えがたいものがある。このような県民の福祉の実現のために、その機器の必要性があれば、県の財政上の負担を覚悟したうえで、県民の十分な理解を得て、医療事業のみをみれば採算性がなくとも機器を導入することは、否定されるべきではない。この点を誤解のないよう念のため付言する。

第4 各論 各部局毎の委託料の監査結果

1 総務局

(A) 部局特有の特徴と問題点

平成19年度中に100万円以上支出した委託契約の件数は162件,その金額の合計は,約22億8100万円であった。この中で随意契約の割合は,件数では約53.1%,金額では約56.6%となっているが,随意契約を必要とする理由に問題があるものはなかったが,随意契約の方法に関し意見を述べたものが1件(No193)あった。

指摘したものは,①庁舎管理業務に関するもの4件(No373, No393, No394, No396),②再委託について手続的に事後承認になっているもの3件(No21, No217, No218)であった。

また意見を述べたものの中で多いのが,契約書の個人情報保護に関するもの(14件)であったが,他に再委託について契約条項に関するもの1件(No393),予定価格算定方法に問題があるもの1件(No101)などが見受けられた。

この中で,庁舎管理業務委託については,地域事務所により入札までの手続が異なるため,総論において,地域事務所に通ずる特徴と問題点をまとめて述べたので,以下,個々の契約の問題点について述べることとする。

(B) 各契約について

部局・委員会名	総務局	契約No.	21
部課名	総務課		
委託業務の内容	旅券等搬送業務		
委託先名称	岡山県貨物運送(株)広島主管支店		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	6,485,640円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は,広島県旅券センターと県内市町の旅券窓口との旅券及び申請書等の搬送を行うことを内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

発注者と受託者との間の本件業務委託契約は、平成19年5月29日に締結されている。その3日後である平成19年6月1日に、受託者は再委託先の資料を発注者に提出し再委託の承認を求め、これを発注者は同日で文書により承認している。一方、受託者は、文書による承認を受けた日よりも前（5月31日）に、再委託先業者との間で業務委託に関する旅券搬送業務依頼書を交わしている。

広島県契約規則第6条では、特別の場合を除き原則として再委託を禁止している。特別の場合に当たらないのに受託者が発注者の再委託承認を受ける前に、県の委託した業務の再委託の契約を締結しているとするれば、広島県契約規則第6条に違反することとなる。そこで再委託承認を受ける前に、再委託の契約を締結していないかについて監査したところ、大部分の「覚書」による合意は、県発注の委託業務に限られない業務委託であったから、承認前に再委託をしていると判断されないが、以下に指摘する三原市役所に関する旅券搬送業務については県の委託業務に関して承認に先立つ再委託契約が締結されていた。

この県の委託業務に関しては、実質的には県の承認が再委託契約の条件となっているとみられ、県が再委託の承認をしないという判断も十分可能であるともいえる。しかし、契約規則において原則として県の事前の承認が求められていることを見過ごすことはできないし、再委託契約がすでに締結されたうえで承認を求められれば県は承認を拒みにくく、拒めば委託先が再委託予定先から損害賠償請求を受けるなどして業務に支障が生じるおそれもある。したがって、以下のとおり指摘と意見を述べることにする。

(3) 指摘事項／意見

①【指摘】

三原市役所に関する旅券搬送業務について、再委託の依頼書（「旅券搬送業務依頼書」と題する契約書）が、再委託の申請及び県の承認（平成19年6月1日）に先立つ同年5月31日に作成されており、広島県契約規則第6条に違反している。

②【意見】

再委託の承認を受ける前に、受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせないよう徹底し、受託者が、特別の事情により再委託の承認を受ける前に再委託の発注をする必要がある場合は、再委託契約に停止条件を明記するよう指導すべきである。

③【意見】

さらに、発注者が再委託の承認の是非を検討するためには、予定されて

いる再委託契約の内容を把握しなければ困難であるから、再委託の承認申請に添えて再委託契約の案（承諾前に停止条件付の再委託契約をしている場合は再委託契約書）を提出させるべきである。

部局・委員会名	総務局	契約No.	110
部課名	財産管理課		
委託業務の内容	県庁舎清掃業務		
委託先名称	さくらコーポレーション(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	25,660,956円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は広島県庁舎の清掃業務で日常清掃業務、日常巡回清掃業務、定期清掃業務、ごみ収集業務、窓ガラス清掃業務、及び建物周囲清掃業務を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

ア 本件契約は、共通仕様書を使用し、設計金額をそのまま予定価格にしている。これは、財産管理課が決めた積算基準は実勢価格・市場価格を正しく反映しているという前提に立つからであろう。しかし、積算基準を基に積み上げ方式で算出された設計金額が、市場価格を正しく反映しているかについては、必ずしも疑問がないわけではない。

本件契約は、連続して同じ業者が落札しており、しかもかなり低い落札率になっている。これは広島市内やその近隣では競争性が高いことの現れと考えられるが、本件のように、高い競争性の中で入札が行われ、その結果連続して低落札率が生じていること、しかも今後も同様の結果が予想できる場合は、過去の競争を通じて市場価格が予定価格よりも大幅に低くなっていると考えられるから、契約担当職員において、設計金額をそのまま予定価格とするのではなく、適宜、設計金額から相当額の減額をして予定価格を下げておくことも検討すべきである。

イ もっとも、この意見に対しては、総務局からは歩切りすべきではないとの反論が述べられている。この点についての当包括外部監査人の考え方は、第3の3（2）ウにおいて述べたとおりである。

ウ 設計金額＝予定価格とされることが、公知の事実となれば予定価格の推測が容易となり、競争性の無い状況下で入札が行われるならば、談合の可能性が高まり、落札価格が高止まることは否定できないと考える。

この点についても、総務局は、広島県では、積算基準、単価、設計金額、予定価格を公表しない制度になっているから、設計金額＝予定価格となっている場合であっても、金額が容易に推測されることはないと反論を述べられた。この点についても、第3の3(4)イにおいて述べたとおりである。

本件は、競争性の高い中で入札が行われたから、結果的には問題は生じていないが、設計金額をそのまま予定価格としていると、競争性が低下したときに生じる落札価格の高止まりの危険性を防止することは困難となるという問題がある。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

予定価格の妥当性に問題がある。契約担当職員は、設計金額を鵜呑みにせず取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮するとともに、過去の落札率を比較するなどして、実勢価格を適正に判断して設計金額から相当額の減額をした予定価格を決めることを検討すべきである。

部局・委員会名	総務局	契約No.	193
部課名	税務課		
委託業務の内容	自動車税納税通知書等作成及び封入封かん業務委託		
委託先名称	(株)イセトー		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	15,689,989円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は、自動車税のOCR納税通知書等作成及び封入封かん業務、納税通知書作成業務、減免決定通知書作成業務、領収済証明書・納税証明書作成業務、OCR督促状作成及び封入封かん業務を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

本委託業務についての随意契約の理由は、「平成18年11月13日に一般競争入札を行った際、1者の参加があったが、予定価格内の入札がなく、入札は不成立となった。この場合、通常は再度公告し入札することとなるが、コンビニ収納の実施に必要なバーコード印刷システムの設定、及び納税通知書のコンビニでの事前読取確認作業等に係る準備期間が最低4ヶ月必要であり、遅くとも平成18年11月末には委託業者の決定を行う必要があることから、地方自治法167条の2第1項第5号の規程（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）を適用する。」とする。

しかし、本件は、コンビニ収納のためのバーコード印刷等従来と異なる新たな内容の追加された業務の入札であるから、従来の入札のとおりには行かず、不落のため、再入札となる可能性は想定できないことではない。

特に、コンビニ収納の実施に必要なバーコード印刷システムの設定及び納税通知書のコンビニでの事前読取確認作業等に係る準備期間が最低4ヶ月必要であることは予めわかっていたことであるから、「緊急の必要」という事態は避けることができたはずである。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

入札期日の設定には、不落になることも想定し、緊急性を理由に随意契約をすることのないよう、余裕のある日程を組むべきである。

部局・委員会名	総務局	契約No.	217
部課名	情報政策課		
委託業務の内容	ひろしま公共施設予約システム保守業務（4～11月）		
委託先名称	西日本電信電話㈱広島支店		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約（プロポーザル方式）		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	8,677,536円		

(1) 委託業務の詳細

広島県の公共施設予約システム保守業務の委託である。コールセンターの設置、問い合わせに対する対応、ソフトウェアの故障対応、サーバ・ネ

ットワークの管理，業務仕様の管理，システム維持管理，機器保守等を内容としている。

プロポーザル方式によって審査され，委託先が選定されている。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 発注者と受託者との間の本件業務委託契約は，平成19年4月1日付けで締結されている。受託者は，その同日に「業務の再委託にかかる承諾申請書」を発注者に提出し，再委託の承認を求めた。発注者はこれを同日で文書により承認している。しかし，受託者は，上記の承諾申請書において，「両者（受託者及び再委託者）合意した内容で契約締結しており」として発注者と委託契約を締結に先立って，再委託先業者に再委託業務を発注している旨記載している。広島県契約規則第6条では，特別の場合を除き原則として再委託を禁止している。これを受けて，ほとんどの委託契約書では再委託を原則として禁止するとともに共に，再委託をさせる場合には書面による事前承認を求めている。つまり再委託業務の発注時期は，再委託の承認を得た後であることを予定している。しかし本契約においては，受託者が発注者の再委託承認を受ける前に契約を行っているのであるから，広島県契約規則第6条に違反している。
- ② 契約書17条に個人情報保護に関する規定があるが，広島県個人情報取扱委託基準の示す別記特記事項とは若干の違いのある旧基準が用いられており，損害賠償条項などが欠落している。

(3) 指摘事項／意見

①【指摘】

再委託の承認を受ける前に受託者が再委託先に業務の発注をしていることを承知しながら，発注者が事後承認をしていることは，広島県契約規則第6条に違反している。

②【意見】

再委託の承認を受ける前に，受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせないよう徹底し，受託者が，特別の事情により再委託の承認を受ける前に再委託の発注をする必要がある場合は，再委託契約に停止条件を明記するよう指導すべきである。さらに，発注者が再委託の承認の是非を検討するためには，予定されている再委託契約の内容を把握しなければ困難であるから，再委託の承認申請に添えて再委託契約の案（既に承諾前に停止条件付の再委託契約をしている場合は再委託契約書を）を提出させるべきである。

③【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し，広島県個人情報取扱委託

基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	総務局	契約No.	218
部課名	情報政策課		
委託業務の内容	ひろしま公共施設予約システム保守業務（12～3月）		
委託先名称	西日本電信電話㈱広島支店		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約（プロポーザル方式）		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	3,962,488円		

(1) 委託業務の詳細

広島県の公共施設予約システム保守業務の委託である。コールセンターの設置、問い合わせに対する対応、ソフトウェアの故障対応、サーバ・ネットワークの管理、業務仕様の管理、システム維持管理、機器保守等を内容としている。

プロポーザル方式によって審査され、委託先が選定されている。

(2) 問題点・問題の状況

① 発注者と受託者との間の本件業務委託契約は、平成19年12月1日付けで締結されている。受託者は、その同日に「業務の再委託にかかる承諾申請書」を発注者に提出し、再委託の承認を求めた。発注者はこれを同日で文書により承認している。しかし、受託者は、上記の承諾申請書において、「両者（受託者及び再委託者）合意した内容で契約締結しており」として発注者と委託契約を締結に先立って、再委託先業者に再委託業務を発注している旨記載している。このように、本契約においては、受託者が発注者の再委託承認を受ける前に契約を行っているのであるから、前記No 217の(2)①で述べたのと同じ理由により、広島県契約規則第6条に違反している。

② 契約書17条に個人情報保護に関する規定があるが、広島県個人情報取扱委託基準の示す別記特記事項とは若干の違いのある旧基準が用いられており、損害賠償条項などが欠落している。

(3) 指摘事項／意見

① 【指摘】

再委託の承認を受ける前に受託者が再委託先に業務の発注をしているこ

とを承知しながら、発注者が事後承認をしていることは、広島県契約規則第6条に違反している。

②【意見】

再委託の承認を受ける前に、受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせないよう徹底し、受託者が、特別の事情により再委託の承認を受ける前に再委託の発注をする必要がある場合は、再委託契約に停止条件を明記するよう指導すべきである。さらに、発注者が再委託の承認の是非を検討するためには、予定されている再委託契約の内容を把握しなければ困難であるから、再委託の承認申請に添えて再委託契約の案（既に承諾前に停止条件付の再委託契約をしている場合は再委託契約書を）を提出させるべきである。

③【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	広島地域事務所	契約No.	337
部課名	総務局総務第二課		
委託業務の内容	広島地域事務所廿日市分庁舎管理業務委託		
委託先名称	富士企業(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	20,396,250円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は広島県広島地域事務所廿日市分庁舎の管理業務で清掃業務（日常清掃業務，日常巡回清掃業務，定期清掃業務，ごみ収集業務，窓ガラス清掃業務，外部建具清掃業務，外壁清掃業務及び建物周囲清掃業務），警備業務，電話交換業務，空気調和設備保守点検業務，空気調和設備運転監視業務，昇降機保守点検業務，消防設備等保守点検業務，給水設備保守点検業務，中央監視制御装置保守点検業務，植栽等管理業務，害虫防除業務，グリストラップ清掃業務を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

本契約と同様の業務である県庁舎清掃業務委託契約（No.110）では、

特記仕様書において遺失物取扱等が委託業務として明記されていないにもかかわらず、室内清掃、ごみ収集等が委託業務としてあり、また「来庁者及び庁舎内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること」という記述があるため、庁舎内における種々の作業が個人情報を取り扱うことになるという配慮から、個人情報保護に関する条項が契約書に明記されている。

しかし、本契約においては、清掃業務特記仕様書によれば、上記県庁舎清掃業務委託契約（No.110）と同様の庁舎内部清掃等の業務があり、警備業務特記仕様書においては拾得物や遺失物の取扱が委託業務としてあり、これらは個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、個人情報保護に関する条項を明記すべきであると考えられるが、本契約書にはその条項が無い。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	呉地域事務所	契約No.	341
部課名	総務局総務課		
委託業務の内容	広島県呉地域事務所庁舎警備，電話交換及び受付案内業務委託		
委託先名称	(株)コーエー		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	14,962,500円		

(1) 委託業務の詳細

広島県呉地域事務所庁舎の管理業務の委託契約である。具体的には、警備、電話交換及び受付案内等の業務を内容とする。

(2) 問題点・問題の状況

本契約18条には「知り得た秘密を他人に漏らしてはならない」という規定があり、仕様書に個人情報保護に関する特記事項がある。しかし、その内容には損害賠償条項等がない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

仕様書に添付された個人情報保護に関する特記事項は、広島県個人情報取扱委託基準の示す別記特記事項とは損害賠償条項の有無など若干の違いがある旧基準である。最新の別記特記事項を契約書に添付して引用すべきである。

部局・委員会名	芸北地域事務所	契約No.	356
部課名	総務局総務課		
委託業務の内容	広島県芸北地域事務所庁舎管理業務		
委託先名称	(株)エムケイ興産		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	8,106,000円		

(1) 委託業務の詳細

この委託契約は、広島県芸北地域事務所庁舎の管理業務を委託するものである。清掃業務、害虫駆除業務、警備業務、電話交換業務、空気環境測定業務、設備保全業務を内容とする。

(2) 問題点・問題の状況

本契約は、清掃業務特記仕様書によれば、上記県庁舎清掃業務委託契約(N○110)と同様の庁舎内部清掃等の業務があり、警備業務特記仕様書においては拾得物や遺失物の取扱が委託業務とされており、これらは個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、個人情報保護に関する条項を明記すべきであると考えられるが、本契約書にはその条項が無い。

よって、前記N○337で述べたと同じ問題状況が見受けられる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	東広島地域事務所	契約No.	362
部課名	総務局総務課		
委託業務の内容	広島県東広島地域事務所庁舎等管理業務		
委託先名称	(株)カルフト		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	26,985,000円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は広島県東広島地域事務所庁舎の管理業務である。具体的には、清掃業務（日常清掃業務，日常巡回清掃業務，定期清掃業務，ごみ収集業務，窓ガラス清掃業務，建物周囲清掃業務），設備警備業務（常駐警備），設備保守点検業務等を内容としている。

(2) 問題点・問題の状況

本契約は，清掃業務特記仕様書によれば，上記県庁舎清掃業務委託契約（N o 1 1 0）と同様の庁舎内部清掃等の業務があり，警備業務特記仕様書においては拾得物や遺失物の取扱が委託業務としてあり，これらは個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから，個人情報保護に関する条項を明記すべきであると考えられるが，本契約書にはその条項が無い。

よって，N o 3 3 7 で述べたのと同じ問題状況が見受けられる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し，広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	尾三地域事務所	契約No.	373
部課名	総務局総務課		
委託業務の内容	尾三地域事務所庁舎等管理業務委託		
委託先名称	(有)マツウラ		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	18,291,000円		

(1) 委託業務の詳細

広島県尾三地域事務所庁舎の管理業務の委託契約である。具体的には、設備保守、運転監視、日常点検及び執務環境測定、清掃、施設警備、受付・電話交換等の業務を内容とする。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 共通仕様書と設計基準に基づき積算した額から、契約担当職員ではなく設計金額積算担当者が予算オーバーにならないように考慮して減額した額を設計金額としている（この方式を便宜的に「福山方式」と呼ぶ）。この減額は、設計金額積算担当者が、前回入札時の入札金額の低い3社の平均入札率をもって調整率とするものである。こうして決めた設計金額をそのまま予定価格としている。福山方式は、設計金額積算の段階で、広島本庁では正しいと考えられている設計金額が、現実には実勢価格よりも高きに過ぎると判断されていることを示している。福山方式についての当包括外部監査人の考え方は、第3の3(5)で述べたとおりである。

この点に関し、総務局では、福山方式（共通仕様書と設計基準に基づき積算した額から、契約担当職員ではなく設計金額積算担当者が予算を考慮して減額する方式）は、契約規則18条、19条に違反するとまでは言えないと主張する。

しかし、設計金額は、あくまで「契約担当職員が予定価格を決定するにあたり、参考とする価格」である。確かに同条は、設計金額積算担当者の役割については規定しておらず、予定価格の決定方法について規定しているのみであるが、契約規則の同条の趣旨に基づき作成された「委託・役務業務契約事務の手引き（第1版）」4頁には、施設管理業務における設計金額の算出方法として、冒頭に、「施設管理業務委託事務処理要綱（平成18年12月15日制定）第6条に基づき積算基準を定めた建築建物定期点検業務等の業務委託費の設計金額は、積算基準により算出するものとす

る。」と定めている。

共通仕様書や積算表を策定した目的は、全県下で統一した仕様と単価を使用することにより設計金額積算担当者の主観的判断に左右されず、どの担当者が積算しても同じ積算結果が得られるようにし、もって公平妥当な設計金額の積算を実現することにある。設計金額を、設計金額積算担当者が予算オーバーのためとはいえ減額することは、執行伺書に予定価格を記載しないで、マニュアルどおりに「別途契約担当職員が定める」と記載していたとしても、設計金額積算担当者の主観的判断が入ることになるから制度目的に反する。したがって、契約規則18条、19条の趣旨に違反していると考える。設計金額から相当額の減額をすることは予定価格を決定する契約担当職員の権限であるから、福山方式には、設計金額積算担当者の権限逸脱が見受けられる。

- ② 別紙特記仕様書によれば、拾得物や遺失物の取扱業務を含んでおり、これは個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるが、契約書において個人情報保護に関する条項が明記されていない。

(3) 指摘事項／意見

①【指摘】

設計金額を、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とせず、これから予算等を考慮して減額する方式は、契約規則第18条、第19条に違反して不適法である。

②【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	尾三地域事務所	契約No.	385
部課名	総務局総務第二課		
委託業務の内容	尾三地域事務所三原分庁舎管理業務		
委託先名称	(株)西日本ファシリティー		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	19,623,300円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は、広島県尾三地域事務所三原分庁舎の管理業務委託契約である。具体的には、施設警備、清掃、消防設備等保守点検、給水設備保守点検、空気調和設備保守点検、昇降機保守点検、構内交換設備保守点検、側溝・排水ピット清掃、冷暖房運転、病虫害防除、空気環境測定、照度測定、残留塩素測定、駐車場設備保守点検、受付案内、電話交換の業務を内容としている。

(2) 問題点・問題の状況

本契約は、清掃業務特記仕様書によれば、上記県庁舎清掃業務委託契約（N o 1 1 0）と同様の庁舎内部清掃等の業務があり、警備業務特記仕様書においては拾得物や遺失物の取扱が委託業務としてあり、これらは個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、個人情報保護に関する条項を明記すべきであると考えられるが、本契約書にはその条項が無い。

よって、N o 3 3 7 で述べたのと同じ問題状況が見受けられる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	福山地域事務所	契約No.	3 9 3
部課名	総務局総務課		
委託業務の内容	福山地域事務所庁舎電気・機械設備保守		
委託先名称	㈱丸之内ファシリティ		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	12,600,000円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は、広島県福山地域事務所の電気・機械設備運転監視、機械設備保全等の業務である。

(2) 問題点・問題の状況

① 設計金額を、担当者が予算オーバーのため減額している。つまり本件

契約は、前記N o 3 7 3と同じ「福山方式」である。

したがって、問題点・問題の状況は、N o 3 7 3に述べたと同様である。

② 再委託の申請は書面でしているが、再委託承諾が口頭でされている。

(3) 指摘事項／意見

① 【指摘】

設計金額を、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とせず、これから予算等を考慮して減額する方式は、契約規則第18条、第19条に違反し不適法である。

② 【意見】

再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。なお、この点は平成19年度中の定例監査ですでに指摘されている。

部局・委員会名	福山地域事務所	契約No.	394
部課名	総務局総務課		
委託業務の内容	福山地域事務所庁舎警備・駐車場管理		
委託先名称	広島県警備業協同組合		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	8,662,500円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は、広島県福山地域事務所の施設警備等業務で、福山地域事務所庁舎の常駐警備及び駐車場管理を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

① 共通仕様書と設計基準に基づき積算した額から、契約担当職員ではなく設計金額積算担当者が予算オーバーにならないように考慮して減額した額を設計金額としている。つまり本件契約は、前記N o 3 7 3と同じ「福山方式」である。

したがって、問題点・問題の状況は、N o 3 7 3に述べたと同様である。

② 別紙特記仕様書によれば、拾得物や遺失物の取扱業務を含んでおり、これは個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられ

るが、契約書において個人情報保護に関する条項が明記されていない。

(3) 指摘事項／意見

①【指摘】

設計金額を，設計金額積算担当者が，共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とせず，これから予算等を考慮して減額する方式は，契約規則第18条，第19条に違反し不適法である。

②【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し，広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	福山地域事務所	契約No.	396
部課名	総務局総務課		
委託業務の内容	福山地域事務所庁舎清掃		
委託先名称	㈱関西ビルクリーナー		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	4,173,488円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は広島県福山地域事務所の清掃等業務で日常清掃業務，日常巡回清掃業務，定期清掃業務，ごみ収集運搬処分業務，窓ガラス清掃業務，シャワー浴室洗浄業務，除草散水業務及びカーペット洗浄業務を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

① 共通仕様書と設計基準に基づき積算した額から，契約担当職員ではなく設計金額積算担当者が予算オーバーにならないように考慮して減額した額を設計金額としている。つまり本件契約は，前記No373と同じ「福山方式」である。

② 本契約は，清掃業務特記仕様書によれば，上記県庁舎清掃業務委託契約（No110）と同様の庁舎内部清掃等の業務があり，警備業務特記仕様書においては拾得物や遺失物の取扱が委託業務としてあり，これらは個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから，個人情報保護に関する条項を明記すべきであると考えられるが，

本契約書にはその条項が無い。

よって、No 337で述べたのと同じ問題状況が見受けられる。

(3) 指摘事項／意見

①【指摘】

設計金額を、設計金額積算担当者が、共通仕様書と設計基準に基づき計算した金額を設計金額とせず、これから予算等を考慮して減額する方式は、契約規則第18条、第19条に違反し不適法である。

②【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	備北地域事務所	契約No.	422
部課名	総務局総務課		
委託業務の内容	庁舎管理業務（清掃，警備，電気機械設備保守等）		
委託先名称	イオンディライト㈱中四国支社		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	44,855,370円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は、広島県備北地域事務所庁舎管理業務で、清掃業務（日常清掃業務，日常巡回清掃業務，定期清掃業務，ごみ収集業務，窓ガラス清掃業務，外部建具清掃業務，外壁清掃業務及び建物周囲清掃業務），施設警備業務，昇降機保守点検業務，電気設備保全業務，消防設備等保守点検業務，空気調和設備保守点検業務，給水設備保守点検業務，電話交換・受付案内業務を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

本契約は、清掃業務特記仕様書によれば、上記県庁舎清掃業務委託契約（No 110）と同様の庁舎内部清掃等の業務があり、警備業務特記仕様書においては拾得物や遺失物の取扱が委託業務としてあり、これらは個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、個人情報保護に関する条項を明記すべきであると考えられるが、本契約書にはその条項が無い。

よって、N o 3 3 7 で述べたのと同じ問題状況が見受けられる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	備北地域事務所	契約No.	4 3 4
部課名	総務局総務第二課		
委託業務の内容	備北地域事務所庄原分庁舎管理業務委託		
委託先名称	(株)サンメンテナンス		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	8,592,635円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は、広島県備北地域事務所庄原分庁舎管理業務で、清掃業務(日常清掃業務、日常巡回清掃業務、定期清掃業務、ごみ収集業務、窓ガラス清掃業務、外部建具清掃業務、外壁清掃業務及び建物周囲清掃業務)、警備業務、電話交換業務、空気調和設備保守点検業務、空気調和設備運転監視業務、昇降機保守点検業務、消防設備等保守点検業務、給水設備保守点検業務、中央監視制御装置保守点検業務、植栽等管理業務、害虫防除業務、グリストラップ清掃業務を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

本契約と同様の業務である県庁舎清掃業務委託契約(N o 1 1 0)では、特記仕様書において遺失物取扱等が委託業務として明記されていないにもかかわらず、室内清掃、ごみ収集等が委託業務としてあり、また「来庁者及び庁舎内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること」という記述があるため、庁舎内における種々の作業が個人情報を取り扱うことになるという配慮から、個人情報保護に関する条項が契約書に明記されている。

しかし、本契約においては、清掃業務特記仕様書によれば、上記県庁舎清掃業務委託契約(N o 1 1 0)と同様の庁舎内部清掃等の業務があり、

警備業務特記仕様書においては拾得物や遺失物の取扱が委託業務としてあり、これらは個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、個人情報保護に関する条項を明記すべきであると考えられるが、本契約書にはその条項が無い。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	備北地域事務所	契約No.	435
部課名	総務局総務第二課		
委託業務の内容	備北地域事務所庄原分庁舎管理業務委託		
委託先名称	(株)チューゲイ		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	12,390,000円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は、広島県備北地域事務所庄原分庁舎管理業務で、清掃業務(日常清掃業務、日常巡回清掃業務、定期清掃業務、ごみ収集業務、窓ガラス清掃業務、外部建具清掃業務、外壁清掃業務及び建物周囲清掃業務)、警備業務、電話交換業務、空気調和設備保守点検業務、空気調和設備運転監視業務、昇降機保守点検業務、消防設備等保守点検業務、給水設備保守点検業務、中央監視制御装置保守点検業務、植栽等管理業務、害虫防除業務、グリストラップ清掃業務を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

本契約と同様の業務である県庁舎清掃業務委託契約(No110)では、特記仕様書において遺失物取扱等が委託業務として明記されていないにもかかわらず、室内清掃、ごみ収集等が委託業務としてあり、また「来庁者及び庁舎内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること」という記述があるため、庁舎内における種々の作業が個人情報を取り扱うことになるという配慮から、個人情報保護に関する条項が契約書に明記され

ている。

しかし、本契約においては、清掃業務特記仕様書によれば、上記県庁舎清掃業務委託契約（No110）と同様の庁舎内部清掃等の業務があり、警備業務特記仕様書においては拾得物や遺失物の取扱が委託業務としてあり、これらは個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、個人情報保護に関する条項を明記すべきであると考えられるが、本契約書にはその条項が無い。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

2 環境県民局

(A) 部局特有の特徴と問題点

平成19年度中に100万円以上支出した委託契約の件数は81件、その金額の合計は、約6億4900万円であった。この中で随意契約の割合は、件数では約49.4%、金額では約50.8%となっているが、随意契約を必要とする理由に問題があるものはなかった。意見を述べたものは、①指名競争入札について意見をのべもの2件（No67・68）②瑕疵担保条項の明記を求めるもの2件（No20・46）であった。

(B) 各契約について

部局・委員会名	環境県民局	契約No.	20
部課名	総務管理部人権男女共同参画課		
委託業務の内容	人権啓発テレビ番組の制作・放映		
委託先名称	広島テレビ放送(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	2,457,000円		

(1) 委託業務の詳細

本件は、人権啓発テレビ番組の制作・放映並びに収録番組のDVD及びビデオテープ納入を業務の内容とする。

(2) 問題点・問題の状況

契約書7条には、委託業務完了報告書の他に成果品（納品物）の提出を義務づけているが、瑕疵担保責任についての契約の定めがないので、検収の日から一定期間を経過した後は、成果品の瑕疵が発見された場合にその修補を県自らの負担において実施せざるを得ない状況となる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

成果品の瑕疵が発見された場合修補を受注事業者適切に行わせることができるよう、契約書において、必要に応じて瑕疵担保責任の期間や内容（修補、代金減額、解約条件等）を適切に設定することが望ましい。

部局・委員会名	環境県民局	契約No.	46
部課名	総務管理部県民活動課		
委託業務の内容	「夢配達人プロジェクト」発表フォーラム		
委託先名称	社団法人青少年育成広島県民会議		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	1,000,000円		

(1) 委託業務の詳細

本件は、地域の子供は地域で育てるとの趣旨で青少年の夢や目標を育む地域作りを推進する「夢配達人プロジェクト」発表フォーラム事業業務である。

(2) 問題点・問題の状況

契約書7条には、委託業務完了報告書の他に成果品（納品物）の提出を義務づけているが、瑕疵担保責任についての契約の定めがないので、検収の日から一定期間を経過した後は、成果品の瑕疵が発見された場合にその修補を県自らの負担において実施せざるを得ない状況となる（以上、No.20の契約と同じ）。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

成果品の瑕疵が発見された場合修補を受注事業者適切に行わせることができるよう、契約書において、必要に応じて瑕疵担保責任の期間や内容（修補、代金減額、解約条件等）を適切に設定することが望ましい。

部局・委員会名	環境県民局	契約No.	67
部課名	環境部環境保全課		
委託業務の内容	大気自動測定器等の保守管理業務		
委託先名称	環境計測(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	19,000,000円		

(1) 委託業務の詳細

本件業務は、県が設置している大気汚染常時監視測定局に設置している大気自動測定器が正常に稼動するために必要な保守管理と大気測定データ管理業務である。

(2) 問題点・問題の状況

連続33年「環境計測株式会社」が受託先になってほぼこの業務を独占した形になっている。平成15、16年は、業者選定基準を満たす同一業者であることが望ましいとされていた。

契約の相手方選定方法は変遷しており、平成15、16年は随意契約の方法を採用していたが、平成17年度は指名競争入札（平成17年度は、指名競争入札を実施したが1者辞退したので随意契約となった）、18年度は随意契約、19年度は指名競争入札を採用した。なお平成15、18年度の随意契約では、見積書は最終的に受注した1者から取り寄せただけであった。

平成19年度に指名競争入札を採用した理由は、他の年度において随意契約を採用した時の随意契約を必要とする理由とほぼ同じである。即ち「(1) 大気汚染自動測定器は精密な理化学機器であり、その保守管理にあたっては専門的な知識と高度な技術力が要求されること。(2) 測定値の精度やデータの継続性を確保するためには、機器個々の属性や地域環境の状況に精通した者が一貫して保守管理することが望ましいこと。(3) 大気の常時監視は24時間休むことなく測定しており、事務手続きなどの

理由により中断することは許されないこと。(4)業務の性格上、迅速な対応が求められることから、測定局の配置を考慮すると、県内に少なくとも2ヶ所の技術者を駐在させる事務所を有することが望ましいこと。」とされている。またこの条件を満たすのは、「環境計測株式会社」と「広島県環境保健協会」の2者のみであるとして、N o 6 8 契約と同じ2業者を指名対象業者としている。

平成19年度の指名競争入札の条件を満たす入札資格業者は、平成17、18年度と同じ2者だけとなっている。平成19年度は、2者による指名競争入札を実施した結果2回目の入札において、1者の入札金額が予定価格の範囲内であったためその価格で契約を締結したとするが、この結果落札率は100%となっている。一方でこの時入札に参加した業者のうち受注しなかった業者は、N o 6 8 の契約については、連続27年間連続して受注を続けている。本件契約だけみれば選定過程に問題は無さそうに見えるが、N o 6 8 の契約と比較して検討すると、極めて不自然な点が見受けられる。

№ 67

年度	15	16	17	18	19
発注方式	随意契約	随意契約	指名競争	随意契約	指名競争
落札率	99.9%	不明	97.8%	99.5%	100%
名簿登載業者	A及びB	A及びB	A及びB	A及びB	A及びB
契約先	A	A	A	A	A
A社に決まった理由					Aだけが予定価格内で入札
連続契約年数	29	30	31	32	33

※平成16年度の落札率は、提出された資料からはわからなかった。

№ 68

年度	15	16	17	18	19
発注方式	随意契約	随意契約	指名競争	随意契約	指名競争の予定が随意契約に
落札率	99.6%	99.8%	98.7%	100%	98.2%
名簿登載業者	A及びB	A及びB	A及びB	A及びB	A及びB
契約先	B	B	B	B	B
B社に決まった理由					Aが2回目入札で辞退
連続契約年数	24	25	26	27	28

本件は連続33年「環境計測株式会社」が受託先になって、ほぼこの業務を独占した形になっているが、これほど長期にわたり競争性のない環境で同一業者に発注していること、しかも落札率は100%と極めて高い状況にあることには、違和感を感じざるを得ない。今後もこのような環境が続くならば、今後の仕様や積算基準の見直しなどを検討し、設計金額の算定や予定価格の決定には、一層厳格な注意をもって臨む必要があると考える。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

指名競争入札の範囲を広げるなどして競争性を高める事を検討されるべきである。

部局・委員会名	環境県民局	契約No.	68
部課名	環境部環境保全課		
委託業務の内容	大気汚染監視測定局の吸収液調整等業務		
委託先名称	(財) 広島県環境保健協会		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	3,780,000円		

(1) 委託業務の詳細

本件業務は大気汚染監視測定局の吸収液調整等業務であり、調製器材の設置・洗浄及び試薬等の保管が可能な広さを有する独立した区画を有する調製場所を確保し良好な調製環境を有する必要があるとされる。

(2) 問題点・問題の状況

指名競争入札の方法を採る理由としては、「(1) 測定値の精度やデータの連続性を確保するため、純度の高い吸収液を常時調製する必要がある為特殊な設備(クリーンルーム、純水精製装置等)と高度な技術を要する業務であること。(2) 吸収液を常時安定に供給するためには、測定局の配置から少なくとも県東部と西部の2ヶ所に保管設備(室温18℃～20℃)が必要である」とされる。そして指名競争入札の方法を採る理由とする条件を満たすのは、「環境計測株式会社」と「広島県環境保健協会」の2者のみであるとして、No.67契約と同じ2業者の名を記載している。

契約の相手方選定の方法は、平成15、16年度は随意契約、平成17年度は指名競争入札、18年度は随意契約の方法、平成19年度は指名競争入札を採用しているが、随意契約を必要とする理由も指名競争入札を必要とする理由もいつも同じであった。平成19年度は、指名競争入札を実施したが1者辞退したので随意契約となっている。この辞退した業者は、No.67の契約については、連続33年間連続して受注を続けている。

連続28年「広島県環境保健協会」が、本件契約の受託先になってこの業務を独占した形になっているが、これほど長期にわたり競争性のない環境で同一業者に発注していること、しかも落札率は98.2%と極めて高い状況にあることには、違和感を感じざるを得ない。今後もこのような環境が続くならば、今後の仕様や積算基準の見直しなどを検討し、設計金額の算定や予定価格の決定には、一層厳格な注意をもって臨む必要があると考える。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

指名競争入札の範囲を広げるなどして競争性を高めることを検討するべきである。

3-1 健康福祉局（一般会計）

(A) 部局特有の特徴と問題点

平成19年度中に100万円以上支出した委託契約の件数は149件、その金額の合計は、約39億9900万円であった。この中で随意契約の割合は、件数では約69.1%、金額では約30.0%となっている。

健康福祉局の業務は、県民の福祉、厚生、保健に関わる業務が多数である。したがって、委託業務の専門性が高いために委託先の候補が少なく、随意契約をとらざるをえない場合も少なくない。しかし、専門性が高いために、委託先選定の方法及び設計金額・予定価格の設定について、透明性が確保しにくい懸念もある。指摘事項としたものはない。

県民向けのパンフレット等の配布物が作成される委託業務が多いが、成果物の著作権等の帰属について、明確に合意されていない契約が2件(No104, 456)、随意契約を競争入札に変更することの検討を促すもの2件(No109, 456)につき意見を述べた。

(B) 各契約について

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	100
部課名	総務管理部被爆者対策課		
委託業務の内容	在外被爆者保健医療助成事業		
委託先名称	(財)日本公衆衛生協会		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	平成19年11月21日～平成20年3月31日		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	10,920,207円		

(1) 委託業務の詳細

南米在住の被爆者に対する医療助成手続の事務委託である。

(2) 問題点・問題の状況

厚生労働省から県に対して、事業内容に大きな変更がなく、事業が継続的に行われているので、申請者が申請書類を提出するに当たって混乱を生じないように配慮するようにとの要請がなされている。したがって、特定の1者に対する随意契約とするには合理的な理由があるともいえる。

しかし、予定価格の根拠となる設計を契約先からの1者見積のみに依拠しており、透明性・客観性のある設計といえるか、疑問なしといえない。「この特殊で複雑な事務を、継続的、安定的に実施するため」という理由で、見積書の提出を1者に絞っているが、随意契約をする理由にはなっても、1者見積とする理由には足りない。

また、厚労省からの要請をふまえば、長期契約を検討すべき契約でもある。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

客観的な見積を取得することにより、設計価格の妥当性を担保すべきである。

②【意見】

長期契約を検討すべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	109
部課名	保健医療部医務課		
委託業務の内容	ナースセンター事業運営費		
委託先名称	(社) 広島県看護協会		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	15,945,000円		

(1) 委託業務の詳細

都道府県は、看護師等の人材確保の促進に関する法律によって、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行う団体として、都道府県ナースセンターを指定することができる。とされている。

この法律に基づき、委託先をナースセンターとして指定し、その運営を委託しているものである。

(2) 問題点・問題の状況

法律の規定する業務を適正かつ確実に行うことができるという条件をみたす団体が1者のみである以上、随意契約はやむをえない。設計積算もその内容を検討する限り妥当なものとして評価できる。

パンフレット、ポスターの作成配布業務を委託業務に含んでいるが、著作物に関する権利について契約書上の合意がない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

パンフレット、ポスターの作成配布を委託業務内容としているので、著作物に関する権利の取扱いについて、権利帰属者を定める契約上の合意をしておくべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	4 1 9
部課名	保健医療部生活衛生課		
委託業務の内容	広島県食品衛生推進事業		
委託先名称	(社) 広島県食品衛生協会		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	3,581,000円		

(1) 委託業務の詳細

食品衛生法61条2項に基づき、知事が委嘱する食品衛生推進員研修、同条3項に基づく許認可施設更新前調査及び営業施設への指導を行う業務、及び、食品衛生責任者養成講習会における行政担当科目に関する講師雇上げに関する業務を委託するものである。

(2) 問題点・問題の状況

① 社団法人広島県食品衛生協会に対する随意契約となっており、28年間にわたり連続して委託している。委託業務内容は、食品衛生法に規定された食品衛生推進員の研修及び活動等に関するものであり、委託先団体は県下全域に支部を設け、厚生労働省の指導を受けており、委託業務を適正かつ最も効率的に行うことができる唯一の団体であるから、随意契約はやむをえない。

② 啓発資料の作成配布業務を委託業務に含んでいるが、著作物に関する

権利について契約書上の合意がない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

啓発資料の作成配布業務も委託業務の内容とされているので、著作物に関する権利について、権利帰属者を定める契約上の合意をしておくべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	456
部課名	社会福祉部地域福祉課		
委託業務の内容	社会福祉人材育成センター運営事業		
委託先名称	社会福祉法人広島県社会福祉協議会		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	35,298,000円		

(1) 委託業務の詳細

社会福祉事業従事者研修事業、福祉人材情報センター事業、育成センター運営委員会、認知症介護研修の開催を内容とする。

(2) 問題点・問題の状況

「広島県社会福祉人材育成センター運営事業要綱」によれば、この事業では、社会福祉関係の人材の無料職業紹介を行うほか、社会福祉事業等への就労を促進するため、社会福祉関係の職種に対する一般県民の理解と関心を高める啓発・広報事業を行うとともに、育成センターの利用促進を図るための広報等を行うとされている。そして、設計積算の中では、就職説明会のためのポスター、福祉人材無料職業紹介事業のためのリーフレット、啓発広報のためのパンフレットを作成することが予定されている。しかし、これらの著作物について、著作権の帰属に関する条項が委託契約書に定められていない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

ポスター、パンフレット、リーフレットの作成業務が含まれているので、著作権帰属に関する条項を委託契約書に加えて合意すべきである。

3-2 健康福祉局（病院会計）

(A) 部局特有の特徴と問題点

平成19年度中に100万円以上支出した委託契約の件数は111件、その金額の合計は、約16億5600万円であった。この中で随意契約の割合は、件数では約68.5%、金額では約74.3%となっている。

指摘したのは、①随意契約を必要とする理由がないもの1件（No16）、②再委託に関するもの1件（No200）の計2件であった。

病院施設の管理業務及び病院で発生する廃棄物の処理業務が多いのが特徴である。これらの委託業務を行うに際しては、患者の個人情報に触れる可能性が高い。しかし、この観点が出ており、契約上の個人情報保護の措置がとられていない契約が4件見受けられたので意見を述べた。他に意見を述べたものは、①随意契約を競争入札に変更することの検討を促すもの4件（No1、No6、No14、No36）、②再委託について契約条項の充実を促すもの2件（No6、No14）、③指名競争入札の業者選定手続に意見を述べるもの1件（No3）などである。

この他に、病院で用いられる高額医療機器の保守点検業務については、特に問題があるので、別項を設けて述べる。

(B) 各契約について

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	1
部課名	病院事業部県立病院課		
委託業務の内容	県立広島病院産科・新生児科改修その他工事及び県立安芸津病院・公舎下水道接続工事に伴う実施設計委託		
委託先名称	㈱村田相互設計		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	13,650,000円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院の産科・新生児科改修その他工事及び県立安芸津病院の公舎下水道接続工事に伴う実施設計委託の契約である。

(2) 問題点・問題の状況

再委託が行われている。建築設計業務等を再委託する場合、建築設計業

務等委託契約約款の第10条第3項においては「あらかじめ甲の承諾を得なければならない。」としているが、「文書による承諾」を規定していない。口頭による承諾を認めると、承諾の有無が曖昧になるおそれがあるので問題がある。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

再委託の承諾については、契約書に、書面による事前の承認を条件とする事を明記、または、委託契約約款を改定する必要がある。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	2
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	フィルムバッチ処理		
委託先名称	㈱長瀬ランダウア		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	1,534,950円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院において、放射線作業に従事する職員が作業中に受けた放射線量を正確に管理し、職員を放射線障害から防止するため、バッジを使用することにより、放射線被ばく量を測定する業務を内容とする委託契約である。

(2) 問題点・問題の状況

- ①随意契約を選択するに足る専門性がある業務であるかについて、資料の提出を求めて検討した結果、業務に専門性が認められ、随意契約とすることに正当な理由が認められる。
- ②職員の個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、個人情報保護に関する条項を明記すべきであると考えられるが、本契約書にはその条項が無い。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

②について、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	3
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	歯科技工業務		
委託先名称	(株)アートデンタル		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	6,007,663円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院に関連する歯科技工業務を委託する契約である。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 随意契約を必要とする理由については検討がされており、技能の劣る歯科技工士に委託することができないという業者選別の理由には合理性がある。しかし、伺い書には、「当院歯科が要求する品質保証に適合する業者は、広島市内では上記業者1者のみである。」とあるものの、具体的にどのような品質の保証を求めたのか、どのように技能の確認をしたのかについて、客観的な検討がなされていない。その判断経過の資料がなければ、業者選定の具体的妥当性の検証が困難である。
- ② 歯科技工業務の委託契約であるが、患者の個人情報に触れる可能性がある。個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられる。個人情報の保護については契約書に規定を設けてあるものの、基準に基づく別紙特記事項が契約書に添付されていない。個人情報の保護のための方策をとっておく必要がある。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

業者選定に当たり、当院歯科が要求する品質保証の具体的内容や確認すべき技能の内容について、客観的な検討をし、その判断経過を記録すべきである。

②【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	6
部課名	病院事業部県立病院課		
委託業務の内容	県立広島病院駐車場整備工事に伴う実施設計委託		
委託先名称	(有)創造建築設計社		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,260,000円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院の駐車場整備工事に伴う実施設計委託の契約である。

(2) 問題点・問題の状況

再委託が行われている。建築設計業務等を再委託する場合、建築設計業務等委託契約約款の第10条第3項においては「あらかじめ甲の承諾を得なければならない。」としているが、「文書による承諾」を規定していない。口頭による承諾を認めると、承諾の有無が曖昧になるおそれがあるので問題がある。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

再委託の承諾については、契約書に、書面による事前の承認を条件とする事を明記、または、委託契約約款を改定する必要がある。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	14
部課名	病院事業部 県立病院課(広島)		
委託業務の内容	県立広島病院電子カルテ導入業務		
委託先名称	富士通(株)中国営業本部		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	400,000,000円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院において、電子カルテシステムの導入を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

再委託が行われているが、書面による事前の承認が契約によって求められていない。

現実には再委託を行っているが、締結されている契約書では、予め「文書による承諾」を必要とすることを規定していない。口頭による承認を認めると、承諾の有無が曖昧になるおそれがあるので問題がある。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

再委託の承諾については、契約書に、書面による事前の承認を条件とすることを明記すべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	15
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	保安警備・当直+駐車場整理業務		
委託先名称	警備開発(株)		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	42,241,500円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院において、警備、当直、駐車場管理等を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

委託先による個人情報保護の問題がある。

特記仕様書によれば、警備当直業務の中で、出入管理、遺失物の取扱、夜間休日の診療に係るカルテの作成、検索、一時保管、電話受付、郵便物等の授受、管理、配布が含まれており、個人情報に触れる業務となっている。個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるにもかかわらず、個人情報保護義務及び別紙特記事項が契約書に盛り込まれ

ていない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し，広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	16
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	空調・電気・衛生・設備保守		
委託先名称	㈱不二ビルサービス		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	103,166,700円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院における電気，空調，ボイラー等設備の管理を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

長期にわたって，同一の委託先との間で随意契約がされている。

以下のとおり，随意契約をする合理的理由があるとはいえない。

- ① 長年にわたって一業者に委託していることを随意契約を必要とする理由としているが，これは実質的・合理的な理由とはいえない。また，随意契約を必要とする理由には，施設の特异性（病院であるため生命の危険を伴う等）が強調されているが，例えば，安芸津病院では，同様の業務について一般競争入札を実施しており，本契約の委託先業者を含む3者が入札している。
- ② 小規模修繕業務を含んでいることも随意契約を必要とする理由とされているが，委託先は修繕対象機具等のメーカーなどではなく，そのことに専門性もみられない。仮に専門性があるとしても，その他の一般的な管理業務と分けて，競争性をもった契約方法を行うことが可能である。
- ③ 平成18年度から総合管理システムを設備投資回収期間3年として受託業者が自己負担で整備していることも随意契約を必要とする

理由とされているが、そのような投資を求めるのであれば、管理を含めたプロポーザル方式による委託を長期継続契約すればよいことである。

- ④ 業者の対応能力を担保するためには、一般競争入札または指名競争入札に付したとしても、役務の品質について契約による拘束をすることで可能である。

(3) 指摘事項／意見

【指摘】

随意契約を必要とする理由に欠けており、地方自治法234条2項、地方自治法施行令167条の2に違反するといわざるをえない。競争入札によるべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	18
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	検査科室内洗浄消毒		
委託先名称	㈱不二ビルサービス		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	3年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	4,246,200円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院において、検査室の滅菌、洗浄及び清掃等を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

平成17年度までは随意契約であった。

随意契約とされていた理由は、「滅菌消毒や解剖機具を扱うため、感染等の事故の危険があるため、業務を熟知している必要がある」「安易に業者を変更することは、病院運営に支障を来すため、他の業者による実施は、困難である」とされていた。

平成18年度から一般競争入札（契約期間3年）に変更した結果、若干ではあるが、委託料の削減効果があった。平成17年度までは1者（平成18年度入札による落札業者）による随意契約であったが、一般競争入札とされた平成18年度は2者が入札している。

したがって、この契約と同種または類似の業務において随意契約とされているものがあれば、一般競争入札とするべきであるといえる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

本委託契約については特に問題はないが、同種または類似の業務について、随意契約とされているものがあれば、一般競争入札を実施すべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	36
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	廃プラスチック処分		
委託先名称	㈱東洋クリーナー		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	2,940,000円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院において、産業廃棄物（廃プラスチック）の処理を内容とする業務である。

従前は一般廃棄物と産業廃棄物を同一業者にまとめて処分委託契約していたが、平成19年度からは分離した。

(2) 問題点・問題の状況

契約書に、受託者による再委託については承認を要求しているものの、書面による事前の承認を要求していない。口頭による承諾を認めると承諾の有無が曖昧になるおそれがあるので問題がある。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

再委託の承諾については、契約書に、書面による事前の承認を条件とすることを明記すべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	124
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	医療事務（メディカルクラーク）等業務		
委託先名称	㈱ニチイ学館		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	300,161,988円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院において、医療事務（メディカルクラーク）を内容とする業務である。具体的には、病院全体の受付業務、レセプト処理関連業務、診療録管理室業務、診療報酬請求業務、時間外診療における概算金預かり業務、DPC業務等である。

(2) 問題点・問題の状況

平成5年度から15年間にわたり、同一の委託先に委託されている。

随意契約を必要とする理由に問題がある。「業務等に精通していること」を随意契約を必要とする理由としているが、これは理由とならない。これが理由として認められるならば、委託先が固定化し、透明性や新規参入の可能性等が失われる。継続的で安定的な委託を行う必要があるのであれば、複数年にわたる契約をするなどすれば足りる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

「業務等に精通していること」以外に随意契約を必要とするべき正当な理由がなければ、競争入札に付すべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	132
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	生殖医療科データ管理システムの導入作業		
委託先名称	㈱ライジンシャ		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	12,600,000円		

(1) 委託業務の詳細

県立広島病院において生殖医療科を新設するにあたり、精子・卵子の管理や受精データの集積・解析等を行う専用のデータ管理システムが必要となった。また、これらを既存のシステムと連携させる必要があった。これらの条件を満たすシステムとして、委託先が開発したシステムを導入するため、その作業を委託したものである。

(2) 問題点・問題の状況

条件を満たすシステムは委託先が開発したもののみであるとの根拠により随意契約がなされているが、その判断に誤りは見あたらなかった。

- ① システム導入作業の契約であるが、実際の非常に繊細な個人情報データに触れる可能性がある。個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられる。個人情報の保護については契約書に規定があるものの、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項が契約書に添付されていない。
- ② システム構築については瑕疵担保条項を付加しておくべきであるが、本件契約書には明記されていない。

(3) 指摘事項／意見

① 【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

② 【意見】

成果物につき一応の納入がされた後に、システムに瑕疵があったことが判明したときの委託先の責任等について、瑕疵担保条項を明文化すべきである。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	200
部課名	病院事業部県立病院課（安芸津）		
委託業務の内容	感染性廃棄物収集・運搬・処分		
委託先名称	(株)ティ・エム・シー		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	2,020,811円		

（1）委託業務の詳細

平成18年度までは、収集・運搬業務と処分業務を別に契約してきたが平成19年度からは併せて委託契約することとされた。結果として、従前の実績を元にした予定価格に対して、入札価格が大幅にこれを下回り、委託費の削減効果が得られた。

（2）問題点・問題の状況

契約書では、産業廃棄物の収集運搬については再委託が例外なく禁止されているが、処分の再委託については規定がない。仕様書では、感染性廃棄物の収集運搬処分について、再委託を原則として認めないとされている。

ところが、契約の履行段階において、処分のためにやむをえない事情が生じたとして書面による再委託申請がされ、再委託承認がなされている。感染性廃棄物の処分について、契約上は承認できない再委託に県が承認を与えるという契約違反の状況が見受けられる。

現実に廃棄物処分についても再委託の必要があり得るのであれば、収集運搬と同様、書面による予め承諾を取ることにより、再委託ができるように合意しておかなければ、このような契約違反の状況が繰り返されることになる。

（3）指摘事項／意見

【指摘】

再委託を認める業務の範囲と再委託を認める条件（書面による事前の承諾）について、契約書に明示し、仕様書の記載もこれと齟齬・矛盾のないようにするべきである。再委託の可能な範囲が不明確なまま承認をすることは、契約規則第6条に違反する。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	218
部課名	病院事業部県立病院課（安芸津）		
委託業務の内容	医療事務の委託		
委託先名称	㈱ニチイ学館		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	44,793,000円		

(1) 委託業務の詳細

県立安芸津病院において、医事業務を内容とする業務である。具体的には、外来患者の受付、予約、会計処理、処方箋処理等の業務、入院患者の受付、会計処理、退院処理、診療報酬請求業務、カルテ管理、収納及び未収金催告、薬局業務、予防接種受付業務、労災保険、自賠責保険関連業務等である。

(2) 問題点・問題の状況

連続19年にわたり、随意契約によって同一の委託先に委託している。

N○124と同じ問題状況が見受けられる。すなわち、随意契約を必要とする理由に問題がある。「業務等に精通していること」を随意契約を必要とする理由としているが、これは理由とならない。これが理由として認められるならば、委託先が固定化し、透明性や新規参入の可能性等が失われる。継続的で安定的な委託を行う必要があるのであれば、複数年にわたる契約をするなどすれば足りる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

「業務等に精通していること」以外に随意契約を必要とするべき正当な理由がなければ、競争入札に付すべきである。

3-3 健康福祉局（病院会計）－高額医療機器の保守点検業務

(A) 部局特有の特徴と問題点

第3の5で述べたとおりである。

(B) 各契約について

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	9 1 9 2
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	契約No.91 全身用CT TSX-101A,画像処理装置 PACS,3D画像処理装置 契約No.92 循環器用X線CT装置（アンギオ） KXO-2050A,DFP-50A		
委託先名称	東芝メディカルシステムズ(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	3年間		
委託契約の方法	随意契約		
契約金額	契約No.91	10,445,400円	
	契約No.92	6,678,000円	
	計	17,123,400円	契約書は23,454,900円
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	契約No.91	10,445,400円	
	契約No.92	6,678,000円	

(1) 委託業務の詳細

N o 9 1 及び N o 9 2 は心臓超音波診断装置等を、常時円滑良好な状態に維持するための保守点検業務である。

N o 9 1 は 2 0 0 3 年 8 月 2 9 日 導入であり、N o 9 2 は、2 0 0 2 年 3 月 2 9 日 導入であるが、保守業務委託契約は、他に 3 装置（N o 9 0 , N o 9 4 , N o 9 5 ）も、同じ 1 本の契約にまとめられている。

調査対象を年間 5 0 0 万円以上の委託料支出をした契約に絞ったために、N o 9 1 と N o 9 2 についてのみ資料の提出がされた。そのため契約書（変更）の契約金額は 23,454,900 円となっているが、これら 5 つの業務委託料の合計である。

(2) 問題点・問題の状況

県病院における高額医療機器の保守点検については、共通の問題が見受けられるので、N o 9 1 と N o 9 2 について述べる問題点は、他の契約にも当てはまることが多い。

① 一式見積書の問題点

契約書に含まれる対象システム装置名を N o 9 1 や N o 9 2 の装置毎に見積書を作成し、数量「一式」として金額を記載しこれから一定の値引きをしている。見積書には、「定期点検を年 4 回実施します。」「オンコール修理作業費を含みます。」「修理部品費（全額無償）を含みます」な

どと記載されているものの、一式の金額がいかなる積算の根拠に基づくものであるかはわからない。1年間のオンコール回数を、およそ何回を予定して積算がされたのか、人件費をどのように予測してあるのかなど見積金額算定の根拠が不明確である。

② 契約締結過程の問題点

本件では業者の参考見積の金額＝設計金額とされ、予定価格は設計金額とほぼ等しく、さらに予定価格＝契約金額とされている。

高額医療機器の保守は、契約先が当該機器の製造メーカー（又はメーカーが指定した代理店）に限定され複数事業者による見積合せはできないという事情がある。そして、価格交渉は、業者が参考見積書を提出する段階で行われるだけである。つまり契約担当職員が予定価格を決定する時点で価格交渉は事実上終了している。このため見積合わせ結果報告書等の作成は、事実上、参考見積金額を追認する形式的手続に過ぎなくなっている。本件もその例外ではない。

もともと、予定価格決定前とはいえ、設計金額積算担当職員が、業者が参考見積書を提出させる前に鋭意値引き交渉をしているのであるから、業者の言いなりになっている訳ではないといえるのかもしれない。しかしこの価格決定の方法は、地方自治法施行令167条の2第1項、広島県契約規則29条別表で予定している手順ではない。業者と発注者の関係が、このような契約締結手続しか採ることができないのであるから、導入後の委託料の透明性、合理性を担保する手続的保障に欠けると言わざるを得ない。

導入後の委託料の合理性の確保は、大部分が機種選択時のライフサイクルコストの判断にかかっているといても過言ではない。

③ 導入時の見積額に対し導入後の契約金額が高くなっていることの問題点

契約書は、別表で、機器装置毎に定期点検の周期や免責限度額、有償となる修理・取替部品について定めている。この免責限度額を越える有償取替部品費が機器導入後の使用期間中にいくらかかるのか、また機器の保守点検委託料がいくらかかるのかなどを、機器の導入時に考慮に入れて契約を締結したかを調査するため、機器導入時の機種選定の判断に使われた資料の提供を求め、導入時の保守料の見込額と導入後実際に交わされた委託料の比較をした。その結果は、本報告書50頁の〔第9表-1〕のとおりであった。

N○91は、2003年8月導入時の保守料見込額8,400,000円に対し、平成19年（2007年）度の委託料支出額10,445,400円、増加率24%であった。またN○92は、2003年3月導入時の保守料見込額

3,265,900 円に対し平成 19 年度の委託料支出額 6,678,000 円、増加率 104%（2 倍以上に増額）であった。

導入時の見積額に比べて実際の契約金額が大きく増加している原因について、病院からは、N o 9 1 の増加率 24%については、「導入時、保守委託の対象としていなかった 3D 画像処理装置が、設置後 3 年を経過し、故障のリスクが高まったため、保守契約の対象に加えた。」とし、N o 9 2 の増加率 104%については、「導入時の見積書が現存していないため、業者に確認を行ったが、相当年を経過しているため不明との回答があった。」が、概ね N o 9 1 と同じ理由と推測されるとの説明があった。

しかしこの増額分を何らかの方法で吸収し、トータルとして減額が実現しているのであれば問題はないが、資料上明らかではない。

N o 9 1 の場合は設置後 3 年で故障のリスクが高まったとして委託対象機器の追加をされたが、このことを、故障のリスクが高まるまでは保守対象からはずすことで経費を低廉に抑えたとして積極的評価をする考え方もあり得るが、設置後 3 年という短期間のうちに故障のリスクが高まり保守対象に加えなければならない事態が到来することは、通常のことではないのか、機種選定時に想定できなかったのかという疑問が残る。想定できたとすれば、むしろ機種選定時にライフサイクルコストの判断が杜撰であったというべきである。追加対象機器の保守業務を納入メーカーと随意契約とするほかはないという事情があるのであるから、誤った資料の下に機種選定をしてしまえば、後で取り返しがつかないことになり問題である。

④ 定期検査報告書の問題点

定期検査報告書では、交換部品名と数量を記載したものもあるが、多くは点検箇所、点検項目欄に「点検部品 1 式」 交換部品名欄に「定期交換部品 1 式」と記載がされているだけで、品名や数量の具体的記載がない。現在の定期検査報告の仕方では、実績に照らして委託料が妥当なものかどうかの検証をすることができない。

⑤ 一式納品書の問題点

年度末（平成 20 年 3 月 31 日付）に提出される納品書には、納品の対象期間中の「保守契約料 1 式」と契約金額を記載してあるが、その内訳として、1 つの契約書に含まれる装置名を記載しているだけである。年間に行った無償交換部品の名称、個数など物件費の内訳を明らかにする資料は提出されていない。これは、交換部品費はすべて無償であるから保守費用に含むという理由だと考えられるが、これでは、実際は何をいくつ納品したのかがわからず、委託料に占める無償交換部品や消耗品費などの物件費と物件費以外の態勢維持費のおよその割合もわからないので委託料が妥

当なものかどうかの検証をすることができない。

- ⑥ 保守委託料のうち保守点検態勢の維持費の問題
数字上は、格別問題点は見あたらない。

(3) 指摘事項／意見

① 【意見】

導入後は、保守料や契約外の有償消耗品や無償交換部品費等の実績値を当初の見積額と比較して、契約金額の妥当性を検証していくべきである。

② 【意見】

病院の説明では、導入時のライフサイクルコストの提案の中で保守料の見積額を提示した業者には、特別の事情がない限り導入後は責任をもってその見積額と同額またはそれ以下の金額で委託契約を交わすようしているとのことであるが、今後もこれを徹底して、当初契約時の見積額から理由のない増額が行われないように管理をすることを要望する。

③ 【意見】

定期検査報告書は、「点検部品 1 式」「定期交換部品 1 式」という記載をするのであれば、別紙として交換や修理に要した無償部品や消耗品の品名と数量をできるだけ具体的に記載した資料をもって報告をするよう求めるべきである。そして定期検査報告書に記載された品名、数量が正しいかの確認をするべきである。

④ 【意見】

納品書は、納品の対象期間中の「保守契約料一式」として済ませるのではなく、定期検査報告書で要求するように、あとで点検可能な程度に、交換した物品については品名と数量を具体的に記載した資料の提出を要求すべきである。

⑤ 【意見】

委託料のうち交換や修理に要した無償部品や消耗品など物件費部分とその他の態勢維持費部分とを区別して業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料の提出を求めるべきである。また、それが適正であるかを確認できるように、少なくとも態勢維持費部分は、他の委託業務における積算単価表などを参考にして妥当な基準単価を設定することが望ましい。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	93
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	リニアック 放射線治療装置77/DX67		
委託先名称	東芝メディカルシステムズ(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	3年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	20,999,160円		

(1) 委託業務の詳細

甲の所有するX線テレビ装置DR（Ultimax）等を常時円滑良好な状態に保持するための保守点検業務である。

契約書は、定期点検の回数を、契約書に添付されている別表2「定期保守点検項目表」により、機器装置毎に点検の周期を3ヶ月とか6ヶ月などと定めている。また修理部品費については、契約書に添付されている別表3「有償消耗部品等」により機器毎に（例えば、X線透視撮影装置（DR）は、「X線管球920万円 交換周期3年」X線リニアックX線位置決め装置は、「X線管球2000万円 交換周期3年」など）定めて、高額消耗品は有償と定めている。備品整備委員会（平成20年度以降は機種選定委員会 以下備品整備委員会という）は、この単価と周期を前提にして有償の高額消耗品が機器導入後の使用期間中にいくらかかるのかを判断したものと考えられる。

(2) 問題点・問題の状況

① 一式見積書の問題点

N○91, N○92と同じ受託会社であり、見積書の書式も同じであるから、同じ問題がある。すなわち契約書に含まれる対象システム装置毎に見積書を作成し、数量「一式」として金額を記載しこれから一定の値引きをしている。見積書には、「定期点検を年4回実施します。」「オンコール修理作業費を含みます。」「修理部品費（全額無償）を含みます」などと記載されているものの、一式の金額がいかなる積算の根拠に基づくものであるかはわからない。1年間のオンコール回数を、およそ何回を予定して積算がされたのかも明らかではない。

② 導入時の見積額に対し導入後の契約金額が高いこと

機器導入時にいかなる資料に基づき機種選定をしたかについて照会し、

導入時の保守料の見込額と導入後実際に契約が交わされた委託料の比較をした。その結果は、No 93 に関しては、本報告書 50 頁の〔第 9 表-1〕のとおりであった。

〔第 9 表-1〕のとおり、機種選定時の保守料見込額は約 1181 万円であり、2006 年（平成 18 年）3 月導入された。平成 19 年度の委託料支出額約 2100 万円、増加額は約 900 万円、増加率 78%であったが、この平成 19 年度の委託料額は、購入後最初の委託契約金額である。

機種選定時の見積額に比べて、購入後最初の契約金額がいきなり 78%も増加している原因について、病院からは、「導入時保守委託料として計上している額は、リニアックのみの保守委託料であるが、購入までにリニアック治療に関する新たなガイドラインが公表され、既定予算の範囲内で CT 装置 2 台と位置決め装置を加え機器の構成を変更して購入し、全体を保守契約の対象とした。」との説明があった。

そこでガイドラインの公表時期と機種選定時期について調査したところ、次のとおりであったことが判明した。

ガイドラインとは、日本放射線科専門医会の放射線診療ガイドライン策定事業のワーキンググループが策定した「放射線治療計画ガイドライン・2004」のことである。刊行物の序文は平成 16 年 5 月となっているため、同年 5 月以降には、一般に認識されるようになったと思われる。なお、関係者は、学会や勉強会に参加して情報を収集するのが一般的であるから、この頃には、既に、ガイドラインの情報は認識していたのではないかと考えられる。

一方、平成 17 年度に購入した本件リニアックについては、平成 16 年 3 月 19 日、県立広島病院の中央放射線部運営委員会で、放射線機器整備 5 年計画（案）が策定されており、これに平成 17 年度に購入する機器としてリニアックの更新が位置づけられていた。この段階の「高額医療機器 5 年計画」における購入希望価格（又は取得価格）は、「リニアック放射線治療装置（CT 付・MLC 付）3 億 4125 万円」とされていた。リニアックのみの更新をした場合の業者の見積を徴した結果と考えられる。

平成 16 年 6 月 2 日、中央放射線部運営委員会でリニアック更新が協議され、「事務局へ 5 年計画案を提出して、検討をお願いします。」とされた（この段階では、ガイドラインは公表されていたが、前記リニアックのみの更新を前提とする計画案のみであった）。

ガイドラインの公表から約半年後である平成 16 年 12 月 14 日の県病院の最高意思決定機関である管理者会議において、他の県立病院分の放射線機器も含めた全体の広島県病院事業経営計画 5 年計画（案）が決定

し同案が、平成17年3月、正式に計画として決定した。その中でリニアック更新の予算は、3億4000万円と位置づけられていた。

平成17年7月6日、中央放射線部運営委員会で、リニアックにCT装置等を加えた機器構成の違うA案、B案、C案の3案を検討した。A案(X線計画装置更新+CT計画装置新規)は、購入価格4億1145万円、年間保守料1181万円とされていた。これに対しC案(CT計画装置新規)は、購入価格4億1775万円、年間保守料2400万円(見込み)とされていた。平成17年7月19日、中央放射線部運営委員会では、A案に決定された。

その後、最終的には、予算の範囲内に収まるように交渉をして、購入価格を約3億4000万円まで値引きした上で購入している。

したがって、平成17年7月6日の検討においては、A案は「年間保守料1181万円」と見込まれていたのが、平成19年度の実際の保守料支出(これが購入後最初の保守契約)で、いきなり約2100万円となっているのは、ガイドラインの公表による機器構成の変化に伴い増額したものと見えるのかどうか、疑問が残る。

平成17年7月19日の中央放射線部運営委員会でA案(X線計画装置更新+CT計画装置新規)と決定したときの判断資料は、実際に機器を導入した業者から提示されていた年間保守料であるから、1181万円が妥当性のある金額であったはずである。それが何故、導入した最初の契約から契約金額が約900万円(増加率78%)も増加して約2100万円とされているのか、疑問が残る。

この点については県病院からは、「A案の選定時の年間保守料はCT装置を追加する前に徴取していた見積書を記載したものと判断している。担当職員が改めて徴取すべき見積書を取っていなかったとの発言も確認している。」との説明があった。しかし、担当職員は、A・B・C案を一つの表の中に比較しやすいように並べて記載したのであるから、A案の年間委託料が1181万円と記載し、対案であるC案(CT計画装置新規)の年間委託料を2400万円と記載するとき、この案と比べてA案があまりに安いことに気づいたと思われる。したがって、その時点でA案も機種変更によりC案程度の年間保守料になることを予測できたと思われる。しかし、単に取り寄せるべき見積書を取っていなかったということは、大きな問題があると考えられる。

機器の購入については、メーカーの4億1100万円の提示額を担当部課で価格交渉をし、予算の範囲内(約3億4000万円)まで値引きさせて購入することができた。しかし、その値引き分が年間委託料の増加に反

映しているのではないか、中央放射線部運営委員会にかけるとする計画案策定の段階で、担当部課が業者といかなる価格交渉をしていたのかについては資料が無く、委託料については、業者から提出された資料がないことに不透明感をぬぐえない。

以上の点を除けば、機器構成に関しては、ガイドラインに沿ってよく検討がされているという印象をもつ。

③ 定期検査報告書の問題点

定期検査報告書では、点検項目へのチェックマークはされているが、「特記事項及び交換部品」欄や「特記事項」欄に、「消耗部品交換」「シリコンプレート他消耗品交換」「ターケットホース交換」などとあるだけで、交換部品の品名や数量の具体的記載がない。

この契約は、当外部監査人の照会に対する回答によれば、交換部品は、「保守点検報告書に記載とされている」とされ、交換部品アイテム及び価格の内訳は、「保守費用に含むため不明である」とあった。おそらく契約範囲内の無償交換であることと、毎回一定額に近い金額になるために、発注者には報告する必要がないと判断しているものと考えられる。品名・数量がわかるようにすれば、業者から提出させる見積書の単価をもとに積算することにより、およその定期交換部品や消耗品費が把握できるはずである。しかし現在の定期検査報告の仕方では、実績に照らして委託料が妥当なものかどうかの検証をすることができない。

④ 保守点検委託料のうち態勢維持費の問題

態勢維持費の年間総額を365日で除して1日当たり単価換算し、またオンコール等に実際に出動した延べ人数で除して1人1回当たり単価換算して、高額医療機器保守契約の間でどの程度の違いがあるのかを見ようとしたのが、本報告書44～46頁の〔第5表-1〕及び〔第5表-2〕である。

本件N○93の態勢維持費は、1人1回当たりは約29万9000円、1日当たりは約5万3000円となっていて、他の高額医療機器の保守契約に比べてもかなり金額的に大である。

また、導入価額に対する平成19年度委託料の割合は6%を越えており、無償交換部品など物件費を除く態勢維持費だけみても5.8%となっていて、他の契約よりもやや高率になっている。

業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる見積書の提出がされておらず、また発注者としては、何らかの態勢維持費の基準を用いて業者の見積額が適正額であるかどうかを判断する必要があるが、その基準を持っていないことに問題がある。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

機器の導入時に、ライフサイクルコストとして、将来保守委託料に含まれないX線管球・クライストロン・加速管など3年乃至5年毎に交換を要する高額消耗品費や保守料を考慮に入れて契約を締結したと考えられるが、導入後は、保守料や契約外の有償消耗品や交換部品費等の実績値を当初の見積額と比較して、契約金額の妥当性を検証していくべきである。

②【意見】

中央放射線部運営委員会は、ガイドラインに沿って機器構成を決定した時点で、新規追加機種 of 購入価格については値引きさせて予算の範囲内に納めることが可能と見越して相手方の選定をしたと考えられるが、新規機器の追加購入により年間保守料も変わるのが常識であるから、改めて保守料の見積をさせるべきであった。新規追加分の保守料の委託料の増加を容易に想定できたのに改めて保守料の見積書を取り寄せないで機種構成を決定したことは、機器選定手続に杜撰さが見受けられる。

高額医療機器の委託料については、機種選定時において資料の徴取を綿密にし、検討をより正確にすべきである。

③【意見】

定期検査報告書は、「点検部品1式」「定期交換部品1式」という記載をするのであれば、別紙として交換や修理に要した無償部品や消耗品の品名と数量をできるだけ具体的に記載した資料をもって報告をするよう求めるべきである。そして定期検査報告書に記載された品名、数量が正しいかの確認をその都度すべきである。

④【意見】

委託料のうち交換や修理に要した無償部品や消耗品など物件費部分とその他の態勢維持費部分とを区別して業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料の提出を求めるべきである。またそれが適正であるかを確認できるように、少なくとも態勢維持費部分は、他の委託業務における積算単価表などを参考にして妥当な基準単価を設定することが望ましい。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	96 98
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	契約No96 MRI（GE製） 契約No98 全身用CT CT-HSA SG		
委託先名称	GE横河メディカルシステム㈱		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	3年間		
委託契約の方法	随意契約		
契約金額 （変更契約あり）	N o 96	16,564,200円	
	N o 98	5,530,880円	
	計	22,098,080円	（契約書は22,828,400円）
平成19年度中の 委託料支出金額（税 込）	N o 96	16,564,200円	
	N o 98	5,530,880円	
	計	22,098,080円	

(1) 委託業務の詳細

一つの契約で2つの装置の委託契約をしている。N o 96は、MR-HORIZONシステム、N o 98はCT-HSA-SGシステムを常時円滑良好な状態に保持するための保守点検業務である。

(2) 問題点・問題の状況

① 高額医療機器の取得に関する検討書類が、処分されている。

機器導入時に、ライフサイクルコストを検討した資料があれば提出を求めたが、「保存期間経過のため資料無し」との回答があった。導入時期はN o 96は1996年3月末、N o 98は、1994年3月末であるから、2008年の現在は、導入時から10年以上経過していることになる。しかし保守の対象である機器は、現実に稼働しており、保守契約は毎年締結されている。この先いつまで稼働させるかは未定である。

保守の対象である機器が現実に稼働しているうちに、導入時の保守料の見積りや有償部品や消耗品の交換周期、見積単価、数量などライフサイクルコストの検討資料を含めた機器の取得に関する書類を処分してしまうことは、導入時の備品整備委員会の判断の正しさを検証する手段を消し去ることになる。また今後の新機種との交換時の参考資料も無くすることになる。このように高額な医療機器については、その導入の判断資料とされたライフサイクルコストに関する資料は、「財産の取得に関する特に重要な文書」

に当たり、その保存期間は、広島県文書等管理規則第7条別表の「長期」に該当すると考えられる。

仮に保存期間を10年と解釈するとしても、保存期間の起算点である「当該事案の処理が完結した日」とは、特別の事情がない限り導入した高額医療機器の新機種との交換や廃棄処分がされた時と解釈すべきである。

② 設計金額算定上の問題点

〔第9表-1〕のとおり、N○96のMRI（GE製）は1996年3月に約3億7000万円で、N○98は1994年3月に約1億4200万円で導入したものであるが、「保存期間経過のため資料無し」との理由で、導入時の保守料の見積額の資料が処分されていた。そのため導入時の保守料の見込額と導入後実際に交わされた委託料の比較ができなかった。

③ 一式見積書の問題点

契約の2ヶ月後に委託契約1本（アドバンテージウインドウズ年間保守契約年間300万円）が追加されて変更されているが、見積は、一枚の見積書に、N○96とN○98の対象機器システムを記載し、数量「一式」として金額を5つの保守契約ごとに委託料を記載して、最後に一括して一定の値引額を記載している。脚注の備考欄には、保守契約に含まれないものとして消耗品名、補用品名及び他社製品を記載して提出されている。しかし見積書の一式の金額の積算根拠とされた資料や1年間のオンコール回数などの予測資料などが明らかではない。このため発注者は、業者の見積に基づき設計金額を算定したとするが、これらの見積書では、積算根拠がわからないため、金額の妥当性の確認ができない。

④ 定期検査報告書の問題点

作業報告書の現象欄と処置欄に「定期点検交換を実施した」との記録がされ、「詳細は別紙点検整備記録を参照願います。」とされている。別紙「点検整備記録」には、点検項目欄に、冷却ファンチェック、フィルタークリーニングやフィルター交換、ヒューズ交換など作業が細かく表記されているので、この結果欄に作業者がチェックマークをすることで、定期的な部品交換が実施されたことが報告される仕組みになっている。

しかし、これによっても交換部品の品名や数量の具体的記載はされないから、定期点検に人件費以外の費用がどの程度かかっているのかは、容易にはわからない。

おそらく、契約範囲内の無償交換であることと、毎回一定額に近い金額になるために、発注者には報告する必要がないと判断しているものと考えられる。品名・数量がわかるようにすれば、業者の提出させる見積書の単価をもとに積算することにより、およその定期交換部品や消耗品費が把握

できるはずである。しかし、現在の定期検査報告の仕方では、実績に照らして委託料が妥当なものかどうかの検証をすることができない。

⑤ 納品書の問題点

年度末（平成20年3月31日付）に提出されるN○96, N○98の納品書には、N○91と同じ問題がある。

納品の対象期間中の「保守契約料1式」として契約金額を記載してあるだけで、年間に行った無償交換部品の名称、個数など物件費の内訳を明らかにする資料は提出されない状況であった。これは、交換部品費はすべて無償であるから保守費用に含むという理由であろうが、これでは実際には何をいくつ納品したのかがわからず、委託料が妥当なものかどうかの検証をすることができない。

⑥ 1人1回当たり保守点検委託料のうち態勢維持費の問題

数字上は格別問題点は見あたらない。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

導入時の保守費の見積書など重要書類は、当該機器の廃止や入れ替えがされた後、相当期間経過するまで保管すべきである。

②【意見】

機種を選定時に、当然性能面とライフサイクルコストも含んだコスト面を考慮していると思われるが、導入後の保守料や契約外の有償消耗品や交換部品費等を正確に見積もっているかについては資料からは不明な点がある。したがって、導入後は、保守料や契約外の有償消耗品や交換部品費等の実績値を当初の見積額と比較して、契約金額の妥当性を検証していくべきである。

③【意見】

また、導入後は、保守料や契約外の有償消耗品や交換部品費等の実績値を当初の見積額と比較して、契約金額の妥当性を検証していくべきである。

④【意見】

病院の説明では、資料を処分しており立証はできないが、導入時の提案の中で保守料の見積額を提示した業者には、特別の事情がない限り導入後は責任をもってその見積額と同額またはそれ以下の金額で委託契約を交わすよう求めるはずであるとのことであったが、今後もその方法を徹底されることを要望したい。

⑤【意見】

定期検査報告書に「点検部品1式」「定期交換部品1式」という記載をするのであれば、別紙として交換や修理に要した無償部品や消耗品の品名

と数量をできるだけ具体的に記載した資料をもって報告をするよう求めるべきである。そして定期検査報告書に記載された品名、数量が正しいかの確認をその都度すべきである。

⑥【意見】

納品書も、納品の対象期間中の「保守契約料一式」として済ませるのではなく、あとで点検可能な程度に交換した物品については品名と数量を具体的に記載した資料の提出を要求すべきである。

⑦【意見】

委託料のうち交換や修理に要した無償部品や消耗品など物件費部分とその他の態勢維持費部分とを区別して業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料の提出を求めるべきである。またそれが適正であるかを確認できるように、少なくとも態勢維持費部分は、他の委託業務における積算単価表などを参考にして妥当な基準単価を設定することが望ましい。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	97 101
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	契約No97 MRI（シーメンス製） 契約No101 体外衝撃波結石破碎装置		
委託先名称	シーメンス旭メディテック(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	3年間		
委託契約の方法	随意契約		
契約金額	N o 97	13,860,000円	
	N o 101	5,250,000円	
	計	19,110,000円	
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	N o 97	13,860,000円	
	N o 101	5,250,000円	計 19,110,000円

(1) 委託業務の詳細

一つの契約で3つの装置の委託契約をしている。そのうち年間委託料支出額が500万円を越える装置の保守委託2つについて資料提供を受けた。N o 97は、磁気共鳴断層撮影装置（MRI），N o 101は、体外衝撃波結石破碎装置を常時円滑良好な状態に保持するための保守点検業務であ

る。

※この契約は、「フルメンテナンス契約」である。「フルメンテナンス契約」は、故障や部品交換の見積、契約、支払を行う必要がなく手間が掛からないが、契約金額にあらかじめ「別途費用」が見込みで入っているため、「部分メンテナンス契約」（定期点検、管理仕様範囲内の消耗品の交換を含むが、そのほかの消耗品や部品の交換・修理については別途料金を徴収する契約）と比較すると、一時的な高額支出がないものの、委託料は割高となるといわれている。

(2) 問題点・問題の状況

① 一式見積書の問題点

見積は、一枚の見積書に、N o 9 7 と N o 1 0 1 の対象機器システムを記載し、数量「一式」として金額を保守装置ごとに委託料を記載している。注として、保守契約に含まれないもの（空調設備・冷却水設備・レーザーメジャー等の周辺調達品・さらにX線フィルム等の消耗品）を記載している。見積書の一式の金額の積算根拠とされた資料や1年間の故障修理労務費（オンコールサービス）の回数予測資料などが明らかではない。このため発注者は、業者の見積に基づき設計金額を算定したとするが、これら見積書では、フルメンテナンスの料金が妥当であるか否か、積算根拠がわからないため確認ができない。

② 導入時の保守料の見込額と導入後の委託料の比較

機器導入時にいかなる資料に基づき機種選定をしたかについて照会し、導入時の保守料の見込額と導入後実際に交わされた委託料の比較をしようとした。その結果は、N o 9 7, N o 1 0 1 に関しては、本報告書50頁の〔第9表-1〕のとおりであった。

N o 9 7 に関しては、〔第9表-1〕のとおり、2003年3月導入時の保守料見込額約1420万円であったのに対し、平成19年度の委託料支出額約1386万円であり、増加率-2%であった。また、N o 1 0 1 は、増加率5%であるが、これは消費税の差額と思われるとの報告があった。この状況をみると、導入時の見積額がほぼ受け入れられているので問題はないといえる。

③ 定期検査報告書の問題点

「点検報告書」に、管球消耗品交換など作業が記載されているので、この結果欄に作業者がチェックマークをすることで、定期的な部品交換の実施されたことが報告される仕組みになっている。

しかし、これによっても交換部品の品名や数量の具体的記載はされないから、定期点検に人件費を含む態勢維持費以外の費用がどの程度かかっている

のかは、容易にはわからない。この点ではN○96, N○98で述べたと同じ問題を抱えている。即ちこれは、交換部品費はすべて無償であるから保守費用に含むという理由であろうが、これでは実際には何をいくつ納品したのかがわからず、委託料が妥当なものかどうかの検証をすることができないという問題がある。

④ 納品書

年度末（平成20年3月31日付）に提出されるN○97, N○101の納品書には、納品の対象期間中の「保守契約料1式」として契約金額を記載してあるだけで、年間に行った無償交換部品の名称、個数など物件費の内訳を明らかにする資料は提出されない状況であった。これにはN○91, N○96, N○98で述べたことと同じ問題がある。

⑤ 保守点検委託料のうち態勢維持費の問題

態勢維持費の年間総額を365日で除して1日当たり単価換算し、またオンコール等実際に出勤した延べ人数で除して1人1回当たり単価換算して、高額医療機器保守契約の間でどの程度の違いがあるのかを見ようとしたのが、本報告書44～46頁の〔第5表-1〕及び〔第5表-2〕である。

N○97の態勢維持費は、1人1回当たりは約43万円、1日当たりは3万3000円となっていて、他の高額医療機器の保守契約に比べてもかなり金額的に大きい。また導入価額に対する平成19年度委託料の割合は、N○97もN○101の7%を越えていて、他の契約よりも高率になっている。

業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる見積書を提出させる必要があるが、これがされておらず、また発注者としては、何らかの態勢維持費の基準を用いて業者の見積額が適正額であるかどうかを判断する必要があるが、その基準を持っていないことに問題がある。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

機器の導入後は、実績値を当初の見積額と比較して、契約金額の妥当性を検証していくべきである。

②【意見】

定期検査報告書は、「点検部品1式」「定期交換部品1式」という記載をするのであれば、別紙として交換や修理に要した無償部品や消耗品の品名と数量をできるだけ具体的に記載した資料をもって報告をするよう求めるべきである。そして定期検査報告書に記載された品名、数量が正しいかの確認をその都度すべきである。

③【意見】

納品書も、納品の対象期間中の「保守契約料一式」として済ませるので

はなく、あとで交換した物品については点検可能な程度に品名と数量を具体的に記載した資料の提出を要求すべきである。

④【意見】

委託料のうち交換や修理に要した無償部品や消耗品など物件費部分とその他の態勢維持費部分とを区別して業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料の提出を求めるべきである。またそれが適正であるかを確認できるように、少なくとも態勢維持費部分は、他の委託業務における積算単価表などを参考にして妥当な基準単価を設定することが望ましい。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	100 112
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	契約No.100 CR FCR9000他 契約No.112 富士医用画像システムシナプスサーバー 他		
委託先名称	富士フィルムメディカル(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	3年間		
委託契約の方法	随意契約		
契約金額	契約No.100	5,775,000円	
	契約No.112	5,880,000円	
	計	11,655,000円	
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	契約No.100	5,775,000円	
	契約No.112	5,880,000円	

(1) 委託業務の詳細

No100はCR（富士コンピューテッドラジオグラフィー）、No112は医療用画像システムSYNAPSEを常時円滑良好な状態に保持するための保守点検業務であり、二つの装置を一つの契約でまとめている。

(2) 問題点・問題の状況

CRシステムは、平成4年に導入した前システムの故障が目立ち始めたので平成14年度から3年計画でCRシステムの整備更新を開始し、3カ年、約7000万円の予算（平成16年度は2000万円）で実施していた。CRシステムの整備3年計画の最終年度である平成16年度分につい

ては、平成16年6月7日（議事録上は「平成15年」とされていたが間違いと判明した。）の備品整備委員会で検討され、放射線科においては、サーバーの新規設備として、CRシステム整備に加えて多目的デジタルX線テレビシステムの更新が必要であるとして提案がされた。そのとき、CRシステムは1900万円、多目的デジタルX線テレビシステムは9000万円が承認されている（いずれもNo112の対象機器）。

なお、CR導入に際しては、CR導入による経費削減効果の試算がされ、「器械備品予算要求書（院内視察用）」の中には「新装置では、処理液や光ディスクが軽減され年間約500万円のコスト削減が見込まれる」とされていた。

No112の対象機器については、当初購入予算額は、前記のとおりCRシステムは1900万円、多目的デジタルX線テレビシステムは9000万円の合計1億0900万円とされたが、その後執行見込額としては、合計は同じであるが内訳が変わって、CRシステムは4450万円、多目的デジタルX線テレビシステムは6450万円とされた。

そのことが、平成17年1月14日付「シナプスサーバー等の調達について」と題する資料の中では、「予算額」として、下表のとおり記載されていた。

〔第10表〕H17.1.14 付県病院の資料の抜粋

区分	当初予算	執行見込額
① CR	19,000 (サーバーを含む)	44,500 (サーバーを除く)
② 多目的デジタル X線TV	90,000 (サーバーを含む)	64,000 (サーバーを統合)
計	109,000	109,000

値引き交渉では、システム構成の規模により価格総額は異なるが、他の病院（佐賀，埼玉，静岡県内の公的な3病院）の導入価格におけるメーカー希望価格に対する契約金額と対比しながら交渉がされた。その結果、メーカー希望小売価格（約1億0600万円）に対する約42%（約4400万円）最終提示価格とされた。これは比較された他の病院の例が60%台乃至80%台であったのに比べると低額で導入していることになる。

また、No112の対象機器については、導入時の備品整備委員会の判断資料である「高度高額医療機器収支見込表」の中には、CRシステムに関しては、取得価格（実売価格）1億2600万円、委託料300万円、

「採算性あり」とされており、多目的デジタルX線テレビシステムに関しては、取得価格（実売価格）6300万円、委託料363万円、「採算性なし」とされている。

以上は、機器導入に関する資料から伺える事実である。

① 一式見積書の問題点

本件の見積は、一枚の見積書に、No100とNo112の対象機器システムを記載し、数量「一式」として金額を保守装置ごとに委託料を記載している。

No112は、見積書は、他の契約に比べて少し具体的である。すなわち見積書に、一式の内訳として、定期点検回数、定期交換部品代、技術料、訪問料、交通費を含むこと、随時保守は20万円までの部品代、技術料などを含むこと、保守受付時間帯を記載し、さらに対象機器毎に単価及び数量、金額及び値引額を記載してある。

しかし、見積書の一式の金額の積算根拠とされた資料や1年間の故障修理労務費（オンコールサービス）の回数の予測資料などが明らかではない。このため発注者は、業者の見積に基づき設計金額を算定したとするが、これらの見積書では、フルメンテナンスの料金が妥当であるか否か、積算根拠がわからないため確認ができない。

② 導入時の保守料の見積額と実際の保守契約金額の食い違いについて

ア No100について

No100に関しては、本報告書50頁の〔第9表-1〕のとおり、2003年3月導入時の保守料見込額約300万円であったのに対し、平成19年度の委託料支出額約577万5000円、増加率93%であったが、その原因は、「平成15年度に増設した機器について、平成17年度に保守契約の対象に加えたもの」であり、導入時の保守委託料に対応する平成19年度の委託料額は2,258千円（△24.7%）であるとの説明がされた。つまり、74万2000円の減額となっているということである。この減額部分については特段の問題点はない。

しかし、平成15年度に増設した機器について平成17年度に保守契約の対象に加えたことによる増額分（3,517千円）は、病院の回答では、「平成15年度（CR機器設備3年計画の2年目）に新規導入した機器の追加分（3,412千円）に、さらに平成16年度に3カ年計画外で購入した関連プリンターの追加分（105千円）を合わせて計上したもの」であり、もともと原契約時には保守対象でなかったものが、購入後3年目で保守対象として追加されたのであり、その機会に、導入時の保守委託料に対応する額を74万2000円（24.7%）減額させたのであるから、トータルとして

委託料の減額が実現しているということはないようである。トータルとして減額が実現しているのであれば問題はないが、仮に増額分を吸収していないとすれば、このような大きな増額は、原契約の機器選定時には予定されてなかったものであるから、当初予定したライフサイクルコストよりも大きな経費負担を強いることになっていると考えられる。

イ No112について

また、No112については、平成19年度保守料支出額は、5,880千円であったが、これは、①CRシステムのサーバー関連機器と、②多目的デジタルX線テレビシステムサーバー部分の保守料合計であった。

病院からは「平成16年度導入したシナプスサーバー他は、①CRシステムのサーバー関連機器と、②多目的デジタルX線テレビシステムサーバー部分であり、導入時の保守委託料は①CRシステムの保守料3,000千円と②多目的デジタルX線テレビシステムの保守料3,630千円、合計6,630千円のサーバー等該当部分ということになり、導入時の保守委託料の見込額を、厳密に算出することができない状況にある。」との回答があった。

しかし、前記〔第10表〕の「執行見込額」には、②多目的デジタルX線テレビシステム64,500千円、①CRシステムのサーバー関連機器44,500千円とあり、①②それぞれに対応する導入時の委託料が、病院側が回答していた3,000千円と3,630千円、合計6,630千円であるから「厳密に算出することができない状況にある。」という回答が理解できず、トータルでは導入時の見込額よりも減額が実現されているということになるのではないかと考え、再度照会をした。

これに対して、県病院からは、この3,000千円は、平成16年7月7日備品整備委員会の協議資料である「高度・高額医療機器収支見込表」に保守料と記載されていた3,000千円（つまりCRシステム整備3カ年計画の1年目に整備した機器のみの保守見込額）を引用（つまり転記）したものであり、2年目以降の整備機器に関しては当時まだ厳密な機器構成が確定していなかったために、保守見積書を取ることができなかったという理由から、機器が確定していた1年目の整備機器の保守料見込額を記載して収支の検討を行わざるを得なかったとした。そして導入時の保守料見込額も「不明」と訂正した回答が寄せられた。つまり、この訂正は、2年目以降の保守料は、機器の追加により委託料が増加することが見込まれたが、正確な計算ができないので、従来の安い委託料のままの資料で備品整備委員会に出して判断を委ねたという意味であろう。

さらに、病院からは次の〔第11表〕が提出されて、新事実が明らかになった。

〔第11表〕病院の回答

単位：千円

	購入予算額 執行見込 H17.1.14付 資料	購入価格	導入時 保守料 見込額	H19年度 保守料
①CRシステムのサーバー関連機器	44,500	44,415 2005.3.14購入	不明	5,880 契約書あり
② 多目的デジタルX線テレビシステムサーバー部分			病院の回答額 3,630 しかし不明	
③多目的デジタルX線テレビシステムサーバー部分以外	64,500	63,609 2005.3.31購入		契約なし

すなわち、購入予算額は、①CRシステムのサーバー関連機器44,500千円の他に②多目的デジタルX線テレビシステム64,500千円が見積もられていたのではなく、①②を合わせて44,500千円であり、それに対応する平成19年度委託料が5,880千円であった。導入時の委託料の見積は、①のグループと②及び③のグループに区分して見積を取っていたが、平成19年度の契約では①②を1グループとして、5,880千円で委託料を払っていたが、③は別グループにしてあり、保守委託契約書はない。このため①②それぞれについての導入時保守料見込額と平成19年度保守料の比較ができないのである。

また、購入予算額64,500千円は、③多目的デジタルX線テレビシステムサーバー部分以外の部分の購入予算額であった。③に対応する平成19年度保守料は、契約書が作成されておらず幾ら支払っているのか明らかではない。

③は契約書がないから、保守料が全く支払われていないのであれば問題はないが、必ずしもそうではない。なぜなら、導入時の見積は②③をまとめて委託料の見積を3,630千円としていたからである。N o 1 1 0で見受けられたと同様、CR機器設備3年計画の2年目以降に新規導入した機器の追加分を合わせて機種追加に伴う保守料の増額がされている可能性があるのではないかと考えられる。この点はさらなる調査が必要と考える。

③ 定期検査報告書の問題点

N o 1 0 0は「点検報告書」に、作業項目に作業者がチェックマークをするが、定期的な部品交換が実施されたことは、作業報告書の処置結果欄へ手書きで「消耗品交換」とだけ記載されている。

N o 1 1 2は、作業報告書が作成されているが、消耗品費や交換部品の

交換は記載されていないようである。

これらの作業日報によっても交換部品の品名や数量の具体的記載はされないため、定期点検に態勢維持費以外の費用がどの程度かかっているのかは、容易にはわからない。

おそらく、契約範囲内の無償交換であることと、毎回一定額に近い金額になるために、発注者には報告する必要がないと判断しているものと考えられる。品名・数量がわかるようにすれば、業者の提出させる見積書の単価をもとに積算することにより、およその定期交換部品や消耗品費が把握できるはずである。しかし、現在の定期検査報告の仕方では、実績に照らして委託料が妥当なものかどうかの検証をすることができない。

④ 納品書

年度末（平成20年3月31日付）に提出されるN○100、N○112の納品書には、納品の対象期間中の「保守契約料1式」と契約金額を記載してあるが、その内訳として、1つの契約書に含まれる装置名を記載しているだけである。年間に行った無償交換部品の名称、個数など物件費の内訳を明らかにする資料は提出されていない。これは、交換部品費はすべて無償であるから保守費用に含むという理由だと考えられるが、これでは、実際は何をいくつ納品したのかがわからず、委託料に占める無償交換部品や消耗品費などの物件費とそれ以外の態勢維持費のおよその割合もわからないので委託料が妥当なものかどうかの検証をすることができない。N○91と同じ問題がある。

⑤ 保守点検委託料のうち態勢維持費の問題

態勢維持費の年間総額を365日で除して1日当たり単価換算し、またオンコール等に出動した延べ人数で除して1人1回当たり単価換算して、高額医療機器保守契約の間でどの程度の違いがあるのかを見ようとしたのが、本報告書44～46頁の〔第5表-1〕及び〔第5表-2〕である。

本件N○100の態勢維持費は、1人1回当たりは約7万4000円、1日当たりは約1万1800円となっている。

本件N○112の態勢維持費は、1人1回当たりは約11万4000円、1日当たりは約1万5700円となっている。

他的高額医療機器の保守契約に比べて、係数的には平均的である。

しかし、態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料がなく、また発注者としては、何らかの態勢維持費の基準を用いて業者の見積額が適正額であるかどうかを判断する必要があるが、その基準を持っていないことに問題がある。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

機器の導入時に、機種を選定においては、当然性能面と、原則としてライフサイクルコストも含んだコスト面を考慮していると推測するが、導入後の保守料や契約外の有償消耗品や交換部品費等を正確に見積もっているかについては資料からはいささか不明な点がある。従って、導入後は、保守料や契約外の有償消耗品や交換部品費等の実績値を当初の見積額と比較して、契約金額の妥当性を検証していくべきである。

②【意見】

CR機器設備3年計画の2年目以降に新規導入した機器について、導入時の見込額が明らかではなく、導入後の委託料の増額についての的確な把握がされていない。特に、多目的デジタルX線テレビシステムサーバー以外の部分については、導入時の記録に立ち返って当初の計画がなし崩し的に変更され委託料が上積みされることのないように、検証を行うべきである。

③【意見】

定期検査報告書は、「点検部品1式」「定期交換部品1式」という記載をするのであれば、別紙として交換や修理に要した無償部品や消耗品の品名と数量をできるだけ具体的に記載した資料をもって報告をするよう求めるべきである。そして定期検査報告書に記載された品名、数量が正しいかの確認をその都度すべきである。

④【意見】

納品書も、納品の対象期間中の「保守契約料1式」として済ませるのではなく、あとで点検可能な程度に交換した物品については品名と数量を具体的に記載した資料の提出を要求すべきである。

⑤【意見】

委託料のうち交換や修理に要した無償部品や消耗品など物件費部分とその他の態勢維持費部分とを区別して業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料の提出を求めるべきである。またそれが適正であるかを確認できるように、少なくとも態勢維持費部分は、他の委託業務における積算単価表などを参考にして妥当な基準単価を設定することが望ましい。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	106
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	OP 患者監視装置+NICU+救命救急		
委託先名称	フィリップスメディカルシステムズ(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	3年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	7,874,510円		

(1) 委託業務の詳細

患者監視装置を常時円滑良好な状態に保持するための保守点検業務である。

(2) 問題点・問題の状況

① 高額医療機器の取得に関する検討書類が処分されている。

N○96, N○98の契約の場合と同じ問題を有している。

機器導入時に、ライフサイクルコストを検討した資料があれば提出を求めたが、「保存期間経過のため資料無し」との回答があった。導入時期はN○106は1993年3月末に2分の1, 1994年3月末に2分の1が導入されたから、2008年の現在は、導入時から10年以上経過していることになる。しかし保守の対象である機器は、現実に稼働しており、保守契約は毎年締結されている。この先いつまで稼働させるかは未定である。

問題状況は、N○96と同じである。

② 一式見積書の問題

この契約は、シルバープランという名称がつけられており、見積書はフルメンテナンス契約の部分とパーツリスクシェア契約の部分に分けられて別個に見積書が作成されている。どちらも「見積内訳」としてハードウェア製品構成を、例えば血圧モジュールや麻酔ガスモジュール等1点毎に品名、製造番号、納入場所などが記載されている。このため見積書としては分厚いものになっている。しかし記載された個々の製品毎に委託料が決められているわけではなく、保守料は、他の契約と同様、保守契約費（シルバープラン）一式 定価金額と値引き額がまとめて計上されている。一式の金額がいかなる積算根拠に基づくものであるかはわからない。1年間のオンコール回数を、およそ何回を予定して積算がされたのか、態勢維持費をどのように予測しているのかなど見積金額算定の根拠が不明確である。

③ 設計金額算定上の問題点（保存期間経過のため資料なし）

機器導入時にいかなる資料に基づき機種選定をしたかについて照会し、導入時の保守料の見込額と導入後実際に交わされた委託料の比較をしようとしたが、導入時の保守料の見積額の資料が処分されているため、導入時の保守料見込額と導入後の実際の保守料の契約額を比較することができなかった。

④ 定期検査報告書の問題点

照会に対する回答書には、「保守点検報告書内に記載」とあるが、「点検作業報告書」の元資料となる「保守点検整備記録」に交換部品の記載欄が設けられているが、外部監査人が見た限りでは、ここに実施された交換部品の記載は見当たらない。詳細なチェック項目が用意されており作業員はこれにチェックマークをしていき、項目によっては測定数値を記載してあるが、部品交換の記載がされないのは、現実には、部品交換が実施されたことが無かったことを示すとも考えられない。したがって現在の定期検査報告の仕方では、実績に照らして委託料が妥当なものかどうかの検証をすることができない。

⑤ 保守点検委託料のうち態勢維持費の問題

態勢維持費の年間総額を365日で除して1日当たり単価換算し、またオンコール等に実際に出動した延べ人数で除して1人1回当たり単価換算して、高額医療機器保守契約の間でどの程度の違いがあるのかを見ようとしたのが、本報告書44～46頁の〔第5表-1〕及び〔第5表-2〕である。

本件N○106の導入価額に対する平成19年度委託料の割合は、20%を越えており、態勢維持費の割合も10%を越えており、他の契約よりも高率になっている。何らかの理由があると考えられるが態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料が提出されていない。また発注者としては、何らかの態勢維持費の基準を用いて業者の見積額が適正額であるかどうかを判断する必要があるが、その基準を持っていないことに問題がある。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

導入時の保守費の見積書など重要書類は、当該機器の廃止や入れ替えがされた後、相当期間経過するまで保管すべきである。

②【意見】

機器の導入後は実績値を、導入時の見積額と比較して、契約金額の妥当性を検証していくべきである。

③【意見】

定期検査報告書は、「点検部品1式」「定期交換部品 1式」という記載をするのであれば、別紙として交換や修理に要した無償部品や消耗品の品名と数量をできるだけ具体的に記載した資料をもって報告をするよう求

めるべきである。そして定期検査報告書に記載された品名、数量が正しいかの確認をその都度すべきである。

④【意見】

委託料のうち交換や修理に要した無償部品や消耗品など物件費部分とその他の態勢維持費部分とを区別して業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料の提出を求めるべきである。またそれが適正であるかを確認できるように、少なくとも態勢維持費部分は、他の委託業務における積算単価表などを参考にして妥当な基準単価を設定することが望ましい。

部局・委員会名	健康福祉局	契約No.	136
部課名	病院事業部県立病院課（広島）		
委託業務の内容	医療情報システム（ハードウェア保守）		
委託先名称	富士通(株)中国営業本部		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	21,657,960円		

(1) 委託業務の詳細

病院全体の情報システムを総括するサーバー、ネットワーク機器やプリンタ等も含まれる非常に大規模な医療情報システム（ハードウェア）保守業務である。従って、No91乃至No112等高額医療機器の保守点検業務とは、内容が異なっている。

月額払いのSupport Desk契約金額（委任分と請負分がある）及び通常保守料と、年額払いの通常保守料に分かれている。

(2) 問題点・問題の状況

① 機器の導入時に、ライフサイクルコストの検討資料の問題点。

回答によると、「見積書のとおり」として、業者から提出された見積書が、ライフサイクルコストの検討資料であるとする。しかしこの見積書は、1年間の保守料（ハードウェア17,528千円、ソフトウェア24,769千円）、ソフトウェアメンテナンス料24,000千円と記載されているだけであって、1年間分の運用費用である。しかし同じ回答では、導入時において、導入後要する有償交換部品の見込額は「未検討」としている。その額が委託料

に占める割合が大きくはないため検討していないものと考えられるが、有償交換部品の見込額もライフサイクルコストに入れる必要があるから単純に見積書金額に法定耐用年数（本件機器は5年）を掛ければ足るものではないと思われる。よって導入時にライフサイクルコストを検討したとはいえ、それが正確なものであったかどうかには、いささか疑問がある。

② 保守点検委託料のうち保守点検態勢の維持費の問題

定期点検は年1回行われた。無償での交換部品費は〔第5表-1〕のとおりであった。それ以外はオンコールサービスのために要する経費を含む保守点検委託料のうち保守点検態勢の維持費ということになる。

態勢維持費の年間総額を365日で除して1日当たり単価換算し、またオンコール等実際に出勤した延べ人数で除して1人1回当たり単価換算して、高額医療機器保守契約の間でどの程度の違いがあるのかを見ようとしたのが、本報告書44～46頁の〔第5表-1〕及び〔第5表-2〕である。

〔第5表-1〕のとおり、オンコールなどで実際に出勤した年間延べ人数は25人であり1人1回当たり態勢維持費は812,778円、また1日あたり態勢維持費は55,670円となっている。

N○136は、N○91乃至112等医療機器の保守業務とは、業務内容も契約内容も異にしているため一律に論ずることはできないことは、承知しているが、あえて比較してみると、N○136が一見して他の高額医療機器の保守委託契約に比較しても高額になっていることがわかる。これには、何らかの理由があるのであろうが、その根拠を客観的に示す資料は示されなかった。

県病院側からは、①「現行のハード保守契約は、大部分の業務が24時間365日対応であるとともに、業者は当院専用の保守部品を確保し、修理を行う義務を負うものである。業者は老朽化等により修理が出来なかった場合には、新しい機器と取り替えることとなる。このようなバックアップ体制で行われている。」また、②「故障の都度の修理依頼対応とした場合、保守部品の廃盤等による修理不能状態に至った場合には、システム全体が停止することも考えられる。これを復旧させるためには、新しいシステムを導入させることとなり、予期せぬ多大な経費が必要となる。更に、修理には、部品発注からの手順により行うこととなり、相当の時間を要するため、患者サービスの低下を招くことは避けられない。現在のシステムも7年経過しているが、この保守契約があることにより計画的にシステムの更新整備ができるものである。」という理由で、当該保守委託について、オンコール等の回数1回当たりで態勢維持費の単価換算をして比較する

事には、無理があるとの意見が述べられた。

しかし病院の前記意見は「大部分の業務が24時間365日対応」という以外は、本件の委託料が適正であることを具体的に根拠付ける資料があるとは言えない。本件の委託料は、契約書中の月払い明細表に多数の保守区分毎の単価（これはすべて保守料）を基に積み上げ算出されているものの、この各単価が高いか安いかは、発注者側には、比較する基準がないのでわからない。

委託先業者の担当者は、病院外で待機して、複数の医療機関からのメールや電話などによるコールに対応する態勢をとっているものであり、専ら県病院のためだけに待機しているのではない。もしも複数の医療機関のオンコールが重複したとき、県病院に対する出動の優先順位を確保するためには、高額になることも仕方がないという考え方があり得るにしても、そのためにどこまで高額にする必要があるかについて確たる根拠や資料は無いようである。

業者から、自社が何人で何箇所の医療機関のオンコールに対応する態勢になっているのか、これだけの金額を払うことによって確実に優先順位が保全された事を示す資料は提出されているわけではない（業務の性質上そのような文書の提出は強制できないと考えられる。）。いわば業者の提案を信用する他はない状況にある。

また、本件については、「C I Oの審査の結果、導入価格の6%以下を適正保守料と認められたから、問題はないという認識を持っている。」旨の説明がされた。6%を適正とする合理的根拠は明らかではないが、この考え方に立って比較すると、No 136は、購入価格261,154,971円であり、これに対し導入時の委託料見込額は17,392,555円であったから、購入価格に対する委託料見込額の割合は約6.7%であったが、平成19年度委託料支出額は、21,657,960円であり、購入価格に対する割合は約8.3%となっている。C I Oが示したという基準を超えていると思われる。

委託料のうち物件費を除く額は、「緊急時の即応体制を確保するために平常時に負担する態勢維持費」である。業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料を提出させる必要がある。また発注者としては、何らかの態勢維持費の基準を用いてそれが適正額であるかを判断する必要があるが、その基準を持っていない。この点については現場担当部課では限界があると考えられる。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

委託料のうち交換や修理に要した無償部品や消耗品など物件費部分と

その他の態勢維持費部分とを区別して業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料の提出を求めるべきである。またそれが適正であるかを確認できるように、少なくとも態勢維持費部分は、他の委託業務における積算単価表などを参考にして妥当な基準単価を設定することが望ましい。

②【意見】

本件のような大型システムの保守については、システム導入時の保守契約を含めたライフサイクルコストの正確な把握をすることにかかっていると行って過言ではなく、導入後の委託料の妥当性の判断は極めて専門的知識を要するから、導入後は、年間委託料の契約をする都度、事前にC I Oなど専門家の審査を受けることが望ましい。

4 農林水産局

(A) 部局特有の特徴と問題点

農林水産局の平成19年度中に100万円以上支出した委託契約の件数は237件、その金額の合計は、約14億5000万円であった。この中で随意契約の割合は、件数では88件(約37.1%)、金額では4億4000万円(約30.4%)となっているが、随意契約を必要とする理由に問題があるものは、1件(N○135)だけであった。指摘したのは、予定価格の決定の仕方に問題があるもの1件(N○22)、随意契約してはならないのに随意契約をしているもの1件(N○135)だけである。意見を述べたのは①契約書文言に承諾があれば業務全部の再委託を認めるもの4件、②再委託の承認は口頭でも可能とされているもの9件など再委託に関する契約書面の不備が比較的多かったことである。これらについては個別の契約について意見を述べることとする。また③競争性の確保の観点から改善が求められるもの4件(N○20、N○23、N○24、N○296)、④個人情報保護に関する条項を明記していないものも見受けられた(N○37、N○304)。

(B) 各契約について

部局・委員会名	農林水産局	契約No.	5
部課名	農水産振興部農産課		
委託業務の内容	シトラスパーク品種展示園管理業務		
委託先名称	尾道市 代表者 尾道市長 亀田良一		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,858,000円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は尾道市瀬戸田町にあるシトラスパーク内の品種展示園において、灌水、薬剤散布、施肥、除草、摘果、剪定・予備枝設定、圃場管理等、品種展示園の管理を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 随意契約を必要とする理由は、「品種展示園管理は、単独で行うよりもその他の柑橘園地（旧瀬戸田町の整備した園地芳香の森等）等及び県の整備した施設のうち集客施設部分（シトラスガーデン 広島県と旧瀬戸田町の共同事業）と一体的に行うことが合理的であるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当する。」とする。また尾道市を相手方として選択する理由は、「現場の状況を熟知しており円滑な業務実施が可能である。」とする。このため見積合わせを行っていないとする。

本件は、県内の自治体を受託者とするものであり、受託者は、当然に再委託を予定しているものであるが、施設設置、管理の歴史的経緯や地域的関連性、他の施設の整備や管理と一体的に行うことの合理性を考えると随意契約理由は、不合理とはいえない。

- ② 契約書第4条は、予め県の承諾があれば第3者に再委託や請負わせることができるかとされているが、承諾には書面が必要であるとはされていない。このため承諾の有無が不明確になる恐れがある。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

承諾の有無を明確にするため、再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨を契約文言に明記すべきである。

部局・委員会名	農林水産局	契約No.	20
部課名	農水産振興部水産課		
委託業務の内容	漁業取締船建造設計業務委託		
委託先名称	(有)木原高速艇研究所		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約（プロポーザル方式）		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	5,019,000円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は「広島県の漁業取締りのあり方」及び「広島県における漁業取締機能強化」を实践する漁業取締船を建造するための設計を内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

本件は、提案書を求める相手方について「漁業取締船の設計は、船舶が軽合金製で、高速走行を必要とすることや、その業務の特殊性等から非常に特殊な分野であり、建築設計と異なり、業者リストは存在しない。よって、全国の漁業取締船に係る設計実績を勘案し、過去10年間(平成9年4月から平成19年12月末まで)に建造された取締船の設計業務を委託した業者を選定することとする。これに該当する業者は5者であり、これら5者に対して提案書の提出を要請する。」と説明されている。

しかし、提案要請を受けた業者5者中1者しか参加せず、このためこの業者と随意契約をしている。本件はプロポーザル方式を採用しているから、最終的な決定は委員会の審議によるとはいえ、提案書要請時期、提出期限の設定に無理があったために競争性が減殺されていると考えられる。

本件は提案書の提出期間を12月26日から翌年1月16日までの正月休みを除く実質15日としているが、年末年始の休みの関係で企業が業務をしない日数が多くを占めるから、提案書提出要請を受けても資料の準備ができないために、参加できない業者が出てくるおそれが強い。事実、本件では提案要請を受けた業者5者中3者が、「正月休みのため対応できなかった。」または、これとほぼ同じ理由を不参加理由と回答していることから、時期を変えていれば参加業者が増えていたことが推測できる(残り1者は「技術者が退職したため」と回答している)。

この点、外部監査人からの照会に対する農水産振興部水産課の回答では、

(ア) 提出要請から提出期限までの期間に基準はない。(イ) 提案書作成に時間を要しない課題とした(実施方針, 設計金額体制, 実績の照会)。

(ウ) 山口県の例を参考に2週間とした。(エ) 広島県の土木の場合, 即日プロポーザル(当日課題を出して, その場で答えてもらう)を行った例がある等の理由を述べて, 準備期間は妥当である」と説明されている。しかし山口県では, 提出期間は6月中の実質15日であるのに対し, 本件は, 12月26日から翌年1月16日までの正月休みを除く実質15日であることなどを考えると, この説明は合理的ではないと思われる。

漁業取締船の設計は, 前記のとおり, 確かに, 業務の特殊性等から非常に特殊な分野であり, 建築設計と異なり業者リストは存在しないのであるが, 本件は突発的な業務ではないのであるから, 早期に予算決定をする手配をし, 契約事務に取り掛かっていればこのような事態は避けることが出来るはずである。

なお, 農水産振興部水産課の回答では, 「漁業取り締まりのあり方自体を検討する必要があった。第三者を含む委員会を設置して検討し, 効果的な取り締まりを行うための体制作りを協議した上で新造船の規模等を決定したため時間を要した。」とされるが, こういう事も含めて早期に準備に取り掛かっていればこのような事態は避けることができるはずである。

(3) 指摘事項/意見

【意見】

プロポーザルの参加申込み期間を, 多くの業者が参加可能な時期にすべきである。

部局・委員会名	農林水産局	契約No.	22
部課名	農水産振興部漁港漁場整備室		
委託業務の内容	マリーナサイド海老園住宅用地の分譲地処分に係る現地駐在及び販売促進に関する契約		
委託先名称	(社) 広島県宅地建物取引業協会		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,024,800円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は、マリーナサイド海老園住宅用地の分譲地処分に関し、新たな顧客獲得、顧客に対するサービスを充実させるため現地案内所を設置し、管理・運営及び広告等販売促進を行うことを内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

① 契約規則第18条では、「契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置かなければならない。」としており、予定価格調書作成者（契約担当職員）は、予定価格を決める際には設計金額を検討して決める必要がある（このことは、委託・役務業務契約事務の手引き（第1版）3頁にも明記してある）。しかし本件では契約担当職員の代理が「設計書」の作成、「設計金額」の算定がされてないことを見逃して、予定価格調書を作成していると思われる。

また本契約においては、広告費などの9割をしめる費用について県独自の積算をすることなく、受託業者の提出した再委託先の見積額をそのまま、予定価格にしている。つまり設計そのものをしていない。算定資料のひとつが宅建業協会から出されているが、委託先が再委託先から取った見積書をそのまま委託先からの見積もり内容として採用している。同じ内容であっても県が独自に見積もりを取って比較、検討した上で、設計金額を決める必要がある。

② なお、今回の外部監査人の照会に対し、再委託について予めの承認申請と承認があった事を証する書類が提出されたが、これは広島県の内部監査において、事前に口頭による承諾はしているものの書面による承諾がないことが指摘されたため、後日、次年度以降の事務処理を正しく行うため作成したものである旨の報告が担当部署からなされた。

(3) 指摘事項／意見

① 【指摘】

予定価格は、設計金額を検討して決める必要があるが、設計書の作成や設計金額の算定がされてないにもかかわらず予定価格調書を作成していることは、契約規則18条に違反している。

② 【意見】

設計金額算定に際しては、委託先が再委託先から取った見積書をそのまま委託先の見積書として採用するのではなく、県が独自に見積もりを取って検討した上で決める必要がある。

③ 【意見】

広島県の内部監査において指摘されたとおり、口頭による承認は誤解を招く恐れがあるので、再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。

部局・委員会名	農林水産局	契約No.	23
部課名	農林整備部農林整備管理課		
委託業務の内容	集排機器単価実態調査業務		
委託先名称	(財)建設物価調査会中国支部		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,974,000円		

(1) 委託業務の詳細

平成20年度に、広島県内で実施する農業集落排水事業関係工事で使用する機器の設計単価を定めるため、市場取引価格の調査を行うことを内容とする業務である。

なお本件は、①調査目的は、「平成20年度に広島県内で実施する農業集落排水事業関係工事で使用する機器の設計単価を定めるため、市場取引価格の調査を行う。」ことにあり、②調査方法は、「『日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様』および『農業集落排水事業設備機器仕様』により調査対象業者を選定し、面接調査を行うことを原則とするが、面接調査が不可能な場合は、調査票留置後、郵送による回収又は通信による調査を行うものとする。」とされ、③調査区域は、「広島県全域」とされている。

(2) 問題点・問題の状況

本件では、指名競争における指名の理由として、一定の選定基準を満たす対象者140人から、経済調査・価格調査を希望しない者107人などを除き、さらに中国地方の国・県において価格実体調査業務の元請け施行実績がないもの8人を除いて、(財)建物物価調査会中国支部(以下ここではA社という)と(財)経済調査会中国支部(以下、ここではB社という)の2者に絞っている。

そして参考見積金額は、B社がA社の見積を著しく上回っていた。その結果、見積金額の安い方のA社の見積をもとに設計金額を算定した。入札

金額は、A社188万円に対しB社380万円(税抜き)と約2倍であり、安い入札をしたA社と契約したのであるから、本件だけの契約締結方法をみれば、不自然ではない。しかし、これとほぼ同種の業務委託であるN○24の契約と比較すれば、極めて不自然な現象が見えてくる。即ち下表のとおり、毎年B社の入札金額はA社の約2分の1とされ、安く入札した業者(B社)が落札している。これに対しN○24の契約の推移をみると、下表のとおり、逆に毎年A社の入札金額はB社の約2分の1とされて、安く入札した業者(A社)が落札している。

契約N○23の入札金額の推移表

単位：千円

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
A社	2,050	2,000	1,900	1,900	1,880
B社	—	3,700	3,600	4,000	3,800

※平成15年は随意契約であり見積金額である。

契約N○24の入札金額の推移表

単位：千円

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
A社	—	3,970	4,100	3,600	3,694
B社	1,800	1,700	1,700	1,800	2,000

※平成15年は随意契約であり見積金額である。

両契約とも平成15年度は、随意契約であったが、そのとき高い見積を提示した業者(N○23ではA社、N○24ではB社)に対する聞き取りの結果、いずれも業者から「この程度でないと業務を遂行できません。」という同じ答えがあり、2者の見積に著しい乖離があるため、高額な見積をした業者に「除外しても良いか。」と質問を發したところ、いずれも「除外していただいて差し支えありません。」と同じ回答があったため、安い見積を出した業者(N○23ではB社、N○24ではA社)を随意契約の相手方と選定するとされた。その後は常に、両契約は、この2者だけの指名競争入札が行われている。

しかし、両契約の設計金額金額の決め方には大きな差はない。

即ち、N○23の設計金額の算定は、「土地改良工事基準(調査・測量・設計)に基づき行ったが、標準歩掛については制定されていないため、同様の業務の執行の実績があるA社とB社の2者から、参考見積を徴取し、経済的となるA社の歩掛を用いて算出した。なお、技術者単価は広島県で

定めているため、これを使用した。」とされている。これに対し、N○24の設計金額の算定は、「A・B2社から参考見積を徴取したところ、A社3,694千円、B社2,821千円、このため、B社の歩掛けを用い単価については広島県の労務単価を使用して設計金額の算定をした」とされている。

このようにN○23とN○24契約の設計金額は大きく異なる基準を用いて積算をしているわけではないのであるから、2つの契約で、専門家である業者が全く逆に2倍の見積もりを出し合っていることは不自然である。落札率をみても、平成19年度は結局99.1%と高くなっている。また、平成15年度のことではあるが、約2倍も高い見積書を提出した業者（N○23ではA社、N○24ではB社）からは、「この程度でない」と業務を遂行できません」と全く同じ回答をしていたのも、不自然である。それならば、落札した業者は、業務を遂行できない価格であることを知りつつ安い金額で入札したことになるのではなかろうか。

こういう状況が生ずる理由は、指名競争入札の業者を絞る段階で、「中国地方の国・県において価格実体調査業務の元請け施行実績がないものを除く」という要件を課すため8人が排除され、A・B2社だけに絞られ、互いにいわば縄張りを荒らさない配慮がされたため全く競争原理が働かなくなっているのではないかと考えられる。これでは、施行能力があっても中国地方の国・県からの元請け施行実績がないものは、永遠に新規参入はできないことになる。そこでA・Bの2者だけでなく、より多くの者による競争が可能な状態に改善する必要がある。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

N○24の契約と比較すると、指名競争入札における相手方選定過程に不自然なものがあるから、調査をしたうえで、「中国地方の国・県からの元請け施行実績がない者」を指名対象から排除しない方向で、指名競争入札における指名業者選定の基準を見直すべきである。

部局・委員会名	農林水産局	契約No.	24
部課名	農林整備部農林整備管理課		
委託業務の内容	建設資材単価実態調査業務		
委託先名称	(財) 経済調査会中国支部		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	2,100,000円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は広島県農林水産部が発注する公共土木工事の実設計書の作成に使用する農林資材単価表の単価を決定するため、県内全域で市場取引価格の調査を行うことを内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

設計金額の算定はA・B2社から参考見積を取得したところ、A社282万1000円、B社369万4000円このため、A社の歩掛けを用い単価については広島県の労務単価を使用して設計金額額の算定をしたとある。

N○23契約と指名業者が同じ2社であるが、見積金額が逆転している。A社369万4千円とB社200万円(税抜き)と約2倍になって、B社が落札している。N○23で述べたと同じ理由で、この契約の相手方選択に過程に不自然さがある。また、指名競争入札の業者を絞る段階で、「中国地方の国・県において価格実態調査業務の元請け施行実績がないものを除く」という要件を課すため8人が排除され、A・B2社だけに絞られ、競争原理が働かなくなっていると考えられる。そこで2者だけでなく、より多くの者による競争が可能な状態に改善する必要がある。

(3) 指摘事項/意見

【意見】

N○23の契約と比較すると、指名競争入札における相手方選定過程に不自然なものがあるから、調査をしたうえ、「中国地方の国・県からの元請け施行実績がない者」を指名対象から排除しない方向で、指名競争入札における指名業者選定の基準を見直すべきである。

部局・委員会名	農林水産局	契約No.	35
部課名	農林整備部林業課		
委託業務の内容	森林計画情報システム運用保守整備業務		
委託先名称	(株)パスコ広島支店		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	2,205,000円		

(1) 委託業務の詳細

本業務は、平成17年度及び18年度森林計画情報システム開発業務により導入されたシステムである森林計画情報システムプログラムの、システム運用支援とシステム改良を内容とするシステム運用保守業務である。

(2) 問題点・問題の状況

平成17年度システム導入時に、プロポーザル方式を採用した受託者が本業務の受託者と決まった後は、同じ会社が、プログラム保守業務を受託している。同一業者に対して随意契約で委託をする理由は、「『本システムの各種プログラム及びシステムの著作権が受託者にあり、その承諾がない限り他社がそれを利用することはできない。業務内容は軽微な機能改良をする業務であり、他社がシステムの改良を行うことはできない。仮に『他社がシステムの改良を行って不具合が発生した場合、契約上の瑕疵担保請求はできない。』とされているため、受託者以外には契約できない。」とされている。

この種の情報システムプログラムの運用保守業務は、随意契約で同じ業者に発注せざるを得ないものが多いが、システムの導入時に、将来の保守に要する費用(ライフサイクルコスト)の予測は不可能ではなく、およその積算は可能であろうから、プロポーザルの段階でライフサイクルコストを含めた提案を求め、契約の相手方を選定することが必要である。しかし本件は、既存のシステムプログラムの運用保守業務であるから導入時とは事情が異なっており、今後の委託契約については、専門家の審査による契約金額の妥当性を検証する必要がある。

(3) 指摘事項/意見

【意見】

C I Oによる審査の下で、契約金額の妥当性の検証をすることが望ましい。

部局・委員会名	農林水産局	契約No.	37
部課名	農林整備部林業課		
委託業務の内容	森林簿異動状況調査業務		
委託先名称	(株)ミィ・オフィス		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,861,650円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は、19年度の森林簿異動状況の調査業務である。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 森林簿は、広島県に所属する森林だけでなく、個人の所有に係る森林で、広島県の保安林等の指定を受けている森林も含むものであり、当然に個人情報扱うこととなる。したがって森林簿の調査業務は個人情報保護の基準にしたがって行われなければならないものと考えられる。
- ② 本件は、再委託について、事実上、書面による事前の承認をとっているので運用上の問題はないものの、契約文言では、書面による承認を要求していないので口頭でも許されることになっている。しかし書面による承諾を必要とする条項がないために、承諾の有無が不明確になるというおそれがある。

(3) 指摘事項／意見

① 【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

② 【意見】

再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨、契約文言に明記すべきである。

部局・委員会名	農林水産局	契約No.	45
部課名	農林整備部森林保全課		
委託業務の内容	県営林管理業務		
委託先名称	(財) 広島県農林振興センター		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	15,049,650円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は広島県の県営林の長期にわたる分収造林契約に基づき、森林の経営・管理を行うための事業の設計書を作成し発注することを内容とする業務である。

県営林は県内に70事業区、5910ヘクタールが広範囲に散在し、分収造林契約に基づき35年から70年を越える長期的な森林の経営・管理を行っており、また事業の内容は多岐にわたっており、広範囲な事業区で計画的な事業の実施が必要である。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 本件委託契約は、平成16年以後、(財) 広島県農林振興センターに対し随意契約で委託している。これは県営林事業と同センターの森林整備事業の一体的推進による業務の効率化を図るためである(平成10年3月の広島県森林整備懇談会提言に基づく)から、随意契約を必要とする理由や相手方選択の理由に問題は無い。

平成15年度から平成19年度まで5年間のこの事業の委託料の推移をみると、

平成15年	26,490,000円
平成16年	21,870,000円
平成17年	19,560,000円
平成18年	16,032,000円
平成19年	15,043,000円

と5年間で1000万円以上も削減されている。これは県との協議により、業務量と人員配置の見直しが行われてきた結果であろうから、好ましい傾向である。

しかし、平成19年度は、設計金額(契約金額とほぼ同額)約1580万円のうち受託者のプロパー職員2人の人件費に1133万円(71%)

を使い、残りの約447万円（29%）の中から、仕様書及び県営林実施基準に記載された風倒木整理、植栽及び保育に関する事業、林道の維持補修などの業務が再委託されている。

再委託に出される作業の単価表はあるものの、プロパーの職員2名の人件費については単価表はない。この2名の職員の各月の旅費集計表から、その活動がある程度判るが、活動実績をみると合計2回乃至14回の県内各地の県営林巡視等である。その1133万円の人件費は、受託者の定めた職員の給料を100%負担するという内容になっているから、業務量からみて委託料の妥当性について継続的な見直しをする必要があると考えられる。

- ② 契約書5条では「委託事業の処理を自ら行うものとし、事業の全部を第三者に委託してはならない」と規定する。そして本件に関する照会に対する回答では、「再委託はしてない」とされているが、提出された資料には下記5者作成の請書が提出されているから再委託がされたことは明らかである。つまり本件委託契約は、契約金額約1580万円のうち金額約447万円（委託料の29%）の中から、仕様に記載された全部の作業を、備北森林組合、株式会社橋本建設、志屋生産森林組合、広島市森林組合、三次地方森林組合に再委託（請書の金額の合計は金2,749,950円）している。

これは、前記契約条項を、全部ではなく一部なら再委託をすることができると反対解釈をし、しかも承諾は不要と解しているものと推測されるが、「委託事業の処理を自ら行うものとし」という文言からは、一部の再委託が可能ということにはならないと考える。このように実体は契約書の文言と食い違っており、再委託の承認の有無が曖昧になっている。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

委託料は県との協議により、業務量と人員配置の見直しが行われ委託料の削減がされてきているが、今後もこのような業務量と人員配置の見直しを続けることが望ましい。

②【意見】

再委託は、原則として禁止すること。例外的に再委託をする必要があれば、予め書面による承諾申請と承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。

部局・委員会名	広島地域事務所	契約No.	135
部課名	農林局林務第一課		
委託業務の内容	H19年度 宮島公園松くい虫防除緊急対策事業		
委託先名称	(有)宮島建設工業		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	2,793,000円		

(1) 委託業務の詳細

本件は、松食い虫の被害を受けて枯死した松に薬剤を散布し、樹皮下に穿孔しているマツノマダラカミキリを駆除する事を目的とし、立木の伐倒及び薬剤散布により事業を実施することを内容とする業務である。

農林局林務第一課の説明では、「業務内容は、民家に近いところを重点的に伐倒・集積・島外搬出処理するとともに、マツノマダラカミキリ虫の生息の可能性が懸念される一部被害木に対し、蔓延を防止するため薬剤くん蒸処理するものである。主たる作業は伐倒であり、作業中民家や電線への被害を防止するため吊り伐り、引き伐りなどの特殊な技術と、重機等による作業が必要になる。また、宮島は、自然公園法・都市公園法・文化財保護法・都市計画法の制約がある。」とある。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 当初契約は、随意契約で12月20日約233万円にて締結されたが、約1ヶ月後の翌年1月21日には約279万円に変更契約が締結されている。当初契約は、予定価格が250万円を超えないという理由で随意契約をしている。

しかし、地方自治法施行令第167条の2第1号、契約規則29条の別表によれば、委託契約では予定価格が100万円を超えないものは、随意契約をすることはできるが、その額を越える予定価格の場合、原則として一般競争入札によると定められているから、随意契約をしたことは違法である。

- ② また随意契約における業者選定の具体的理由は、前記業務内容を根拠にして「島内の事情に精通している島内業者で、過去に当該事業の施行実績がある業者2社を選定した。」という。しかし主たる作業は伐倒であり、作業中民家や電線への被害を防止するための吊り伐り、引き伐り、重機等による作業、集積・島外搬出処理、一部被害木に対し蔓延を防止

するため薬剤くん蒸処理などの業務内容からみて、島内の事情に精通している業者が望ましいことは否定しないが、必ずしも島内の業者に限らなければならない必要性が強いとは考えられない。

(3) 指摘事項／意見

①【指摘】

予定価格が100万円を超える委託業務を、随意契約にしたことは、地方自治法施行令第167条の2第1号、契約規則29条違反である。

②【意見】

随意契約の対象業者を、島内の業者に限ることなく近隣の市町を含めて広い範囲から選定することを検討すべきである。

部局・委員会名	呉地域事務所	契約No.	158
部課名	農林局農村整備第二課		
委託業務の内容	県営中山間地域総合整備事業尾立地区農地造成工事		
委託先名称	(財)広島県農林振興センター		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	18,553,500円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は県営中山間地域総合整備事業尾立地区における農地造成工事で、造成された畑面を営農可能なものとするために土層改良を行うことを内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

受託工事約款第9条には、再委託については、受託者から、再委託の受任者に関する一定事項（建設業の許可番号，下請負金額，下請部分の工事内容など）を通知しなければならないと定めてあり，書面による承諾を要するとはしていない。実務上は，同約款9条に基づく下請け人名簿をもって通知をしているが，予め書面による承諾をした事を証する書面ははなく，口頭でされているようである。このままでは承諾の有無が曖昧になるおそれがある。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

再委託の承諾は、予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。

部局・委員会名	尾三地域事務所	契約No.	296
部課名	農林局農村整備第2課		
委託業務の内容	ほ場整備川尻地区整地工事		
委託先名称	(財) 広島県農林振興センター		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	27,772,500円		

(1) 委託業務の詳細

この業務はほ場整備事業川尻地区整地工事において、営農地の区画整理工事(整地工事)を行うことを内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 随意契約を必要とする理由は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適さないとき)具体的には「整地工事が整備後の営農に多大な影響を与えるため営農機械の落ち込み防止等に配慮した高度な施工技術を有した者が施工する必要がある。」とする。また、相手方を(財)広島県農林振興センターとした選択理由は、「(財)広島県農林振興センターは、県が出資した公益法人であり、多年にわたり整地工事に携わり豊富な経験と優秀な技術を保有していることから、迅速で的確な工事が期待できるから」としている。

この随意契約を必要とする理由や相手方選択の理由に、明らかな問題があるわけではないが、特記仕様書の工事内容は、整地、構造物の取り壊しなどであり、委託契約第9条では、これらの業務を予め県に対し通知することによって、再委託に出すことや下請業者に工事を発注することが可能とされているから、再委託先業者も競争に参加できるような競争入札をすることが、可能ではないかと考えられる。その意味では、随意契約を必要とする理由や、相手方選定の理由に疑問がある。

- ② 委託契約書付属の委託工事契約約款第9条では、一括委託を原則として禁止するという、契約規則で要請する条項になっておらず、受託者が、県に対し、予め受任者又は下請人に係る事項として、名称、下請金額、下請

部分の工事内容などを通知さえすれば、再委託や再下請けが可能になっている。書面による承諾を必要とする条項がないために、承諾の有無が不明確になるというおそれがある。

広島県契約規則で求めるのは、一括再委託は原則禁止であり、例外的に、県の予めの承諾がある場合にかぎり再委託を許容するものである。またその承諾は、書面によることが望ましい。そうでなければ、承諾の有無が曖昧になるからである。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

競争入札をすることを検討すべきである。

②【意見】

契約書には、再委託は、原則として禁止する旨を明記するとともに、再委託をする場合は、予め承認申請をして県の書面による承諾を得る必要があることを明記すべきである。

部局・委員会名	尾三地域事務所	契約No.	304
部課名	農林局農村整備第1課		
委託業務の内容	ほ場整備箱地区換地処分等事務委託		
委託先名称	世羅町		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,265,766円		

(1) 委託業務の詳細

この業務は広島県営土地改良事業換地事務取扱要領及び換地計画実施要領に基づき、換地計画書作成、換地契約決定、分筆登記、換地処分、換地処分登記を行うことを内容とする業務である。

(2) 問題点・問題の状況

① 本件は、再委託について、事実上、書面による事前の承認をとっているので運用上の問題はないものの、契約文言では、書面による承認を要求していないので口頭でも許されることになっており、書面による承諾を必要とする条項がないために、承諾の有無が不明確になるというおそれがある。

② 本契約17条に、個人情報保護に関する規定があるが、広島県個人情報取扱委託基準の示す別記特記事項とは、若干の違いがある。平成17年度に広島県個人情報取扱委託基準の改訂に伴い別記特記事項も追加強化されたので、本来は平成18年度契約分から別記特記事項も改めるべきであった。業務は平成19年度にも継続しているが、平成18年度契約の変更契約によって対応したため、旧様式が適用されていたとの回答を得ている。損害賠償条項などが欠落しているので、改訂後の別記特記事項をつけるほうが好ましい。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨、契約文言に明記すべきである。

②【意見】

個人情報保護に関する規定があるが損害賠償条項などが欠落しているので、17年度に広島県個人情報取扱委託基準の改訂後の別記特記事項をつけるほうが好ましい。

5 土木局・都市局

(1) 土木局・都市局特有の問題

平成19年度中に100万円以上支出した委託契約の件数は1,624件、その金額の合計は、約227億6900万円であった。この中で随意契約の割合は、件数では約19.5%、金額では約47.7%となっている。

指摘したものは、指名競争入札に関する1件(N○1888)と再委託の事後承認型2件(N○2447, N○2448)であった。意見を述べたものは、①随意契約を必要とする理由に問題があるとしたもの1件(N○250)、②再委託に関し意見を述べたもの5件(N○87, N○159, N○212, N○215, N○2449)、③個人情報保護条項に関し意見を述べたもの3件(N○32, N○46, N○250)などが見受けられた。④このほかに、土木局・都市局の5件(N○159, N○212, N○215, N○1628, N○1629)は、委託契約と称しながら、実体が建設工事的なものであるからとの理由で、提出書類をすべて建設工事に準じて作成することと決めていることに伴う問題がある。これは土木局・都市局特有の問題であるが、第3の4において述べたとおりである。

業務内容は、請負工事ではなく設計のようであり請負工事の内容や契約の同一性にさえ疑問を抱かせるものになっている。

これらの事務処理をみると、独自の解釈に基づく処理の杜撰さが感じられる。

そこで、上記の各契約については、各論において、以下のような意見を述べる。

(B) 各契約について

部局・委員会名	土木局	契約No.	32
部課名	総務管理部技術企画課		
委託業務の内容	土木技術専門研修企画運営業務委託料		
委託先名称	(財) 広島県建設技術センター		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	17,533,950円		

(1) 委託業務の詳細

本件の業務内容は、土木技術専門研修企画運営業務である。

ここで受託先である財団法人広島県建設技術センターは、他にいくつかの金額的に大きな委託契約の受託先となっているので、ここで同財団について述べる。

同財団は、平成3年3月25日「建設事業における技術水準の向上を図るとともに、広島県内の地方公共団体が施行する建設事業の円滑で効率的な執行を支援し、もって良質な社会資本の構築に寄与することを目的」として設立された。

広島県と社団法人広島県土木協会が出捐団体となり、基本財産は5000万円である。

事業内容の中に、

ア 建設事業に係る技術等の研修、相談及び研究、

イ 災害等緊急時における地方公共団体への支援

ウ 建設事業に係る調査設計、調査設計管理、設計積算、施工管理及び建設事業の総括監理の受託

エ 電算による積算システムのための単価・歩掛データの市町への提供

オ 建設事業に係る図書の出版、販売

などがある。

平成20年度の事業計画書では、「平成20年度は、県内の建設事業の円滑で効率的な執行を積極的に支援する。」としているが、出資法人の見直しにより財団法人広島県建設技術センターは、平成21年末に解散予定である。

(2) 問題点・問題の状況

本契約の契約書12条(2)守秘義務の箇所に、「土地の所有者の個人情報保護」の文言があり、個人情報を取り扱うことが想定されているが、契約書に個人情報保護に関する条項を明記していない。

なお、委託先の(財)広島県建設技術センターの人件費の負担を過分にしていないかを検討したが、人数は、仕様のおりにされ、人件費単価は、「業務関係標準積算基準書」を使用しているため、問題は見当たらなかった。

また、「センター委託 設計書数量算出表」に出てくる「諸経費」が、直接人件費の $\times 100 / 100\%$ となっている根拠は、「業務関係標準積算基準書」(公表されている)に基づく。これには、財団法人に対し委託する場合と建設コンサルタントに対し委託する場合で、割合が違うように定められており、問題は見当たらなかった。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	土木局	契約No.	46
部課名	土木整備部道路整備課		
委託業務の内容	平成19年度橋梁維持管理基本計画検討業務		
委託先名称	(財)広島県建設技術センター		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	10,920,000円		

(1) 委託業務の詳細

本件の業務内容は、橋梁維持管理基本計画検討業務であるが、詳細は、特記仕様書によれば、委託業務は、調査職員の指示により次の事項を実施し、その結果を速やかに調査職員に協議又は報告を行なうものとする。

①発注者と業務着手時、中間時、完了時の計12回の打合せを行なう。

- ② 橋梁点検業務調査管理業務
- ③ 橋梁アセットマネジメントシステム管理補助業務
- ④ 橋梁維持管理基本計画（長寿命化修繕計画）検討業務
- ⑤ 橋梁の基礎データ収集要領（案）策定業務

随意契約を必要とする理由は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」とされ、その具体的な随意契約を必要とする理由の内容としては、「橋梁維持管理基本計画は、本県の予算措置、執行体制等を考慮した計画であるとともに、特定の業界・企業に利することの無いよう公平・中立的な視点に基づいて検討を進める必要がある。したがって、土木行政を補完するとともに、公共事業の執行においての先導的な役割を果たす目的をもって設立された公益法人であり、平成18年度も業務受託し、アセットマネジメントシステムの基礎となる橋梁点検・諸元データ収集マニュアルを作成し、そのデータを一括して管理（点検結果の集約、内容の確認および整合性のチェック、取りまとめ等）するなど、業務委託内容全般について熟知し、行政的判断もできる財団法人広島県建設技術センターが唯一契約対象であり、同センターを選定するものである。」とされる。

しかし、No32で述べたとおり、出資法人の見直しにより財団法人広島県建設技術センターは、平成21年末に解散予定である。

（2）問題点・問題の状況

- ① 「業務実施報告書」など成果物を引き渡す契約であるが、著作権の帰属条項、瑕疵担保条項が、明記していない。
- ② 広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項添付されているが、その根拠となる契約書本文には、第12条に「秘密の保護」と題する条項はあるものの、別記特記事項を引用した個人情報保護に関する条項がない。

（3）指摘事項／意見

①【意見】

成果物を引き渡す契約であるから、著作権の帰属条項、瑕疵担保条項を明記すべきである。

②【意見】

広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項添付されているが、その根拠となるべき契約書本文に個人情報保護規定がないから、契約書に広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	土木局	契約No.	87
部課名	空港港湾部空港振興課		
委託業務の内容	広島空港連絡歩道橋管理業務		
委託先名称	広島空港ビルディング㈱		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	7,630,956円		

(1) 委託業務の詳細

広島空港利用者のため、バリアフリー等を考慮して設置された広島空港ターミナルビルと駐車場を結ぶ連絡歩道橋等の維持管理を行う事を目的としており、業務の内容については、次のとおりである。(1) エスカレーター、エレベーターの保守点検管理(月1回)・清掃(毎日1回)(2) 消防設備の保守点検管理(定期点検年2回を含む。)(3) 清掃(毎日1回)※エスカレーター、エレベーターの清掃は除く。(4) 照明等の消耗品の交換(随時)(5) 警備及び日常の管理(6) 電気料金の支払(請求時)

(2) 問題点・問題の状況

広島空港ビルディング㈱が、その所有する旅客ターミナルビルと一体的に管理することにより、連絡歩道橋部分のみを直接県が管理するよりも経費節減ができるため、という理由で再委託をしているが、本件は、口頭で再委託の承認をしている。契約文言上は書面による承諾を要求していないので、契約違反ではないが承諾の有無が不明確になるおそれがある。

(3) 指摘事項/意見

【意見】

再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。

部局・委員会名	土木局 農林水産局	契約No.	159
部課名	広島港湾振興局		
委託業務の内容	暫定栈橋等管理業務		
委託先名称	金山建設(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,901,550円		

(1) 委託業務の詳細

五日市漁港の暫定栈橋等管理業務である。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 港湾振興局の回答によると、これらの契約の実体が建設工事的なものであるとの理由で、提出書類をすべて建設工事に準じて作成することと決め、「建設工事請負契約約款では、受注者は下請人を発注者に通知(=下請人名簿の提出)することになっている」として、下請人名簿をにより、業者から通知を受ける事を再委託の申請と同視し、当該名簿により局内の決済を受け、口頭で承認の通知をしており、書面による承諾をしていない。

この点は、第3の4で共通の問題点として述べたとおりである。

即ち①業務委託契約書には、建設工事請負契約約款を適用するとの明文はない。また、実体が建設工事的なものであれば、形式が委託契約であっても契約規則を離れて建設工事請負契約約款を適用することができるという根拠はない。しかし、これらの契約では、当然に建設工事請負契約約款を適用するかのように、下請人名簿には、「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言が印刷されている。こういう処理は、実体が建設工事的なものであれば委託契約であっても当然に建設工事請負契約約款を適用できるという誤った解釈に原因があると思われる。

委任契約であれば、契約の中で再委託は予め書面による承諾を必要とすると明記すべきであるし、また実体が建設工事請負なのであれば、工事請負契約にすべきである。

- ② また、契約の名称からは、委託業務の実体が建設工事的なものとはわからない。本件契約(N o 159)は原契約の契約の名称は「暫定栈橋等管理業務契約」とあったが変更後の契約の名称は「土木設計等委託変更契約」となっており、原契約も変更後の契約も到底、建設工事請負契約の

内容を想像させる内容ではない。変更された前後の契約名称だけみると、請負工事の内容や契約の同一性にさえ疑問を持たざるを得ない。

このように契約の名称が、業務委託契約を想像させる名称であっても、契約の実体が委託であるか請負であるかが、計り知れないのでは、契約の実体の判断をしないと適用すべき約款がわからないことになる。契約の実体が建設工事的なものであるかどうかの判断は、発注者が独自にすることになるが、そこに一定の基準はないから、再委託の承諾手続も不明朗にならざるを得ない。そのため次のような弊害を生ずるおそれがある。

すなわち本件契約とは逆に、実体が委託の場合であっても建設工事請負の名称をつけるなら、100万円を越えるものであって250万円を越えない場合は、地方自治法施行令、広島県契約規則上、委託契約であれば随意契約はできないのに随意契約をしても容易に発見できなくなってしまう。

再委託の申請を下請人名簿の提出ですませ、承認は口頭で足るという処理もこのような発注者の独自の解釈が原因となっていると考える。

これらの事務処理をみると、独自の解釈に基づく処理の杜撰さが感じられる。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。

②【意見】

業務委託契約に、建設工事請負契約約款を適用するのであれば、誤解を招くおそれの無いように、契約書に「建設工事請負契約」を適用する旨の文言を明記する必要がある。また建設工事請負契約約款を適用しないが、建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するのであれば、下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除しておくべきである。

部局・委員会名	土木局 農林水産局	契約No.	2 1 2
部課名	広島港湾振興局		
委託業務の内容	港湾・漁港・海岸構造物補修委託（2工区）		
委託先名称	(株)砂原組		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	22,876,350円		

(1) 委託業務の詳細

履行場所を安芸郡坂町水尻とする港湾・漁港・海岸構造物補修業務（2工区）業務である。

(2) 問題点・問題の状況

港湾振興局の回答によると、これらの契約の実体が建設工事的なものであるとの理由で、提出書類をすべて建設工事に準じて作成することと決め、「建設工事請負契約約款では、受注者は下請人を発注者に通知（＝下請人名簿の提出）することになっている」として、下請人名簿をにより、業者から通知を受ける事を再委託の申請と同視し、当該名簿により局内の決済を受け、口頭で承認の通知をしており、書面による承諾をしていない。

この点は、No159、No212、No215の契約に共通の問題点である。

具体的問題状況も、No159に述べたと同じである。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。

②【意見】

業務委託契約に、建設工事請負契約約款を適用するのであれば、誤解を招くおそれの無いように、契約書に「建設工事請負契約」を適用する旨の文言を明記する必要がある。また、建設工事請負契約約款を適用しないが、建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するのであれば、下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除しておくべきである。

部局・委員会名	土木局 農林水産局	契約No.	215
部課名	広島港湾振興局		
委託業務の内容	小用港（切串地区）他 港湾・漁港・海岸構造物補修 他工事（年間委託）		
委託先名称	山根建設(有)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託 料支出金額（税込）	4,042,500円		

(1) 委託業務の詳細

履行場所を江田島市江田島町切串とする小用港（切串地区）他の港湾・漁港・海岸構造物補修他工事（年間委託）である。

(2) 問題点・問題の状況

港湾振興局の回答によると、これらの契約の実体が建設工事的なものであるとの理由で、提出書類をすべて建設工事に準じて作成することと決め、「建設工事請負契約約款では、受注者は下請人を発注者に通知（＝下請人名簿の提出）することになっている」として、下請人名簿をにより、業者から通知を受ける事を再委託の申請と同視し、当該名簿により局内の決済を受け、口頭で承認の通知をしており、書面による承諾をしていない。

この点は、N o 1 5 9，N o 2 1 2，N o 2 1 5 の契約に共通の問題点である。

原契約の契約名「小用（切串地区）他，港湾・漁港・海岸構造物補修他工事契約」は，変更契約の契約名「土木設計等委託変更契約」と名称が異なる点が違うだけで，具体的問題状況も，N o 1 5 9 に述べたと同じである。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。

②【意見】

業務委託契約に，建設工事請負契約約款を適用するのであれば，誤解を招くおそれの無いように，契約書に「建設工事請負契約」を適用する旨の

文言を明記する必要がある。また建設工事請負契約約款を適用しないが、建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するのであれば、下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除しておくべきである。

部局・委員会名	土木局	契約No.	250
部課名	広島港湾振興局		
委託業務の内容	廿日市地区小型船舶特定施設維持管理		
委託先名称	NPO広島県海洋性レクリエーション活動の健全な発展を図る会		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	9,600,000円		

(1) 委託業務の詳細

施設管理業務週間従事表によると、日々の業務は「清掃、巡回点検、事務」が大部分である。

特定非営利活動法人「広島県の海洋性レクリエーション活動の健全な発展を図る会」（以下「当該NPO法人」という。）は、廿日市ボートパーク（BP）の施設利用者自ら設立・構成・運営されたNPO法人である。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 随意契約を必要とする理由は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当するとされ、その具体的理由として「県では港湾施設の維持管理について、積極的にNPO法人に委託するという方針を定めており、これに基づいて随意契約によりNPO法人へ委託している。」とし、さらに、（ア）当該NPO法人は、廿日市BPの係留施設の損傷等について、適切に把握できるだけの知識、技能、経験を有したNPO法人であること、（イ）廿日市BPの巡回点検・清掃業務を一体として実施できる能力をもつ同等の能力をもつNPO法人が廿日市BP利用者内にないこと、また、業務の実施の申し出もないこと、（ウ）当該NPO法人は、県との契約以上の業務を自主的に実施していること、（エ）台風・災害時など緊急となりかねない状況下でも、県と利用者とのクッションとなること等を挙げている。

しかし、施設管理業務週間従事表によると、日々の業務は、「清掃、巡

回点検、事務」が大部分であるから、当該NPO法人に限るべき理由は薄弱である。競争入札を採用しても、業務に支障が生ずるとも考えられない。

- ② 港湾施設の維持管理は、個人情報を取り扱う事務が入る可能性があると考えられるが、個人情報保護に関する条項が契約書にはない。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

随意契約を必要とする理由に疑問がある。競争入札を検討すべきである。

②【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	芸北地域事務所	契約No.	1101
部課名	建設局建設総務課		
委託業務の内容	庁舎管理業務委託		
委託先名称	(株)ヒューマックス		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	5,722,500円		

(1) 委託業務の詳細

芸北地域事務所加計分庁舎管理業務である。

建築物等清掃、空調設備点検保守、植栽維持管理、消防設備保守点検などの業務を含む総合管理である。

(2) 問題点・問題の状況

一般競争入札であり、設計金額と予定価格が同額であるのに、落札率は非常に高くなっている。これは芸北地域は、広島市など都市部から遠隔地にあるため入札参加業者数が少なく、そのため競争原理が強く働かないということが原因であろうと思われる。

もっとも過去5年間の執行記録の入札業者をみると広島市に本拠地を置く業者が多い。平成14、15年度は7者、平成16年は、5者であったが、入札した業者の入札価格は、ヒューマックス社以外は全て予定価格

を上回っていた。また連続年契約（2年契約）になった平成17年度は2者、平成19年度は1者と入札参加業者が減って落札率は高止まりしている感がある。

本件は予定価格を設計金額と同額とする庁舎管理における「広島方式」という方式である。広島市内のように業者が多く競争原理の強く働く地域では、予定価格を設計金額と同額としても自ずと落札率が下がり、市場価格が形成されるが、入札参加業者が少なく競争原理の強くない地域では、市場価格を離れて落札価格が高止まることが考えられる。

総合管理といっても建築物等清掃、空調設備点検保守の2業務で設計金額の80%をしめている。そして委託設計書によると、設計金額に対する直接労務費は、建築物等清掃では約69%、空調設備点検保守では約71%をしめている。このように庁舎管理業務は、総じて設計金額の大部分を労務費で占めている。こういう業務委託に県下統一の仕様書と積算基準を適用して設計金額を積算するのであるから、県下の地域毎の競争性の差以外に落札率に差異が生ずる理由はないはずである。

しかるに広島本庁における庁舎清掃業務では50%を割り込む落札率が出てきている（その程度の落札率が適正であると決め込むわけではないが）ことと比べて、本件（芸北地域事務所加計分庁舎管理）の落札率は、平成14年度以降、98%、99.9%、99.5%、92%、今回が90%と毎年90%を越える落札率で推移しているのは、本件が、予定価格に近いところで高止まりしていると判断しても間違いではなかろう。これは、設計金額金額＝予定価格とする広島方式が競争性の低い地域で適用されることによる弊害が現れていると考えざるを得ない。もともと設計金額が市場価格より高くなっているとすれば無視できない問題である。

設計金額は、積算基準により自動的に算出されるものであるから、契約担当職員において、予定価格決定時に、設計金額から適度の減額をすることを検討すべきであると考ええる。

なお土木局は、公共工事における政府のガイドラインに沿って「歩切り」は慎むべきものという考えに立ち、設計金額から適度の減額をすることにも、反対している。しかし第3の3（2）ウで述べたとおり、政府のガイドラインにいう歩切りの概念には、設計金額から正当な理由に基づく適度の減額をすることは含まれていないと考えられる。

公共工事請負契約ではない委託業務契約において、契約担当職員が、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮すると共に、過去の落札率を比較するなどして市場価格を適正に判断して、設計金額から相当額の減額をして予定価格を決めることは許され

ないわけではなく、必要であると考え。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

設計金額が予定価格と同額にされており、調整が行われていないが、予定価格の決定にあたっては、予定価格から設計金額から適度の減額をすることを考慮する必要がある。

部局・委員会名	尾三地域事務所	契約No.	1628
部課名	建設局維持課		
委託業務の内容	急傾斜維持修繕業務委託（施設管理）		
委託先名称	(有)延広組		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	9,814,350円		

(1) 委託業務の詳細

池の浦地区他の急傾斜維持修繕業務である。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 本件契約は、下請人名簿を使用しているが、同じ書式の下請人名簿を使用しているN○159、N○212、N○215とは異なり、書面による承諾を取っている。本件は承諾の有無が書面により明確になっているので問題がない。

しかし、土木局全体としてみると、同種の下請人名簿を使用する場合に、本件のように書面による処理がされる一方で、承諾を当然の如く口頭で済ます場合（N○159、N○212、N○215）があり、一貫してないことがわかる。

下請人名簿を使用して、書面による承諾を取っていないケース（N○159、N○212、N○215）については、各契約の該当箇所の説明したとおりである。

- ② 下請人名簿には、「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言が印刷されており、前述したN○159、N○212、N○215等の契約と共通の問題点が見受けられる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

業務委託契約に、建設工事請負契約約款を適用するのであれば、誤解を招くおそれの無いように、契約書に「建設工事請負契約」を適用する旨の文言を明記する必要がある。また建設工事請負契約約款を適用しないが、建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するのであれば、下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除しておくべきである。

部局・委員会名	尾三地域事務所	契約No.	1629
部課名	建設局維持課		
委託業務の内容	急傾斜維持修繕業務委託（施設管理）		
委託先名称	㈱井上組		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	12,084,450円		

(1) 委託業務の詳細

古江浜東地区の急傾斜維持修繕業務である。

(2) 問題点・問題の状況

① 本件契約は、N○1628と同様に下請人名簿を使用しているが、同じ書式の下請人名簿を使用しているN○159、N○212やN○215とは異なり、書面による承諾を取っている。本件は承諾の有無が、書面により明確になっているので問題がない。

しかし、土木局全体としてみると、同種の下請人名簿を使用する場合に、本件のように書面による処理がされる一方で、承諾を当然の如く口頭で済ます場合（N○159、N○212、N○215）があり、一貫してないことがわかる。

下請人名簿を使用して、書面による承諾を取っていないケース（N○159、N○212、N○215）については、各契約の該当箇所の説明したとおりである。

② 下請人名簿には、「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言が印刷されており、前述したN○159、N○212、N○215等の契約と共通の問題点が見受けられる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

業務委託契約に、建設工事請負契約約款を適用するのであれば、誤解を招くおそれの無いように、契約書に「建設工事請負契約」を適用する旨の文言を明記する必要がある。

また、建設工事請負契約約款を適用しないが、建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するのであれば、下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除しておくべきである。

部局・委員会名	福山地域事務所	契約No.	1888
部課名	建設局維持課		
委託業務の内容	小山田川 坊寺排水機場ポンプ分解整備業務委託		
委託先名称	㈱山産福山営業所		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	6,405,000円		

(1) 委託業務の詳細

本業務は、坊寺排水機場1号ポンプ(横軸斜流ポンプ)の整備をし、劣化した部品の交換をするものである。交換部品については、設計図書に記載したのを見込んでいる。

(2) 問題点・問題の状況

指名業者対象者を決めた基準について、次のとおり説明されている。
第1段階として、下記①から③の選定基準を適用し、これを満たす資格者を90人とした。①機械器具設置工事において、格付Aに認定されている者(選定要綱6条1項)、②建設業法に基づく営業所を広島県内に有する者(選定要綱5条第5項第4号)、③機械機具設備工事の年間平均売上高が、請負対象金額以上である者。

次に第2段階として、①過去10年間に、広島県が発注した同種工事の元請施工実績を有しない者、②見積を辞退した者を指名しないという基準を決め、その基準を適用して87人を選定対象から除外した。その結果、指名業者を3者に絞っている。

排水機場1号ポンプ（横軸斜流ポンプ）の整備をし、劣化した部品の交換業務は、緊急性が生ずる事態があり得るにしても交通網の発達した現在、あまりに狭く地域的限定を加える必要はないし、また技術の進歩も著しいのであるから、常に新しい技術を導入する業者の算入に門戸を開いておくべきである。前記第2段階で設定された基準のうち、①「過去10年間に広島県が発注した同種工事の元請け施工実績を有しない者」を指名しないと定めて、僅かの既存業者だけに入札の機会を与え続けることは、既存業者の利益擁護であるとの批判も生じかねない。

建設工事指名業者等選定要綱（平成19年4月）の第5条5項（8）には、指名業者の選定における総合的判断の事項として「同種工事の経験」という項目が明記されているが、ここでは単に「同種工事の経験」と規定するだけで「過去10年間に広島県が発注した同種工事の元請け施工実績の有ること」などという厳しい限定は付けられていない。この選定要綱は、適正な施工の確保と経済性、効率性を考慮して公正かつ厳正に行われるために定められた要綱であるから、「排水機場ポンプの整備、劣化した部品の交換業務の特殊性を考慮しても、「過去10年間に広島県が発注した同種工事の元請け施工実績の有ること」という基準は、要綱の趣旨に反するということになる。

(3) 指摘事項／意見

【指摘】

「過去10年間に広島県が発注した同種工事の元請け施工実績を有しない者を指名しない。」という指名業者の選定基準が厳しすぎるため、事実上新規参加者の締め出しになっていると思われるので、基準を緩和する方法を検討すべきである。

部局・委員会名	土木部	契約No.	2447
部課名	砂防室		
委託業務の内容	通常砂防工事大通院谷川公衆トイレ新築工事に伴う実施設計委託		
委託先名称	(有)プラス建築設計事務所		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	945,000円		

(1) 委託業務の詳細

通常砂防工事大通院谷川公衆トイレ新築工事に伴う実施設計委託

(2) 問題点・問題の状況

発注者と受託者との間の本件業務委託契約は、平成19年6月1日に締結されている。その後平成19年6月15日に、受託者は再委託先の資料を発注者に提出し再委託の承認を求め、これを発注者は同日で文書により承認している。しかし受託者は、文書による承認を受けた日より前である同年6月13日付で委託先と再委託先業者との間で、再委託に関する委託書及び受託書を交わしている。

広島県契約規則第6条では、特別の場合を除き原則として再委託を禁止している。これを受けて、ほとんどの委託契約書では再委託を原則として禁止すると共に、再委託をさせる場合には書面による事前承認を求めている。再委託の発注時期は、再委託の承認を得た後を予定している。しかし本契約においては、受託者が発注者の再委託承認を受ける前に契約を行っているのであるから、広島県契約規則第6条に違反している。

(3) 指摘事項／意見

①【指摘】

再委託の承認を受ける前に受託者が再委託先に業務の発注をしていることを承知しながら、発注者が事後承認をしていることは、広島県契約規則第6条に違反している。

②【意見】

再委託の承認を受ける前に、受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせないよう徹底し、受託者が、特別の事情により再委託の承認を受ける前に再委託の発注をする必要がある場合は、再委託契約に停止条件を明記するよう指導すべきである。

部局・委員会名	空港港湾部	契約No.	2448
部課名	港湾企画整備室		
委託業務の内容	広島港出島地区コンテナゲート上屋新築工事に伴う実施設計委託		
委託先名称	(有)クラタニ設計事務所		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,093,050円		

(1) 委託業務の詳細

広島港出島地区コンテナゲート上屋新築工事に伴う実施設計

(2) 問題点・問題の状況

発注者と受託者との間の本件業務委託契約は、平成19年6月1日に締結されている。その後平成19年6月11日に、受託者は再委託先の資料を発注者に提出し再委託の承認を求め、これを発注者は同日で文書により承認している。しかし受託者は、文書による承認を受けた日より前である同年6月1日及び6月5日付で委託先と再委託先業者との間で、再委託に関する委託書及び受託書を交わしている。

広島県契約規則第6条では、特別の場合を除き原則として再委託を禁止している。これを受けて、ほとんどの委託契約書では再委託を原則として禁止すると共に、再委託をさせる場合には書面による事前承認を求めている。再委託の発注時期は、再委託の承認を得た後を予定している。しかし本契約においては、受託者が発注者の再委託承認を受ける前に契約を行っているのだから、広島県契約規則第6条に違反している。

(3) 指摘事項／意見

①【指摘】

再委託の承認を受ける前に受託者が再委託先に業務の発注をしていることを承知しながら、発注者が事後承認をしていることは、広島県契約規則第6条に違反している。

②【意見】

再委託の承認を受ける前に、受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせないよう徹底し、受託者が、特別の事情により再委託の承認を受ける前に再委託の発注をする必要がある場合は、再委託契約に停止条件を明記するよう指導すべきである。

部局・委員会名	土木部	契約No.	2449
部課名	ダム室		
委託業務の内容	仁賀ダム管理事務所新築工事に伴う実施設計委託		
委託先名称	中国セントラルコンサルタント(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,879,500円		

(1) 委託業務の詳細

仁賀ダム管理事務所新築工事に伴う実施設計業務である。

(2) 問題点・問題の状況

再委託の承認は、営繕室が委任（再下請け）承諾願にゴム印で承諾の印を押印して交付しており書面による承諾がされているものの、再委託の契約金額や再委託をする理由（必要性）についての書面がなく、承認に至るまでの審査が不明瞭になっている。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

再委託の内容確認が不十分である。再委託の承認に当たっては、予め再委託に出す業務の他に再委託の契約金額や再委託をする理由（必要性）などについての書面を提出させて審査をすべきである。

6 企業局

(A) 部局特有の特徴と問題点

平成19年度中に100万円以上支出した委託契約の件数は151件、その金額の合計は、約26億8100万円であり他の部局に比べて少ない。この中で随意契約の割合は、件数では約13.9%、金額では約11.7%となっているが、問題点があると思われる契約は多くはない。問題点があると思われる契約は3つである。

①企業局の再委託の承認日より前に、再委託契約が成立しているもの、②委託業務の主要部分について再委託をしており、委託料に占める再委託料の割合が70%を越えて大きいもの、また、③受託者が提出した再委託承認申請書に記載された脚注に、申請前に再委託契約を締結することを発注者が予定してい

るかの誤解を与えるおそれがあるものが見受けられた。

(B) 各契約について

部局・委員会名	企業局（公営企業部）	契約No.	196
部課名	広島西部水道事務所		
委託業務の内容	三ッ石浄水場沈殿池等清掃業務委託		
委託先名称	田中建設工業㈱		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	1,144,500円		

(1) 委託業務の詳細

業務委託契約書において、三ッ石浄水場殿池等清掃業務委託とされている。

(2) 問題点・問題の状況

- ① 本件は、沈殿池等清掃業務の委託であり、指名競争入札であるが、再委託を必要とする理由が「傾斜板沈殿池の清掃に、高圧洗浄車が必要で当社に機械がないため」として主要業務の再委託の承認申請をし、委託料の73.3%が再委託料となっている。
- ② 再委託申請書の脚注に、「（注）契約内容の確認できるもの（契約書の写し等）を添付すること」と印刷されているが、これでは、申請前に再委託契約を締結することを予定しているかの誤解を招く。本来は再委託の承認をすべきか否かの事前審査をするための資料として予定している契約案の添付を要求するものであるから、再委託申請書の脚注の表現に問題がある。企業局の説明では、企業局所定の書式ではなく、使われた再委託申請書は、土木局作成の「測量・建設コンサルタント等業務の発注における留意事項 第9の3及び別紙6」の書式を受託者が任意に使用したものと思われるとのことであった。

(3) 指摘事項／意見

① 【意見】

指名業者の選定は、業務の主要部分の作業ができる設備を有する事を条件とするか、有することを確認して行うべきである。

また、本件のように再委託先への委託料の割合が多くなるケースでは、再委託先に直接発注できるように、委託業務を分離させるか、入札参加資格者名簿を整えることを検討すべきである。

②【意見】

委託申請書の脚注に、「（注）契約内容の確認できるもの（契約書の写し等）を添付すること」としているが、これは事後承認を許容しているかの誤解を招く。今後もこの申請書の書式を使用するのであれば、申請時には脚注の記載は当該申請書から削除を求めべきである。

部局・委員会名	企業局（公営企業部）	契約No.	200
部課名	広島西部水道事務所		
委託業務の内容	三ッ石浄水場急速ろ過池設備点検整備業務委託		
委託先名称	荏原エンジニアリングサービス㈱		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	1,155,000円		

(1) 委託業務の詳細

業務委託契約書において、三ッ石浄水場急速ろ過池設備点検整備業務とされている。

(2) 問題点・問題の状況

注文書の日付は「7月13日」であり、注文請書記載の工事期間として記載されている業務委託期間が「7月13日～9月30日」とされていることから、再委託の契約日を示す注文請書の作成日は7月13日と考えられる。一方、業務の再委託承認申請書の申請日と企業局の再委託の承認日は、平成19年7月17日であるから、それより前の平成19年7月13日には、再委託契約が成立していると考えられ、再委託の承認は事後承認に当たると考えられる。

これに対し企業局は、本件は事後承認ではないという意見を述べ、その理由として「受託業者が再委託承認申請をする際、事前に再委託先・再委託金額等を定めておく必要があるが、企業局の委託契約における受託者においては、その依頼を注文書によっている場合が多く、企業局側も、再委託の承認

申請において、契約内容が確認できるものとして、この注文書が添付されている。」と説明された。

事実上、再委託承認申請の準備行為として、書面で再委託契約案の確認が必要であることは否定しないが、注文書と注文請書は契約成立をさせる意思表示文書であるから、このような書面を交付しても、未だ契約が成立していないという主張には無理があると思われる。事前準備としての書面での再委託契約案の確認作業は、契約を成立させる意思表示文書（注文書や注文請書）以外の書面によらなければ、当事者の真意と齟齬を生じるおそれがあるので問題である。

本件は、受託者が再委託の承認前に再委託の契約をしたこと、また発注者（企業局）が、再委託の事後承認をしたことは、委託契約書第3条において、再委託を原則禁止し、再委託が許容されるのは「あらかじめ書面による承諾を得た場合」に限定したことに違反している。また、再委託承認日（7月17日）より前（7月13日）から、再委託先が業務を開始することを、発注者（企業局）が、事実上承認していたとすれば、これも発注者（企業局）に委託契約書第3条違反に当たる。

（3）指摘事項／意見

①【指摘】

受託者が、再委託の承認を受ける前に再委託の契約を成立させていることは、委託契約第3条に違反しているが、発注者（企業局）が、これを承認（事後承認）したことも、委託契約第3条に違反している。

②【意見】

注文請書に工事期間として記載されている業務委託期間は「7月13日～9月30日」とされていることから、再委託の承認申請前から再委託先が業務を開始していた可能性も否定できない。従って再委託の承認申請前から業務を開始していたかどうかを調査し、もし開始していたなら、このようなことがないように今後の監督を徹底するよう指示すべきである。

③【意見】

受託者が再委託の承認を受ける前に、再委託先との間で注文書と注文請書により契約を成立させるのであれば、注文書と注文請書に、受託者が再委託の承認を受けることを停止条件とすることが明記されたものが提出された場合に限り、再委託承認申請を受理し、審査するべきである。

部局・委員会名	企業局（公営企業部）	契約No.	215
部課名	広島西部水道事務所		
委託業務の内容	三ッ石浄水場1系消石灰溶解槽他清掃及び点検業務委託		
委託先名称	株式会社テクノス広島営業所		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	3,994,200円		

(1) 委託業務の詳細

業務委託契約書において、三ッ石浄水場1系消石灰溶解槽他清掃及び点検業務とされている。

(2) 問題点・問題の状況

① 本件は、消石灰溶解槽他清掃及び点検の委託であり、指名競争入札であるが、再委託を必要とする理由が「専門業者の知識と経験を活かした清掃・点検をするため、製造メーカーに再委託したいため。」として主要業務の再委託の承認申請をしているが、委託料（変更前）の72.7%が再委託料である。これでは、一括再委託に極めて近い状況になっていると考えられ、契約書で再委託を禁じた趣旨を失わせている。

② 再委託申請書の脚注に、「（注）契約内容の確認できるもの（契約書の写し等）を添付すること」と印刷されているが、これでは、申請前に再委託契約を締結することを予定しているかの誤解を招くことになる。本件は、企業局N○196に述べたと同じ問題状況が見受けられる。

(3) 指摘事項／意見

① 【意見】

指名業者の選定は、業務の主要部分の作業ができる設備を有する事を条件とするか、有することを確認して行うべきである。

また、本件のように再委託先への委託料の割合が多くなるケースでは、再委託先に直接発注できるように、委託業務を分離させるか、入札参加資格者名簿を整えることを検討すべきである。

② 【意見】

委託申請書の脚注に、「（注）契約内容の確認できるもの（契約書の写し等）を添付すること」としているが、これは事後承認を許容しているかの誤解を招く。今後もこの申請書の書式を使用するのであれば、申請

時には脚注の記載は当該申請書から削除を求めべきである。

7 教育委員会

(A) 部局特有の特徴と問題点

平成19年度中に100万円以上支出した委託契約の件数は271件,その金額の合計は約19億6300万円であった。この中で随意契約の割合は,件数では約42.8%,金額では約32.9%となっているが,随意契約を必要とする理由に問題があるものはなかった。また指摘したものは無く,意見をのべたものは,①個人情報保護条項に関するもの6件であった。②契約条項に再委託の承認手続を書面によることを明記していないため,承諾の有無が不明になる危険性のあるものが3件,③他に指名競争入札の業者選定基準の緩和を要すると思われるもの1件(N○1422),④再委託することに関し必要と思われる手続が欠けているもの1件(N○17)であった。

(B) 各契約について

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	13
部課名	管理部総務課教育政策室		
委託業務の内容	広島県教育情報ネットワーク運用管理等業務		
委託先名称	西日本電信電話㈱広島支店		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	32,760,000円		

(1) 委託業務の詳細

- ①常駐保守業務
- ②遠隔監視業務(土・日・夜間等)
- ③ヘルプデスク業務
- ④改善提案業務
- ⑤教育情報データベース等保守業務
- ⑥教務事務支援システム保守等業務
- ⑦その他 Heiwa ネット運用にあたり必要となるその他の事務

(2) 問題点・問題の状況

委託業務の全部又は一部を第三者に委託することについて、委託契約書第5条では、「あらかじめ甲の承諾を得たときは」とあるが、書面による承諾をを必要とすることを明記していない。事実上、業務の再委託について県に文書で申請し、承諾を得ているので、実務上の問題はないが、契約書面と実務の食い違いがあることは、手続が曖昧になる可能性があるので問題がある。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

委託業務の全部又は一部を第三者に委託するときには、委託契約書において、書面による承諾を必要とすることを明記すべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	17
部課名	管理部教職員課		
委託業務の内容	平成20年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験（第2次試験）適性検査・判定業務		
委託先名称	サクセス・ベル(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	平成19年7月31日～平成19年8月30日		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	1,317,024円		

(1) 委託業務の詳細

内田クレペリン検査

Y-G性格検査

(2) 問題点・問題の状況

委託業務が、書面により県の承諾を得て、全面的に再委託されている。

仮に書面による承諾があったとしても全面再委託を許容することは、いわゆる丸投げを許容することになるから、契約規則第6条が、「履行を委託すること等を原則禁止」した趣旨に反する。それでも100%再委託をしなければならない場合は、法令その他の特別の理由を要すると考える。

本件は全面再委託の理由を、受託業者が「弊社が代理店につき」としているだけであり、これを善解すれば、再委託先が営業部門を有しないために、発注者と再委託先との直接契約ができない状態であるということが、

想定できなくはない。しかし単に「弊社が代理店につき」という理由だけで100%再委託を許容しなければならない特別の理由があると考えるべきではなかろう。

他の随意契約の全てが本件と同様の代理店方式を採った場合に、全てを全面的な再委託を承諾する事になりかねず、発注者と再委託先との直接契約をする場合に比較して、代理店に対し無駄な費用を払うことになるおそれを払拭できない。したがって弊害を生ずるおそれが大である。

特別の理由があることの資料として、再委託先がいかなる業者であるか、受託者が自らは受託業務を全くしないのに発注者と随意契約をした理由（発注者と再委託先との直接契約ができない理由）、再委託契約の内容などを説明した書面を徴取する必要があるが、そのような書面は提出されていない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

100%再委託すべき特別の理由があれば再委託の承諾申請を受け付ける際にこれを明記した書面を徴取すべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	54
部課名	管理部施設課		
委託業務の内容	広島県立芦品まなび学園高等学校校舎（39号棟）耐震改修工事に伴う実施設計委託		
委託先名称	（協）広島県東部設計センター		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	5,208,000円		

(1) 委託業務の詳細

広島県立芦品まなび学園高等学校校舎（39号棟）耐震改修工事に伴う実施設計委託

(2) 問題点・問題の状況

本件契約の受託者は協同組合広島県東部設計センターである。

同組合は、中小企業等協同組合法第3条1号の事業協同組合であり、定

款上、「組合員のためにする建設設計，工事監理及びこれに伴う設備，造園等の設計監理並びに土木測量設計及びこれに伴う調査等の共同受注」などの事業を行うとされている。

本件で気になった問題点は，協同組合広島県東部設計センターが受託者となり，受託者は，受託者の組合員や組合員以外の別業者に業務の一部を委託しているが，組合員に業務を任せる場合は，再委託の事前承諾手続を経ずに自由にされていることであった。

営繕課の回答によれば，「官公需適格組合制度の中小企業庁による証明を受けていないが，広島県の入札資格者名簿には登録されている業者であり，受注の形態からみて，組合員が業務の一部を担当することは建設設計業務等委託契約約款10条第3項の再委託に当てはまらないと理解している。このため組合員が業務の分担を受けて直接業務をする場合は再委託の承諾申請は不要，業務分担を受けた組合員がさらに組合以外の業者に業務委託する時に再委託の承諾申請書の提出を求めている。」とのことであった。

組合員が業務の分担を受けて直接業務をする場合は再委託の承諾申請は不要とする扱いは，中小企業庁による官公需適格組合制度の証明を受けた組合であれば問題とはならない。しかし，広島県の場合は，発注者（県）が協同組合の実体を判断することにより，官公需法上の官公需適格組合制度の証明を受けていない組合と証明を受けている組合とを全く同じ扱いをすることを可能にする。これは官公需について中小企業者の受注機会の確保という観点からは，積極的評価ができるものの，法律に基づき設立された協同組合であっても証明基準を設定して公の証明制度を設けていることの意味を失わせることになる。

本件は，過去何年も同じ組合が連続して受注しているということであり，実体が証明を受けている協同組合と等しいという。しかし，実体が証明を受けている協同組合と等しいのであれば官公需適格組合制度の証明を受けることも可能なはずである。従って，このような扱いを認めるためには，先に官公需適格組合制度の証明を受るよう促すべきである（なお，中小企業庁の資料によれば，2008年9月末現在，広島県内で官公需法上の官公需適格組合制度の証明を受けている組合数は11である。）。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

法律に基づく事業協同組合については，広島県の入札資格者名簿に登録する段階で，官公需適格組合制度の証明を受けていない組合については証明を受けるよう促すべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	409
部課名	尾道東高等学校		
委託業務の内容	昇降機保守点検業務		
委託先名称	㈱中国昇降機サービス		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	403,200円		

(1) 委託業務の詳細

昇降機保守点検業務

(2) 問題点・問題の状況

本件は再委託は行っていないが、契約書上、委託業務の全部又は一部を第三者に委託することについて、委託契約書第5条では、「あらかじめ甲の承諾を得たときは」とあり、書面による承諾を要すると明記していない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

委託業務の全部又は一部を第三者に委託するときには、委託契約書において、書面による承諾を要する旨明記すべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	505
部課名	大竹高等学校		
委託業務の内容	大竹高校機密文書処理業務		
委託先名称	安田金属㈱		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	29,452円		

(1) 委託業務の詳細

大竹高校の機密文書処理業務である。

(2) 問題点・問題の状況

機密書類等の処理業務でありながら、委託契約書に個人情報保護に関する条項の記載がない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

機密文書処理業務の委託は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守すべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	1422
部課名	戸手高等学校		
委託業務の内容	ごみ処理業務委託		
委託先名称	㈱オガワエコノス		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	466,200 円		

(1) 委託業務の詳細

ごみを校外に搬出し、ごみの処理等の関係法令に従い処分する業務である。

(2) 問題点・問題の状況

本件の業務内容ごみ処理であるが、指名業者が3者しかなく、そのうち入札した業者は2者だった。1者は辞退した。

本件契約の指名競争入札における指名業者の選定理由は、

- ① 過去5年間に本校での業務実績のある業者。
- ② 近隣に住所が登録されており、かつ近隣の県立高校で業務実績がある業者。

としている。これが指名業者や入札者数が少ない原因であると思料する。

特に、過去に実績がある業者に絞ると、新規業者の算入を排除することになる。指名業者選定の地域的範囲ももっと広げて入札をすべきである。

遠方の業者から入札があっても、遠距離運賃等が加算されてくるはずであり、かえって近隣業者との比較考量ができ、より客観性が増すと考えられる。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

指名業者の登録範囲を、地域的にもっと広げて、競争性を高めるべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	2023
部課名	教育部指導第三課		
委託業務の内容	豊かな体験活動推進事業業務		
委託先名称	福山市豊かな体験活動推進地域協議会		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	4,500,000円		

(1) 委託業務の詳細

体験活動推進地域においては、地域の実態を踏まえ、教育委員会、推進校、関係行政機関、社会教育団体等関係団体、企業等の関係者、有識者等により構成される、「豊かな体験活動推進地域協議会」を設置し、次のような事項について協議、情報交換等を行う。

- ①推進地域として推進校の取組み等を通じて実現したいねらいや重点
- ②推進校全体の連携や取組の進め方
- ③児童生徒の学校段階・学年等に応じた体験活動の効果的なカリキュラムなど教育課程を通じた体験活動の在り方
- ④推進校における体験活動実施に当たっての課題や全体の成果の取りまとめ等

体験活動推進校においては、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、同一推進地域の推進校と連携を図りつつ、他の学校のモデルとなる一定期間まとまった体験活動を実施する。

地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域へ出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、当該学校の活動を受け入れる地域との連携の下、異なる環境における一定期間まとまった

体験活動を実施する。

地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、当該学校の活動を受け入れる宿泊施設等との連携の下、長期にわたる宿泊を伴う、一定期間まとまった共同生活等の体験活動を実施する。

(2) 問題点・問題の状況

本契約は、福山市内13小学校の児童等が参加する事業であり、体験学習に参加した生徒に関する様々な情報を得ることになるが、委託契約書において、個人情報に関する条項の記載がない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

本件委託事業は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	2105
部課名	文化課		
委託業務の内容	埋蔵文化財発掘調査等業務		
委託先名称	(財)広島県教育事業団		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	10,354,521円		

(1) 委託業務の詳細

埋蔵文化財発掘調査等の業務である。

(2) 問題点・問題の状況

本契約書第5条では、「第1条第2号及び第3号の委託業務を、第三者に再委託してはならない。」とされており、委託業務のうちの一部の業務について再委託が無条件で可能となっている。

しかし、広島県契約規則第6条は特別の場合を除く再委託の原則禁止を謳っており、契約書の再委託禁止条項で初めから一部業務を除き、その除かれた業務の再委託承認申請を省略することは、委託業務が受託者の管理

の基に適正に行われるという委託者の期待に反し、広島県契約規則第6条の趣旨に反している。

(3) 指摘事項／意見

【指摘】

契約書で再委託禁止業務の除外業務を取り決めることは広島県契約規則第6条に違反している。やむを得ず再委託をする場合は、理由を付して書面による承諾をすることにより許容できるように、契約条項を改めるべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	2259
部課名	世羅高等学校		
委託業務の内容	世羅高等学校職員健康診断（尿検査）		
委託先名称	(株)リンショー		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	11,385円		

(1) 委託業務の詳細

世羅高等学校職員健康診断（尿検査）

(2) 問題点・問題の状況

職員の尿検査委託業務の委託であり、個人情報を取り扱っているが、契約書に個人情報保護に関する条項がない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

職員の尿検査委託業務の委託は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	2260
部課名	世羅高等学校		
委託業務の内容	世羅高等学校職員健康診断（聴力検査） （血圧検査） （血液検査） （心電図検査）		
委託先名称	医療法人社団 仁恵会 福山検診所		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	112,840円		

(1) 委託業務の詳細

世羅高等学校職員健康診断（聴力検査）（血圧検査）（血液検査）（心電図検査）

(2) 問題点・問題の状況

- ① 職員の健康診断業務の委託であり、血液検査・心電図検査・聴力検査・血圧検査は、個人情報を取り扱うことになるが、契約書に個人情報保護に関する条項がない。
- ② 業務の再委託につき、委託契約書第5条において、「ただし、甲の承諾がある場合には」とあり、書面による承諾を規定していない。

(3) 指摘事項／意見

① 【意見】

職員に対する血液検査・心電図検査・聴力検査・血圧検査は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

② 【意見】

再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	2 2 6 1
部課名	世羅高等学校		
委託業務の内容	世羅高等学校職員胸部X線検査業務		
委託先名称	(財)中国労働衛生協会		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	19,278円		

(1) 委託業務の詳細

世羅高等学校職員胸部X線検査業務

(2) 問題点・問題の状況

職員の胸部X線検査業務の委託であり、個人情報扱うことになるが、契約書に個人情報保護に関する条項がない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

職員の胸部X線間接撮影及び胸部精密検査は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	教育委員会	契約No.	2 4 0 8
部課名	福山北特別支援学校		
委託業務の内容	福山北特別支援学校児童・生徒及び教職員尿検査・蟻虫卵検査		
委託先名称	(株)福山臨床検査センター		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	44,645円		

(1) 委託業務の詳細

福山北特別支援学校児童・生徒及び教職員尿検査・蟻虫卵検査

(2) 問題点・問題の状況

児童・生徒及び教職員尿検査・蟻虫卵検査の委託であり、個人情報を取り扱うことになるが、契約書に個人情報保護に関する条項がない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

児童・生徒及び教職員尿検査・蟻虫卵検査は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

8 警察本部

(A) 部局特有の特徴と問題点

平成19年度中に100万円以上支出した委託契約の件数は210件、その金額の合計は、約16億4700万円であった。この中で随意契約の割合は、件数では約57.9%、金額では約59.5%となっているが、随意契約を必要とする理由に問題があるものは、1件(N○253)だけであった。指摘したものは無かった。低落札率の契約について意見を述べたものが6件あった他、個人情報保護条項に関し意見を述べたもの4件などが見受けられた。

県警本部所管の契約に多く見受けられた低落札率となった契約について、まとめて特徴と問題状況を述べることとする。

県警本部の発注する庁舎植栽管理業務、庁舎清掃業務、警察学校や寮の賄い業務、一般廃棄物処理業務委託などの一般競争入札においては、落札率が30%を下回る契約が他局に比較して多く見受けられる。これは他の入札参加業者の入札金額は予定価格の90%台であるにもかかわらず契約業者の入札金額は予定価格の30%以下となるのであるから、必ずしも設計金額や予定価格が高過ぎるというものではなく、入札業者が多く競争性が高いため予定価格を大幅に下回る価格での入札をする業者があるためであると考えられる。しかし、低落札率となれば、手抜き業務がなされる可能性が生じてくるので、それを防止するために検査体制を強化する必要がある。個々の契約の具体的状況は、後述する。

(B) 各契約について

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	9
部課名	総務部施設課		
委託業務の内容	機動隊等移転に伴う植栽の伐採処分業務		
委託先名称	(株)浜田樹苗園		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	268,800円		

(1) 委託業務の詳細

機動隊等移転に伴う植栽の伐採処分業務

(2) 問題点・問題の状況

入札業者が12者と多く競争性が高いため落札率は30%以下になっており、回答では「業者からは、収益性を顧みず低価格で入札に及んだと聴取している。」とされているから、業務の質の低下のおそれがないとはいえない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要がある。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	13
部課名	総務部施設課		
委託業務の内容	警察施設における建築物定期点検委託業務		
委託先名称	(有)アークス		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,837,500円		

(1) 委託業務の詳細

本件業務は、県内の警察施設における建築物について、建築基準法第12条2項に基づく建物の敷地及び構造について定期点検を実施し報告書

を提出するものである。特殊計器を使用する必要が無く、実労働としては、目視・点検表、図面作成だけである。

(2) 問題点・問題の状況

従来は敷地毎で設計し発注するようになっていたのを、平成19年度は、県下一括発注に変更し、積算は、「広島県建築物定期点検積算基準（平成19年版）」に準拠して行われていた。

設計積算は警察署単位での調査を想定していたが、契約業者は、少人数で広範囲の調査を実施したことから、当初の想定より人件費を抑えることが可能となったと考えられる。このことは、業者からの聞き取り結果に、「少人数で実施できた」とあることから伺える。

この結果落札価格が下がったものと思われる。発注方法を変えた効果が現れているといえる。

このように発注方法を変更することで人件費が大幅に削減されたのであれば、仕様や積算方法を見直せば設計金額の積算の時点で金額が下がっていた可能性があるということでもある。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

次回も県下一括発注を行うとすれば、積算を「広島県建築物定期点検積算基準（平成19年版）」に準拠してするとしても、実績を基に必要な人数の見直しを厳密にすべきである。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	33
部課名	総務部施設課		
委託業務の内容	比治山本町県警待機宿舎101号館エレベーター設備保守		
委託先名称	シンドラーエレベータ(株)		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	819,000円		

(1) 委託業務の詳細

比治山本町県警待機宿舎101号館の日立製15階床停止型エレベーター3台の設備保守業務である。

この保守点検作業は、通信回線により常時運転状態の遠隔監視を行うほ

か定期的に各部の点検清掃，注油及び調整を行い必要と認められる場合は，機器の構成部品の修理又は取替を行うものである。ただし，エレベーターが故障した場合は発注者の要求により速やかに技術員を派遣し修理を行う。保守点検作業に当たっては，これに要する諸材料は受託者の負担とされている。

(2) 問題点・問題の状況

落札率がきわめて低い理由は，受託者が間違えて3台分を1台分の値段で入札したものであると，業者から聞き取りを行っている。落札率は30%以下になっており利益幅が小さくなっていると考えられるから，業務の質の低下のおそれが無いとはいえない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要性がある。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	147
部課名	地域部地域課		
委託業務の内容	航空隊庁舎及び同敷地清掃業務		
委託先名称	㈱イズミテクノ		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	603,750円		

(1) 委託業務の詳細

広島県警察本部航空隊庁舎及び同敷地清掃業務である。平成19年度，20年度の2年契約である。

(2) 問題点・問題の状況

庁舎管理の業務委託においては，日常庁舎内の清掃を行うことで，個人情報を取り扱う可能性があると考えられるから，契約書に個人情報保護に関する条項を明記することが望ましいが，契約書に条項がない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから，契約書に個人情報保護に関する条項を明記し，広島県個人情報取扱委

託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	148
部課名	地域部通信指令課		
委託業務の内容	通信指令システム保守点検業務		
委託先名称	三菱電機(株)		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	44,625,000円		

(1) 委託業務の詳細

広島県警察が必要とする広島県警察独自の通信指令システムの構築を目的にソフトウェア開発，機器導入した「広島県警察総合通信指令システム」の保守点検業務を委託したものである。

(2) 問題点・問題の状況

5年連続同一業者と随意契約をしているが，随意契約を必要とする理由は，「指令システムは，指令業務処理システム，緊急配備支援システム等の複数のサブシステムからなっており各種情報をサブシステム間で共有する統合システムで三菱電機株式会社が構築したものであることから，三菱電機株式会社以外の者が迅速に保守作業を行うことはできない」ということであり問題はない。

過去5年間は，落札価格の平均額は，約5500万円であったが，平成19年度は，CIOの審査を経る事により仕様が変わったため，予定価格も落札価格も約4500万円に下がった。しかし，落札率は下表のとおり依然として高い。これは，一者随意契約であり競争性がないためであると考えられる。

年度	落札率
平成15年	100.0%
平成16年	99.5%
平成17年	100.0%
平成18年	99.2%
平成19年	99.5%

(3) 指摘事項／意見

【意見】

平成19年度はC I O（情報システム統括監）が審査した結果、仕様が変更され予定価格が大きく下がったという点では、C I O設置の成果が顕著であるといえるが、過年度分について述べれば設計金額や予定価格が業者の見積もりのとおりに決められており、設計金額及び予定価格が適切な金額であったとは言い難い。

今後、同じような理由により随意契約とする情報システム保守点検契約については、設計金額の妥当性を厳格に点検する必要があるから、C I Oによる審査により仕様の見直しを徹底すべきである。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	253
部課名	交通部運転免許課		
委託業務の内容	自動車運転免許関係資料の電算登録業務等委託		
委託先名称	(財) 広島県交通安全協会		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	随意契約		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	34,100,000円		

(1) 委託業務の詳細

委託する免許関係事務の内容は、①登録業務（警察庁との間でオンライン処理されている自動車運転免許関係情報の、端末装置からのデータ入力及び確認）、②免許データの照会業務（免許データの照会確認に対する入出力）、③委託者が指示する、自動車運転免許に関する簡易な事務補助などが主であり、実施の方法は「自動車運転免許関係資料の電算登録業務等処理要領」及び指導職員による教養及び実技指導により教示するものである。

(2) 問題点・問題の状況

随意契約を必要とする理由は認めるが、見積書取り寄せについては「委託先法人についての伺い書」では、財団法人広島県交通安全協会、指定自動車教習所（31校）などは道路交通法施行規則第31条4の2に定める「適切な組織及び能力を有する」と公安委員会が認めているながら、その他の者については、定款や寄付行為に記載された目的が「免許に関する事務は事業内容になじまない」「事業目的とは異なる」などという理由で、財

団法人広島県交通安全協会だけから見積書を取り、随意契約をしている。

しかし、定款の変更はどの法人でも可能であるから適切な組織及び能力を有する者であって業務を受託する意欲があれば、「定款の目的が、免許に関する事務となじまない」というだけの理由で、今後、契約の対象先から閉め出す必要はないと考えられる。

委託する免許関係事務の内容は、端末装置からのデータの入力及び確認、入出力が主である、民間企業でもできないとはいえない。このような業務の内容を考慮すれば、今後は、指名競争入札にすることを検討すべきである。

本件の随意契約を必要とする理由は形式的に過ぎるように見える。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

今後は、指名競争入札にすることを検討すべきである。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	256
部課名	交通部運転免許課		
委託業務の内容	広島県運転免許センター庁舎等の清掃業務委託		
委託先名称	株広島リバイン		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	7,245,000円		

(1) 委託業務の詳細

運転免許センター庁舎等の清掃業務である。業務内容は、清掃業務委託特記仕様書に基づいている。

(2) 問題点・問題の状況

日常の庁舎の内部の清掃業務において、個人情報に触れる可能性があると考えられるが、契約書に個人情報保護に関する条項がない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	273
部課名	交通部運転免許課		
委託業務の内容	広島県運転免許センター 庁舎植栽管理業務委託		
委託先名称	(株)緑松		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託 料支出金額（税込）	3,129,000円		

(1) 委託業務の詳細

広島県運転免許センターの庁舎植栽管理業務委託である。平成17年度以降は、2年契約にされている。

(2) 問題点・問題の状況

入札業者が14者と多く競争性が高いため落札率は30%以下になっており、利益幅が小さくなっていると考えられるから、業務の質の低下のおそれが無いとはいえない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要がある。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	575
部課名	警備部機動隊		
委託業務の内容	機動隊等庁舎清掃業務		
委託先名称	(有)駒田企画		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	1年間		
委託契約の方法	一般競争入札		
平成19年度中の委託 料支出金額（税込）	886,200円		

(1) 委託業務の詳細

機動隊等庁舎清掃業務である。

(2) 問題点・問題の状況

① 日常の庁舎の内部の清掃業務では、個人情報を取り扱うことになると考えられるが、契約書に個人情報保護に関する条項がない。

② 入札業者が10者と多く競争性が高いため落札率は30%以下になっている。このため利益幅が小さくなっていると考えられるから、業務の質の低下のおそれがないとはいえない。

(3) 指摘事項／意見

① 【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

② 【意見】

業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要がある。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	580
部課名	警察学校		
委託業務の内容	警察学校賄い業務		
委託先名称	ミールサービス(有)		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	1,517,244円		

(1) 委託業務の詳細

警察学校賄い業務委託である。原則として広島県の休日を定める条例第1条に規定する休日及びその前日の夕食を除き、毎食提供する。

(2) 問題点・問題の状況

落札率が非常に低い原因について、県警本部の回答では「平成17年度から指名業者数の倍増、翌年度から長期継続契約の導入により入札環境が変わり、どうしても落札したい業者が、企業努力により低価格で入札したもの。」とされている。契約業者のコメントとしては「競争入札が一般化し、新規業者の参入もあり、従来落札していた業務を他者に取られたので、

どうしても落札しなかったため、精一杯頑張りました。」とされている。入札業者が多く競争性が高いため落札率が20%を下回っており、利益幅が小さくなっていると考えられるから、業務の質の低下のおそれが無いとはいえない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要がある。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	612
部課名	広島東警察署		
委託業務の内容	一般廃棄物処理業務委託		
委託先名称	(株)センタークリーナー		
契約締結年度	平成19年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	181,440円		

(1) 委託業務の詳細

広島東警察署の一般廃棄物処理業務委託である。

(2) 問題点・問題の状況

2者から参考見積もりをとって予定価格を積算し、17者の指名競争入札をした。金額的に1年契約なら100万円未満になり随意契約だったが、2年の長期継続契約にしたため指名競争入札となった。このため落札率が下がった。入札方法の変更で落札率が下がって成果を上げた例である。

落札率が下がった理由は、仕様書の中に、資源ゴミ(紙類)(びん、缶、ペットボトル)の量が記載されており、資源のリサイクルが叫ばれており、ゴミが換金性をもつから、業者が資源ゴミを売る予定で価格を押さえたのではないかと推測している。

しかし、落札率は20%以下になって利益幅が小さくなっていると考えられるから、業務の質の低下のおそれが無いとはいえない。

(3) 指摘事項／意見

【意見】

業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要がある。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	766
部課名	尾道警察署		
委託業務の内容	尾道警察署若潮寮管理・賄い業務		
委託先名称	㈱ひろし本店		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額（税込）	4,158,000円		

(1) 委託業務の詳細

尾道警察署若潮寮（入寮者数31人）の管理・賄い業務である（2年契約）。管理業務のなかには、郵便物の收受配布、電報電話の取り次ぎ及び伝達などが含まれている。

(2) 問題点・問題の状況

① 独身寮管理・賄い業務委託指名資格名簿に13者の登録があるが、電話で入札参加意向の聞き取りをし、最終的に3者により競争入札を実施している。

警察本部の説明では、これは、業務内容が、年末年始を除き、管理業務として独身寮に1名を常駐させる、更には休日も含めた賄い業務というものであることから、個人事業者を除いた法人事業者7者を対象とし、更に入札参加の意向を示した3者により競争入札を行ったものであるとの事である。

しかしながら、契約規則27条では、指名競争入札ではなるべく5名以上指名しなければならないとされている。業務委託指名資格名簿に13者の登録があるのだから、指名競争入札を実施する前に、この中の特定の業者に電話をかけるなどして、参加意向を確認して業者を少数に絞るべき理由はない。最初から個人事業者についても、競争入札の対象として検討する必要があったのではないか。参加意向を示す個人事業者がいれば、より競争性の高い入札を実施することができたものとする。

② 寮の管理業務のなかには、郵便物の收受配布、電報電話の取り次ぎ及び伝達などの業務は、個人情報を取り扱うこととなると考えられるが、契約書に個人情報保護に関する条項がない。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

指名競争入札資格者名簿に登載された全業者を対象にするなど、より高い競争性を確保した指名競争入札を実施することが望ましい。

②【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

部局・委員会名	公安委員会	契約No.	801
部課名	福山東警察署		
委託業務の内容	若芦寮管理賄い業務		
委託先名称	株ひろし本店		
契約締結年度	平成18年度		
契約期間・年数	2年間		
委託契約の方法	指名競争入札		
平成19年度中の委託料支出金額(税込)	7,754,250円		

(1) 委託業務の詳細

福山東警察署若芦寮(部屋数64室 入寮者数64人)及び若芦第2寮(部屋数13室 入寮者数17人)の管理及び賄いに関する業務である(2年契約)。

管理業務のなかには、郵便物の收受配布、電報電話の取り次ぎ及び伝達などが含まれている。

(2) 問題点・問題の状況

① 地方自治法施行令第167条第2号により指名競争入札にするとされているが、指名業者数3者、入札者数2者、1者辞退であった。「若芦寮管理・賄業務委託の契約について(伺い)」によれば、平成16、17、18年度独身寮・賄い業務委託指名競争参加資格者名簿により、業者数が3業者に限定されると述べる。しかし、賄い業務委託であるNo.580の入札結果表によれば入札業者数は10社ある。No.766の「管理・賄い業務委託指名競争入札参加資格者名簿」では13者(個人を含む)ある。このようにして指名業者数を絞ることが高い落札率(100%)の原因と考えられる。3者に絞る理由は見当たらない。

② 寮の管理業務の中で、郵便物の收受配布、電報電話の取り次ぎ及び伝

達などの業務において、個人情報を取り扱うことになると考えられるが、契約書に個人情報保護に関する条項がない。

(3) 指摘事項／意見

①【意見】

指名競争入札資格者名簿に登載された全業者を対象にするなど、より高い競争性を確保した指名競争入札を実施することを検討すべきである。

②【意見】

個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。

9 問題の見当たらなかった部局・委員会

会計管理部，危機管理監，商工労働局，企画振興局，県議会事務局，選挙管理委員会事務局，監査委員事務局，人事委員会事務局，労働委員会事務局については，問題とすべきものは見当たらなかった。

第5 総括

- 1 指摘事項の内容別の件数は〔第12表〕のとおりである。その内訳は〔第13表〕のとおりであった。合规性に関して問題とすべきものの数は多くはなく、県全体としては、法規類はよく遵守されているという印象をもった。

〔第12表〕指摘事項の内容別の件数表

類型番号	指摘の内容	件数
指摘a	再委託に関するもの	7
指摘b	設計金額・予定価格算定に関するもの	5
指摘c	入札方法に関するもの	3
指摘d	随意契約の理由に関するもの	2
	計	17

〔第13表〕部局別・指摘事項の内訳表

局名・委員会名等	契約No.	業務の内容	類型番号
総務局	21	旅券等搬送業務	指摘 a
総務局	217	ひろしま公共施設予約システム保守業務（4～11月）	指摘 a
総務局	218	ひろしま公共施設予約システム保守業務（12～3月）	指摘 a
総務局総務課 福山地域事務所	394	福山地域事務所庁舎警備・駐車場管理	指摘 b
総務局総務課 福山地域事務所	396	福山地域事務所庁舎清掃	指摘 b
総務局総務課 尾三地域事務所	373	尾三地域事務所庁舎等管理業務委託	指摘 b
総務局総務課 福山地域事務所	393	福山地域事務所庁舎電気・機械設備保守	指摘 b
環境県民局	67	大気自動測定器等の保守管理業務	指摘 c
環境県民局	68	大気汚染監視測定局の吸収液調整等業務	指摘 c

病院事業部 県立病院課(安芸津)	200	感染性廃棄物収集・運搬・処分	指摘 a
病院事業部 県立病院課(広島)	16	空調・電気・衛生・設備保守	指摘 d
農林水産局	22	マリーナサイド海老園住宅用地の分譲地処分に係る現地駐在及び販売促進に関する契約	指摘 b
農林水産局 広島地域事務所	135	H19年度 宮島公園松くい虫防除緊急対策事業	指摘 d
土木局 空港港湾部	2448	広島港出島地区コンテナゲート上屋新築工事に伴う実施設計委託	指摘 a
土木部 土木部	2447	通常砂防工事大通院谷川公衆トイレ新築工事に伴う実施設計委託	指摘 a
建設局維持課 福山地域事務所	1888	小山田川 坊寺排水機場ポンプ分解整備業務委託	指摘 c
教育委員会事務局	2105	埋蔵文化財発掘調査等業務	指摘 a

2 意見の内容別の件数は〔第14表〕のとおりであった(ただし、高額医療機器の保守契約に関する意見は除く。)

〔第14表〕意見の内容別の件数表

類型番号	意見の内容	意見の件数
意見1	再委託関係に関するもの	25
意見2	設計金額または予定価格の算定に関するもの	5
意見3	随意契約理由、方法に関するもの	7
意見4	入札方法に関するもの	8
意見5	約款の問題のうち個人情報保護に関するもの	33
意見6	契約約款に関するもの	10
意見7	その他	11
	計	99

また、意見の部局別の内訳件数は〔第15表〕のとおりであった。

〔第15表〕意見の部局別の件数表

部局	契約 件数	意見1	意見2	意見3	意見4	意見5	意見6	意見7
総務局	17	5	1	1	0	14	0	0
環境県民局	3	0	0	0	1	0	2	0
健康福祉局 (一般会計)	4	0	1	0	0	0	2	1
健康福祉局 (病院会計)	10	4	0	2	1	4	1	0
農林水産局	11	7	1	2	2	2	0	2
土木局・ 都市局	11	6	1	1	0	3	5	0
企業局	2	1	0	0	0	0	0	1
教育委員会 事務局	11	4	0	0	2	6	0	0
警察本部	13	0	1	1	2	4	0	7
計	82	27	5	7	8	33	10	11

※1 契約に複数の意見のあるものがあるので、契約の計と意見の計は一致しない。

3 (1) 本文で述べたとおり、高額医療機器の保守点検業務委託については、不透明感が強い。これは広島県だけに止まらず全国的な医療機関に共通の問題であろうと考えられる。この委託料の公正・妥当さを担保するには、機器選定時の手続面と判断の適正さにかかっているととっても過言でない。

広島県においては、情報システムの導入や維持管理に関しては、CIOが全システムの点検を実施して成果をあげているところであり、高額医療機器の導入と保守点検業務についても、専門家による審査を充実させる必要があると考える。

(2) また、手続的な面で比較的軽んじられているのが再委託である。書面上の日付の操作で問題を隠すことが可能であるから、事実上の違反を完全に捕捉することまでは困難であるが、書面上の不備があっても事実上は問題がなく実施されているという説明がされるものがあり、書面上の不自然さを見過ごしているものが目についた。結果が良ければ良しとするのではなく、手続的な適正さ

を重視することが大切である。

(3) さらに約款に関する問題として、個人情報保護に関する条項の不備が比較的多く見受けられた。

4 ところで、監査の最中である2008（平成20）年8月、アメリカ発の世界金融危機が勃発し、不況の直撃を受けた企業の城下町といわれる自治体では、県民の雇用確保の観点から、特定企業に対する公費を投じた支援策を打ち出してきた。広島県では200台のマツダ車を公用車として購入すると報道された。本来であれば、一般競争入札を実施すべきところである。

また、2009（平成21）年2月24日には、広島県議会で県知事は、1億円未満の公共工事の一般競争入札について、事前公表する予定価格の75%としてきた最低制限価格を4月から約78%乃至84%に引き上げることを明らかにした。これは県の発注する公共工事については、低価格落札した契約工事の多くが採算割れの状態になっている実態が判明したとして、工事の品質や安全性の低下が懸念されることや低価格入札の傾向が業者の経営を圧迫していること、景気対策の観点等から決定されたことである。一般競争入札への参加は、業者が自己責任の下で経営判断をして決定することであるから、赤字覚悟で参加することもありえる。最低制限価格を上げることは、金額的な自由競争の範囲を狭めることになり、最低制限価格での入札が重複し、抽選で決定されるケースが多くなることが予想される。

行政機関の調達には、委託も公共工事も、相手方選定にあたっては最も少ない予算で最も大きな効果を得られることを目標とすることが原則であるが、これらの政策は、その原則とは相容れないものがある。緊急の支援策であるからこれらの政策に意見を述べるわけではないが、県財政の危機が叫ばれて久しい中で、県財政の圧迫要因になりかねないから、財務監査の観点からは問題がないとはいえない。

以上